

令和3年2月26日 開 会

令和3年3月19日 閉 会

# 令和3年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

## 2月26日（金曜日）第1号

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ○議事日程                               | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                        | 3  |
| ○出席議員                               | 5  |
| ○欠席議員                               | 5  |
| ○説明のため出席した者の職氏名                     | 5  |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名                 | 6  |
| ○開　　会（午前10時00分）                     | 7  |
| ○日程第1　会議録署名議員の指名について                | 7  |
| ○日程第2　会期の決定について                     | 7  |
| ○日程第3　諸般の報告について                     | 7  |
| ○日程第4　議第2号及び日程第5　議第3号               | 8  |
| 林市長提案説明                             | 8  |
| ○日程第6　質　　疑（議第2号及び議第3号）              | 10 |
| ○日程第7　討　　論（議第2号及び議第3号）              | 10 |
| ○日程第8　採　　決（議第2号及び議第3号）              | 10 |
| ○日程第9　発議第1号　山県市議会会議規則の一部を改正する規則について | 11 |
| 吉田茂広議会運営委員会委員長趣旨説明                  | 11 |
| ○日程第10　質　　疑                         | 11 |
| ○日程第11　討　　論                         | 12 |
| ○日程第12　採　　決                         | 12 |
| ○日程第13　議第4号から日程第49　議第40号まで          | 12 |
| 林市長提案説明                             | 14 |
| ○散　　会（午前11時12分）                     | 25 |

## 3月8日（月曜日）第2号

|              |    |
|--------------|----|
| ○議事日程        | 27 |
| ○本日の会議に付した事件 | 30 |
| ○出席議員        | 33 |
| ○欠席議員        | 34 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ○説明のため出席した者の職氏名           | 34 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名       | 34 |
| ○開　　議（午前10時00分）           | 35 |
| ○日程第1　質　　疑（議第4号から議第40号まで） | 35 |
| 11番　吉田茂広議員質疑              | 35 |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁          | 35 |
| 11番　吉田茂広議員質疑              | 36 |
| 奥田理事兼企画財政課長答弁             | 36 |
| 11番　吉田茂広議員質疑              | 37 |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁          | 37 |
| 6番　加藤義信議員質疑               | 37 |
| 江尾福祉課長答弁                  | 37 |
| 6番　加藤義信議員質疑               | 38 |
| 江尾福祉課長答弁                  | 38 |
| 6番　加藤義信議員質疑               | 38 |
| 久保田理事兼子育て支援課長答弁           | 39 |
| 6番　加藤義信議員質疑               | 40 |
| 久保田理事兼子育て支援課長答弁           | 40 |
| 6番　加藤義信議員質疑               | 40 |
| 服部教育長答弁                   | 41 |
| 6番　加藤義信議員質疑               | 41 |
| 日置学校教育課長答弁                | 41 |
| 6番　加藤義信議員質疑               | 42 |
| 服部教育長答弁                   | 42 |
| 8番　操　知子議員質疑               | 42 |
| 奥田理事兼企画財政課長答弁             | 42 |
| 8番　操　知子議員質疑               | 43 |
| 奥田理事兼企画財政課長答弁             | 43 |
| 8番　操　知子議員質疑               | 44 |
| 浅野農林畜産課長答弁                | 44 |
| 8番　操　知子議員質疑               | 45 |
| 大西建設課長答弁                  | 45 |

|                  |    |
|------------------|----|
| 8番 操 知子議員質疑      | 45 |
| 大西建設課長答弁         | 46 |
| 8番 操 知子議員質疑      | 46 |
| 大西建設課長答弁         | 47 |
| 3番 寺町祥江議員質疑      | 47 |
| 奥田理事兼企画財政課長答弁    | 47 |
| 3番 寺町祥江議員質疑      | 48 |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁 | 48 |
| 3番 寺町祥江議員質疑      | 48 |
| 奥田理事兼企画財政課長答弁    | 49 |
| 3番 寺町祥江議員質疑      | 49 |
| 浅野農林畜産課長答弁       | 49 |
| 3番 寺町祥江議員質疑      | 50 |
| 浅野農林畜産課長答弁       | 50 |
| ○休 憩（午前10時50分）   | 50 |
| ○再 開（午前11時05分）   | 50 |
| 9番 福井一徳議員質疑      | 51 |
| 大西建設課長答弁         | 51 |
| 9番 福井一徳議員質疑      | 51 |
| 此島理事兼総務課長答弁      | 52 |
| 9番 福井一徳議員質疑      | 53 |
| 此島理事兼総務課長答弁      | 53 |
| 9番 福井一徳議員質疑      | 53 |
| 奥田理事兼企画財政課長答弁    | 53 |
| 9番 福井一徳議員質疑      | 53 |
| 此島理事兼総務課長答弁      | 54 |
| 9番 福井一徳議員質疑      | 54 |
| 此島理事兼総務課長答弁      | 54 |
| 9番 福井一徳議員質疑      | 55 |
| 大西建設課長答弁         | 55 |
| 9番 福井一徳議員質疑      | 55 |
| 此島理事兼総務課長答弁      | 56 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 9番 福井一徳議員質疑                | 56 |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁           | 57 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 57 |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁           | 57 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 58 |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁           | 58 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 58 |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁           | 59 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 59 |
| 奥田理事兼企画財政課長答弁              | 60 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 60 |
| 此島理事兼総務課長答弁                | 60 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 61 |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁           | 61 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 62 |
| 浅野農林畜産課長答弁                 | 62 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 63 |
| 浅野農林畜産課長答弁                 | 63 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 64 |
| 大西建設課長答弁                   | 64 |
| 9番 福井一徳議員質疑                | 65 |
| 此島理事兼総務課長答弁                | 65 |
| 9番 福井一徳議員発言                | 66 |
| 12番 石神 真議員質疑               | 66 |
| 久保田理事兼子育て支援課長答弁            | 67 |
| 12番 石神 真議員質疑               | 67 |
| 久保田理事兼子育て支援課長答弁            | 67 |
| ○日程第2 委員会付託（議第4号から議第40号まで） | 68 |
| ○散 会（午後0時01分）              | 68 |
| 3月15日（月曜日）第3号              |    |
| ○議事日程                      | 69 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| ○本日の会議に付した事件              | 69 |
| ○出席議員                     | 69 |
| ○欠席議員                     | 69 |
| ○説明のため出席した者の職氏名           | 69 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名       | 70 |
| ○開　　議（午前10時00分）           | 71 |
| ○日程第1　一般質問                | 71 |
| 1．1番　田中辰典議員質問             | 71 |
| （1）コロナ禍における公民館活動の取り組みについて | 71 |
| 土井生涯学習課長答弁                | 71 |
| 田中辰典議員質問                  | 72 |
| 土井生涯学習課長答弁                | 72 |
| 田中辰典議員発言                  | 72 |
| 2．2番　奥田真也議員質問             | 73 |
| （1）河川に関する安心安全と環境保全について    | 73 |
| 大西建設課長答弁                  | 73 |
| 谷村市民環境課長答弁                | 74 |
| 奥田真也議員質問                  | 75 |
| 谷村市民環境課長答弁                | 75 |
| 奥田真也議員発言                  | 75 |
| （2）投票済証明書の改善について          | 76 |
| 此島理事兼総務課長答弁               | 76 |
| 奥田真也議員質問                  | 77 |
| 此島理事兼総務課長答弁               | 78 |
| 奥田真也議員発言                  | 78 |
| （3）選挙公営について               | 78 |
| 此島理事兼総務課長答弁               | 79 |
| 奥田真也議員発言                  | 80 |
| 3．12番　石神　真議員質問            | 80 |
| （1）山県市のグッズを               | 81 |
| 林市長答弁                     | 81 |
| 石神　真議員質問                  | 82 |

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 林市長答弁                        | 82  |
| 石神 真議員発言                     | 82  |
| ○休憩（午前10時46分）                | 83  |
| ○再開（午前11時05分）                | 83  |
| 4. 4番 加藤裕章議員質問               | 83  |
| （1）タブレットパソコンの活用について          | 83  |
| 日置学校教育課長答弁                   | 84  |
| 加藤裕章議員発言                     | 85  |
| （2）「麒麟がくる」に関わる取り組みの検証と今後について | 85  |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁             | 85  |
| 土井生涯学習課長答弁                   | 87  |
| 加藤裕章議員質問                     | 87  |
| 長野まちづくり・企業支援課長答弁             | 88  |
| 加藤裕章議員発言                     | 90  |
| 5. 7番 郷 明夫議員質問               | 90  |
| （1）「山林保全で適正な管理を」について         | 90  |
| 浅野農林畜産課長答弁                   | 92  |
| 郷 明夫議員質問                     | 93  |
| 浅野農林畜産課長答弁                   | 94  |
| 郷 明夫議員質問                     | 94  |
| 浅野農林畜産課長答弁                   | 95  |
| ○休憩（午前11時55分）                | 95  |
| ○再開（午後1時00分）                 | 95  |
| 6. 6番 加藤義信議員質問               | 95  |
| （1）本市の新型コロナウイルスワクチン接種について    | 95  |
| 藤田健康介護課長答弁                   | 96  |
| 加藤義信議員質問                     | 98  |
| 藤田健康介護課長答弁                   | 98  |
| 加藤義信議員質問                     | 99  |
| 藤田健康介護課長答弁                   | 100 |
| （2）3歳児健診における視覚検査について         | 100 |
| 久保田理事兼子育て支援課長答弁              | 102 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 加藤義信議員質問                    | 103 |
| 久保田理事兼子育て支援課長答弁             | 104 |
| 加藤義信議員質問                    | 104 |
| 久保田理事兼子育て支援課長答弁             | 105 |
| ○休憩（午後1時37分）                | 106 |
| ○再開（午後1時50分）                | 106 |
| 7. 3番 寺町祥江議員質問              | 106 |
| （1）多様な力が活きる山口市役所に           | 106 |
| 此島理事兼総務課長答弁                 | 107 |
| 寺町祥江議員質問                    | 108 |
| 此島理事兼総務課長答弁                 | 109 |
| 寺町祥江議員発言                    | 110 |
| （2）コロナ禍の学校教育と今後             | 110 |
| 日置学校教育課長答弁                  | 111 |
| 寺町祥江議員質問                    | 112 |
| 日置学校教育課長答弁                  | 112 |
| 寺町祥江議員質問                    | 113 |
| 服部教育長答弁                     | 114 |
| 寺町祥江議員発言                    | 115 |
| （3）保育園の民営化導入後を見据えた保育の長期ビジョン | 115 |
| 林市長答弁                       | 116 |
| 寺町祥江議員質問                    | 117 |
| 林市長答弁                       | 118 |
| ○休憩（午後2時35分）                | 119 |
| ○再開（午後2時50分）                | 119 |
| 8. 9番 福井一徳議員質問              | 119 |
| （1）山口市の急傾斜地危険区域の現状と災害対策について | 119 |
| 大西建設課長答弁                    | 120 |
| 福井一徳議員質問                    | 121 |
| 大西建設課長答弁                    | 123 |
| 福井一徳議員質問                    | 124 |
| 宇野副市長答弁                     | 124 |



|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 福井一徳議員発言                    | 124 |
| (2) 国道256号高富バイパスの「道路事業」について | 124 |
| 浅井理事兼地方創生監答弁                | 125 |
| 福井一徳議員質問                    | 126 |
| 浅井理事兼地方創生監答弁                | 127 |
| 福井一徳議員質問                    | 128 |
| 浅井理事兼地方創生監答弁                | 130 |
| 福井一徳議員発言                    | 130 |
| ○散 会 (午後3時32分)              | 131 |

### 3月19日(金曜日)第4号

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| ○議事日程                     | 133 |
| ○本日の会議に付した事件              | 139 |
| ○出席議員                     | 146 |
| ○欠席議員                     | 146 |
| ○説明のため出席した者の職氏名           | 146 |
| ○職務のため出席した事務局職員の職氏名       | 147 |
| ○開 議 (午前10時00分)           | 148 |
| ○日程第1 常任委員会委員長報告          | 148 |
| ○日程第2 委員長報告に対する質疑         | 151 |
| ○休 憩 (午前10時17分)           | 151 |
| ○再 開 (午前10時18分)           | 151 |
| ○日程第3 討 論 (議第4号から議第40号まで) | 151 |
| 3番 寺町祥江議員賛成討論             | 151 |
| 9番 福井一徳議員反対討論             | 152 |
| 9番 福井一徳議員賛成討論             | 154 |
| ○日程第4 採 決 (議第4号から議第40号まで) | 155 |
| ○休 憩 (午前10時48分)           | 163 |
| ○再 開 (午前11時00分)           | 164 |
| ○日程第5 特別委員会の中間報告について      | 164 |
| ○閉 会 (午前11時13分)           | 168 |
| ○会議録署名者                   | 168 |

令和3年2月26日

# 山口市議会定例会会議録

(第 1 号)

## 山県市議会定例会会議録

第1号 2月26日（金曜日）

- 
- 議事日程 第1号 令和3年2月26日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 質 疑  
議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 討 論  
議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 採 決  
議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 発議第1号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ

|       |       |  |
|-------|-------|--|
|       |       | いて   |
| 日程第19 | 議第10号 | 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第20 | 議第11号 | 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第21 | 議第12号 | 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について                                 |
| 日程第22 | 議第13号 | 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第23 | 議第14号 | 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第24 | 議第15号 | 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第25 | 議第16号 | 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について                                  |
| 日程第26 | 議第17号 | 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第27 | 議第18号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第28 | 議第19号 | 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について   |
| 日程第29 | 議第20号 | 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について                                    |
| 日程第30 | 議第21号 | 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について  |
| 日程第31 | 議第22号 | 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について                                     |
| 日程第32 | 議第23号 | 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について                                 |
| 日程第33 | 議第24号 | 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）  |
| 日程第34 | 議第25号 | 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                                    |
| 日程第35 | 議第26号 | 令和3年度山県市一般会計予算   |
| 日程第36 | 議第27号 | 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算   |
| 日程第37 | 議第28号 | 令和3年度山県市介護保険特別会計予算   |
| 日程第38 | 議第29号 | 令和3年度山県市後期高齢者医療特別会計予算  |
| 日程第39 | 議第30号 | 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計予算   |

|       |       |                        |
|-------|-------|------------------------|
| 日程第40 | 議第31号 | 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第41 | 議第32号 | 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算  |
| 日程第42 | 議第33号 | 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算    |
| 日程第43 | 議第34号 | 令和3年度山口市水道事業会計予算       |
| 日程第44 | 議第35号 | 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について    |
| 日程第45 | 議第36号 | 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について    |
| 日程第46 | 議第37号 | 権利の放棄について              |
| 日程第47 | 議第38号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について      |
| 日程第48 | 議第39号 | 第8期山口市高齢者福祉計画の策定について   |
| 日程第49 | 議第40号 | 第4次山口市障がい者計画の策定について    |

---

○本日の会議に付した事件

|       |                |                              |
|-------|----------------|------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名について |                              |
| 日程第2  | 会期の決定について      |                              |
| 日程第3  | 諸般の報告について      |                              |
| 日程第4  | 議第2号           | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて     |
| 日程第5  | 議第3号           | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて     |
| 日程第6  | 質 疑            |                              |
|       | 議第2号           | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて     |
|       | 議第3号           | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて     |
| 日程第7  | 討 論            |                              |
|       | 議第2号           | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて     |
|       | 議第3号           | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて     |
| 日程第8  | 採 決            |                              |
|       | 議第2号           | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて     |
|       | 議第3号           | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて     |
| 日程第9  | 発議第1号          | 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について      |
| 日程第10 | 質 疑            |                              |
| 日程第11 | 討 論            |                              |
| 日程第12 | 採 決            |                              |
| 日程第13 | 議第4号           | 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第14 | 議第5号           | 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 |

|       |       |  |
|-------|-------|--|
|       |       | 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第15 | 議第6号  | 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について                                      |
| 日程第16 | 議第7号  | 山口市国民健康保険税条例及び山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第17 | 議第8号  | 山口市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について                                    |
| 日程第18 | 議第9号  | 山口市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について                                 |
| 日程第19 | 議第10号 | 山口市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第20 | 議第11号 | 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第21 | 議第12号 | 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について                                 |
| 日程第22 | 議第13号 | 山口市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第23 | 議第14号 | 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第24 | 議第15号 | 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第25 | 議第16号 | 山口市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について                                  |
| 日程第26 | 議第17号 | 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第27 | 議第18号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第28 | 議第19号 | 山口市食育推進会議条例を廃止する条例について   |
| 日程第29 | 議第20号 | 山口市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について                                    |
| 日程第30 | 議第21号 | 山口市準用河川流水占用料等徴収条例について  |
| 日程第31 | 議第22号 | 山口市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について                                     |
| 日程第32 | 議第23号 | 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について                                 |

|       |       |                             |
|-------|-------|-----------------------------|
| 日程第33 | 議第24号 | 令和2年度山口市一般会計補正予算（第9号）       |
| 日程第34 | 議第25号 | 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第35 | 議第26号 | 令和3年度山口市一般会計予算              |
| 日程第36 | 議第27号 | 令和3年度山口市国民健康保険特別会計予算        |
| 日程第37 | 議第28号 | 令和3年度山口市介護保険特別会計予算          |
| 日程第38 | 議第29号 | 令和3年度山口市後期高齢者医療特別会計予算       |
| 日程第39 | 議第30号 | 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計予算        |
| 日程第40 | 議第31号 | 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算      |
| 日程第41 | 議第32号 | 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算       |
| 日程第42 | 議第33号 | 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算         |
| 日程第43 | 議第34号 | 令和3年度山口市水道事業会計予算            |
| 日程第44 | 議第35号 | 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について         |
| 日程第45 | 議第36号 | 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について         |
| 日程第46 | 議第37号 | 権利の放棄について                   |
| 日程第47 | 議第38号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について           |
| 日程第48 | 議第39号 | 第8期山口市高齢者福祉計画の策定について        |
| 日程第49 | 議第40号 | 第4次山口市障がい者計画の策定について         |

---

○出席議員（13名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番  | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番  | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番  | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番  | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君  |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

市長 林 宏 優 君 副市長 宇野 邦 朗 君

|                  |        |               |       |
|------------------|--------|---------------|-------|
| 教育長              | 服部和也君  | 理事兼<br>総務課長   | 此島祐司君 |
| 理事兼<br>地方創生監     | 浅井聡君   | 理事兼<br>企画財政課長 | 奥田英彦君 |
| 税務課長             | 山田正広君  | 市民環境<br>課長    | 谷村政彦君 |
| 福祉課長             | 江尾浩行君  | 健康介護<br>課長    | 藤田弘子君 |
| 理事兼<br>子育て支援課長   | 久保田裕司君 | 農林畜産<br>課長    | 浅野晃秀君 |
| 水道課長             | 高瀬正人君  | 建設課長          | 大西一也君 |
| まちづくり・<br>企業支援課長 | 長野健一君  | 会計管理者         | 安川英明君 |
| 学校教育<br>課長       | 日置智夫君  | 生涯学習<br>課長    | 土井義弘君 |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 棚橋輝英君  | 書記 | 水谷勝彦君 |
| 書記   | 長谷部尊徳君 |    |       |

---



午前10時00分開会

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（武藤孝成君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、10番 山崎 通君、11番 吉田茂広君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（武藤孝成君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの22日間とし、2月27日から3月7日まで、3月9日から14日まで、17日及び18日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの22日間とし、2月27日から3月7日まで、3月9日から14日まで、17日及び18日を休会とすることに決定されました。

---

日程第3 諸般の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年2月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席しました会議について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴う国の緊急事態宣言が発令されたことなどにより、2月5日、瑞穂市において開催される予定でありました第285回岐阜県市議会議長会議は、書面会議による開催に変更されました。

書面会議では、会務報告が承認されたほか、5議案について各市からの賛否の報告が集計された結果、原案のとおり可決されました。

2月10日、令和3年第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席いたしました。

会議では、令和3年度当初予算の議案を審議し、原案のとおり可決されました。  
以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

日程第4 議第2号及び日程第5 議第3号

○議長（武藤孝成君） 日程第4、議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第5、議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、おはようございます。

本日は、令和3年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まず初めに、2月13日に発生をいたしました福島県沖を震源とする地震では、福島、宮城両県で震度6強を観測し、1名の方が亡くなったほか、10県で180人以上の方々が負傷されました。また、3,100棟以上の住宅が損壊するなど大規模な災害となりました。10年前の東日本大震災の余震と言われておりますが、改めて防災対策の重要性を強く認識したところでもございます。亡くなられた方に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を願うところでございます。

さて、新型コロナウイルスへの対応に明け暮れたと言っても過言ではない、令和2年度も年度末を迎えようとしております。

この新型コロナウイルスにつきましては、昨年末から年始にかけて、全国的な感染拡大を受け、1月14日には東京都をはじめとする1都3県に続き、岐阜県を含む7府県に、特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

緊急事態宣言の発令後、本県では皆様の御理解と御協力によりまして、新規感染者は減少傾向を見せ始めているほか、病床使用率も低下傾向を示しております。

また、本市におきましても、1月24日に42人目の陽性者が確認されて以降、幸いにいたしまして、新たな感染は確認されていないところでございます。

こういった状況を踏まえまして、現在、国においては、3月7日の期限を待たずに宣言を解除することが検討されております。しかしながら、これまでの新型コロナウイルスとの闘いの経過を踏まえすと、一旦気を緩めると、瞬く間に新たな感染拡大の波

がやってくることは容易に想像できるどころであり、たとえ解除されたとしても、決して気を緩めることはできないと考えております。

市民の皆様や飲食店をはじめとする事業者の皆様には、これまでも外出の自粛や営業時間の短縮要請など、大変な御不便や御苦勞をおかけしておりますが、事態の収束に向け、引き続きマスクの着用や手洗い、手や指の消毒のほか、不要不急の外出自粛の徹底などの取組に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルスの終息に向け、大きな役割を果たすことが期待されているのが、先日、国立病院等の医療従事者に対して開始されたワクチンの接種でございます。

国から示されている接種の優先順位では、3月中に医療従事者の方を対象に接種を開始し、その後、高齢者、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者、一般市民への方々と、順次接種を進めていくこととなっております。

本市におきましても、現在、県や医師会と連携をいたしまして、市民の皆様からの相談の窓口の設置も含め、接種体制の整備を行い、市内4か所の施設において集団接種を行えるよう準備をいたしております。また、各医療機関での個別接種につきましても、医師会と調整をしているところでございます。

現時点では、配分される時期やワクチンの量などの情報が県から示されておきませんが、本市といたしましては、市民の皆様暮らしを守るため、ワクチンが確保され次第、速やかに接種を開始できるよう尽力してまいりますので、議員皆様をはじめ、市民の皆様には格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしております案件は、人事案件2件、条例案件20件、補正予算案件2件、当初予算案件9件、その他案件6件の計39案件でございます。

それでは、ただいま上程されました2案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1をお願いいたします。

資料ナンバー1の1ページ、2ページをお願いいたします。

議第2号から議第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年6月30日をもって任期満了となる2名の人権擁護委員の候補者として、梅田牧男氏と山本美鈴氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

梅田氏は山県市平井に、また、山本氏は岩佐にお住まいでございますが、ともに人権擁護の重要性を認識され、住民の信頼も厚く、人格見識ともに適任と思われまますので、再任するため推薦しようとするものでございます。

なお、任期は令和3年7月1日からの3年間でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

---

#### 日程第6 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第6、質疑。

これより議第2号及び議第3号に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第2号及び議第3号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号及び議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議第2号及び議第3号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

---

#### 日程第7 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第7、討論。

これより議第2号及び議第3号の議案に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第8 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第8、採決。

これより採決を行います。

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり

り、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

議第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

---

日程第9 発議第1号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（武藤孝成君） 日程第9、発議第1号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 吉田茂広君。

○議会運営委員会委員長（吉田茂広君） 議長からお許しをいただきましたので、それでは、発議第1号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をいたします。

今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、第2条及び第84条において、本会議及び委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について、産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るものであります。

第98条の改正は、地方自治法の一部改正に伴う例規整備の改正漏れによるものであります。

また、市議会に対する請願に係る押印の見直しを行うため、第132条において、請願者に対し提出時に求めている押印を、署名または記名押印に改めるなどの改正をするものであります。

以上、趣旨説明を申し上げ、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

---

日程第10 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第10、質疑。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第11 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第11、討論。

これより討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第12 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第12、採決。

これより採決を行います。

発議第1号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議第4号から日程第49 議第40号まで

○議長（武藤孝成君） 日程第13、議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第6号 山県市附属機関設置条例の一

部を改正する条例について、日程第16、議第7号 山口市国民健康保険税条例及び山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第8号 山口市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第9号 山口市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第10号 山口市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第11号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第12号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第13号 山口市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第14号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第15号 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第16号 山口市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第17号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第28、議第19号 山口市食育推進会議条例を廃止する条例について、日程第29、議第20号 山口市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について、日程第30、議第21号 山口市準用河川流水占用料等徴収条例について、日程第31、議第22号 山口市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について、日程第32、議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第33、議第24号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第9号）、日程第34、議第25号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第35、議第26号 令和3年度山口市一般会計予算、日程第36、議第27号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計予算、日程第37、議第28号 令和3年度山口市介護保険特別会計予算、日程第38、議第29号 令和3年度山口市後期高齢者医療特別会計予算、日程第39、議第30号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計予算、日程第40、議第31号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算、日程第41、議第32号 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算、日程第42、議第33号 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算、日程第43、議第34号 令和3年度山口市水道事業会計予算、日程第44、議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について、日程第45、議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について、日程第46、議第37号 権利の放棄について、日程第47、議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について、日程第48、議第39号 第8期山口市高齢者福祉計画の策定について、日程第49、議第40号 第4次山口市障がい者計画の策定について、以上

37議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま提案されました諸議案の提案説明をさせていただきに当たりまして、令和3年度の市政運営に関する基本的な考えを申し述べさせていただきます。令和3年度の当初予算から順次御説明を申し上げます。

まず、本市の財政状況についてでございます。

財政力や財政構造を判断する指標はいろいろありますが、中長期的に持続可能な財政運営を継続していく上で重要な指標は実質単年度収支だと考えられます。本市の実質単年度収支は平成26年度以降は赤字となり、令和2年度も赤字の見込みとなっております。一方、本市の借入総額は、平成21年度末の約368億円が最も多い残高でありましたが、令和3年度末には約218億円となる見込みでございます。

また、本市の最大の歳入の地方交付税は、国勢調査人口の減少など、減少となる見込みであり、さらに新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、市民税が大きく減少する予算としております。今後も厳しい財政状況が続いていくものと考えられます。

こうした中で、令和2年にはインターチェンジの供用開始ですとか、本市ゆかりの明智光秀を主人公としたNHK大河ドラマが放映され、コロナ禍にもかかわらず、大桑城跡や桔梗塚には多くの方に来訪していただきました。

本市といたしましては、この効果を最大限に活用しながら、またこれらを契機といたしまして、本市が今なすべき施策については積極的に推進をいたしまして、時期を逸することのないようにしていかなければならないと考えております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった1年となりました。

東京オリンピック・パラリンピックなどのビッグイベントも延期されましたが、本年は開催されることを願っております。本市でも、東京オリンピック・パラリンピック終了後にはねりんピック岐阜が開催される予定となっております。

こうした中で、2月には医療従事者向けの新型コロナウイルスワクチン接種が開始され、一刻も早く終息させるためには最優先で新型コロナウイルス感染症対策を行っていかねばならないものと考えております。

そこで、ポストコロナ時代を視野に入れた新たな日常の実現を重点施策に加えまして、昨年度までの包括的な子育て支援と女性の活躍、インターチェンジ開通を契機としたまちづくり、健康寿命の延伸と高齢者の活躍、防災減災による市民の安全性確保、この4つの柱と併せて、5つの柱として施策を実施してまいります。

本市では、昨年度より女性が活躍できる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推



進に熱心に取り組まれている企業を山県市さくらカンパニーに認定しております。昨年度の10事業所のうちの2事業所が今年度の岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業に認定されるなどレベルアップされており、市内企業の魅力的な職場環境づくりが進んでいることは大変喜ばしいことでございます。

今後におきましても、市内企業の良い就労環境を促進して、地域産業の成長を支援するとともに、次世代を担う子供たちの教育支援、市民の健康づくりの促進や平和意識等の啓発を推進してまいります。

無論、こうしたことは行政だけの力で成し遂げていくことはできません。議会の皆様はもちろん、市民の皆様方や市内に関わりを持つ方々との対話を大切にしながら、少しでも多くの方々の共感の下に、このふるさと山県の持続発展を推進してまいりたいと考えております。今後とも、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。

令和3年度の当初予算につきましては、今まで申し上げてきたようなことを背景といたしまして、先ほど説明いたしました5つの重点施策としながら、明日へとつなぐ持続型予算といたしております。

それでは、まず、資料4-2の1ページを御覧願います。資料4-2の1ページから御説明をいたします。

令和3年度の当初予算原案の総額は、一般会計が136億9,000万円で、対前年度約4%の減としております。特別会計と企業会計を合わせた総額においても、223億2,656万3,000円と、対前年度約1.07%の減としているところでございます。

一般会計においては、最近多くの寄附を頂いているふるさと応援基金の繰入金を増加させるとともに、後年度の償還額に対して地方交付税の算入がある有利な地方債、辺地債や過疎債でございますが、こうしたものなども活用いたしまして、歳出予算の抑制に努め、実質的な財源不足による財政調整基金の繰入れにより予算編成をしているところでございます。

右側の表で、市税は1億8,273万4,000円の減額、地方交付税は3億の減額を見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響により市民税が大きく減少しており、本市最大の収入であります地方交付税は、国勢調査人口の減少による減少と、合併特例債の償還が一部終了したことによる交付税措置が減少するため、当初予算ベースでは減額となっております。

次に、真ん中の表の地方債関係では、地方財政不足額を補填するための臨時財政対策債の限度額は1億5,600万円の増額を見込んでおります。また、有利な地方債であります

緊急自然災害防止対策事業債、過疎債、辺地債を計上いたしております。

以上を踏まえまして、一般会計の起債発行総額は13億570万円と、前年度より4億2,170万円減額させております。

他方、下の表の基金繰入では、ふるさと応援基金を1億8,272万8,000円増額し、引き続き、減債基金と魅力あるまちづくり基金を繰入れし、実質的財源不足を補う財政調整基金の繰入れは前年度より4,752万8,000円増額させ、5億6,191万5,000円としております。

来年度当初の一般職員数につきましては、39ページにございますが、会計年度任用職員と再任用職員を含め646名としており、前年度から20名の増加となっております。

続いて、令和3年度当初予算における歳出の主な施策につきましては、先ほど申し上げました5つの重点事項の観点によりまして、順次説明させていただきます。

参考となります資料は4-3の6ページ以降でございます。

最初に、包括的な子育て支援と女性の活躍でございます。

子供の健全な成長を育む環境整備といたしまして、保育園関係では、森林環境譲与税を活用し、保育園の机、椅子などを木製に変更することにより、園児に木と触れ合う機会を増やし、自然体験型保育では、自然に触れ合える環境での自然保育体験事業を拡充し、小学校5年生を対象に市内の自然を活用したフィールドワークを川の学校体験学習として計画しています。

また、子供たちの交流を目的とした食事の提供を行う子ども食堂を運営する団体に対して、運営に係る経費の補助を開始します。これまでどおり高校生までの医療費の公費負担による実質無料化など、子育て世帯の経済的な支援や各種子育て支援の施策を実施してまいります。

ワーク・ライフ・バランスの推進や女性が活躍できる環境づくりを促進するため、山県市さくらカンパニー事業も継続してまいります。今年度中には、6事業所の認定を行う予定でございます。

結婚・出産希望のある市民の方の希望の実現を支援するため、引き続き、結婚相談、婚活イベント事業、不妊検査・不妊治療費等の経費支援を実施し、産婦・産後ケアも継続してまいります。

次に、インターチェンジを契機としたまちづくり関係でございます。

待望であったインターチェンジも開通し、交流人口は増えていますが、これを契機にさらに交流人口を増加させる必要があります。このために、6月には整備中であったバスターミナルやにぎわい創出のための周辺施設が営業を開始します。広く周知するため

に、バスターミナルオープニングイベントを計画しております。

また、これに合わせて、バスターミナルを拠点とした公共交通の再整備を行いまして、美山地域ではデマンド型交通を導入し、高富地域では市街地巡回線の運行を開始するほか、ハーバス岐大病院線を新たに運行をいたします。

また、インターチェンジの開通によりまして、企業を誘致するにも条件が整った環境となりましたので、企業誘致や地域経済の活性化にも力を入れてまいります。引き続き、水栓バルブ産業を地域特性とした地域経済牽引事業、市内企業の持続的な経営と事業の発展並びに市内の経済産業の活性化のための中小企業等活性化補助金も継続してまいります。

現在までに企業誘致を行いました武士ヶ洞や市役所の近辺では造成工事が開始されており、完成時となりますと、百数十名の方の働く場所ができる予定となっております。

さて、本市では、これまでの定住人口や交流人口、関係人口の増加を目指しまして、移住支援、田舎暮らし空家活用支援、ふるさと暮らしの推奨等の施策を実施してきておりますが、さらに、空家利活用促進補助金を創設してまいります。

ふるさと栗まつりをはじめ各種イベントを実施するとともに、名山めぐり事業では、登山道の整備や安全な登山ルートの開発及び情報発信も充実させ、来訪者の促進のみならず、郷土愛の醸成にも努めてまいります。

その上で、本市の魅力を広く認知していただくため、令和2年に本市で初めてふるさと大使に三山ひろしさんを委嘱し、PR活動にも御協力いただいております。人気のウェブサイト、YAMAGATA BASEにおいても、様々な趣向を凝らした企画を実施しつつ、発信力を高めてまいります。

次に、健康寿命の延伸と高齢者の活躍関係でございます。

健康寿命の延伸の啓発や、介護予防等を目指して、地域包括支援センター業務、介護予防、生活支援サービス事業を引き続き実施いたしてまいります。また、買物弱者に対する支援にも引き続き取り組んでまいります。

延期されておりますねりんピック岐阜をきっかけとし、高齢者等のスポーツ・文化振興も目指してまいります。

次に、防災減災による市民の安全性確保でございます。

防災行政無線同報系整備や三田又川、落堀川の本格的な改修は繰越明許をお願いしておりまして、若干工事が遅れておりますが、早い時期の完成を目指しております。これまで同様、西武芸橋等の耐震補強、馬坂トンネルの補修工事、赤尾川の改修工事を実施してまいります。

さらに、建築物耐震改修除却補助金を新設するとともに、危険空家等除却補助、建築物耐震改修補助を継続してまいります。

次に、ポストコロナ時代を視野に入れた新たな日常の実現でございます。

これは、本年度新たに追加いたしました柱の1つで、ウィズコロナ、アフターコロナ対策では、密集を回避するため、小中学校のスクールバスの増便を引き続き継続し、保育園では運營業務を支援するシステムの運用支援、行政のデジタル化を進めるため、LINEを活用した、AI自動応答システム、オンライン申請、情報発信を新たに行おうとするもので、地域振興イベントでは、開催のためのコロナ対策経費、休業手当を支払う事業者に対して雇用調整支援金も計上いたしております。

最後に、今までの5つの柱以外に、防犯や行政内部経費等について御説明を申し上げます。

自治会連合会、自治会が防犯カメラの設置を希望される場合の防犯カメラ等設置事業補助金を継続してまいります。

また、現在の美山支所の建て替えのための建築、解体の詳細設計及び工事期間中の支所機能の移転関係の経費や伊自良地区公共施設集約化事業では、伊自良老人福祉センターに伊自良中央公民館と伊自良支所機能を移転するなどの施策を実施してまいります。

続きまして、当初予算以外の案件につきまして、順次御説明を申し上げます。

資料ナンバー1をお願いします。資料ナンバー1、3ページでございます。

議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例につきましては、事業の積極的推進と行政運営の効率化等を図るため、企画財政課が所管しております契約に関する業務、交通対策に関する業務を、それぞれ総務課、まちづくり・企業支援課に移管するほか、附属機関設置条例の別表にある関係委員会の担当課につきまして、併せて改正しようとするものでございます。

次に、8ページをお願いします。

8ページの議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、9ページの議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、今年度策定した第3次山県市健康増進計画に基づき、今後、健康増進、食育の推進、歯科保健、自殺対策に対する取組を一体的に推進するに当たり、山県市いのち支

える自殺対策推進委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、12ページをお願いします。

12ページの議第7号 山口市国民健康保険税条例及び山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴いまして、所要の措置を講ずるほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、各条例の対象となる新型コロナウイルス感染症を、今般の新型コロナウイルスによる感染症に限定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、15ページをお願いします。

15ページ、議第8号 山口市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、改正を行うものでございます。

次に、17ページの議第9号 山口市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度より、市内の3中学校の体育館において冷暖房を使用することが可能となることに伴いまして、冷暖房を使用した場合の加算額の規定を追加するものでございます。加算額につきましては、1時間当たり2,200円としております。

次に、18ページの議第10号 山口市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、歴史民俗資料館の分室である葛原郷土研修室及び谷合郷土研修室を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、19ページの議第11号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、葛原体育館、みやまジョイフル倶楽部ふれあい広場及び美山プールを廃止するとともに、市総合体育館アリーナに新たに空調設備を設置したことに伴い、冷暖房を使用した場合の加算額の規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。加算額につきましては、1時間当たり6,600円としております。

次に、24ページをお願いします。

24ページの議第12号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部改正により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の運用が開始されることに伴い、所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、25ページの議第13号 山口市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴いまして、条例における感染症の定義について、新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律から引用することとするため、条例の一部改正をするもので

ございます。

次に、26ページの議第14号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市立保育園の民営化に関し、移管先法人が選定されたことに伴いまして、移管日であります令和5年4月1日に高富保育園及び富岡保育園を廃止し、両保育園の設置主体を民間法人に変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、27ページの議第15号 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、伊自良支所及び伊自良中央公民館を伊自良老人福祉センターに集約することに伴い、伊自良老人福祉センターで行っていた入浴サービスを廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、29ページの議第16号 山口市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例につきましては、協議会の設置根拠であります障害者基本法の一部改正に伴いまして、所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、30ページの議第17号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期山口市高齢者福祉計画の実施に伴い、介護保険料及び保険料段階を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、34ページの議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行され、感染症対策やハラスメント対策の強化などが新たな基準として盛り込まれたことに伴い、本市の4つの条例について、所要の措置を講ずるため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、67ページをお願いします。

67ページの議第19号 山口市食育推進会議条例を廃止する条例につきましては、今年度策定した第3次山口市健康増進計画に基づき、今後、健康増進、食育推進、歯科保健、自殺対策に関する取組を一体的に推進するに当たり、山口市食育推進会議を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、69ページの議第20号 山口市バスターミナルの設置及び管理に関する条例につきましては、令和3年度に開設予定の山口市バスターミナルの設置と管理に関する事項について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例で定めるものでございます。

次に、73ページの議第21号 山口市準用河川流水占用料等徴収条例につきましては、

鳥羽川の改修工事に伴い、準用河川三田又川河川区域が鳥羽川・石田川合流地点（永久橋付近）でございますが、この合流地点までと変更されたことに伴いまして、流水占用料等の徴収事務が発生することとなったため、新たに条例を定めようとするものでございます。

次に、78ページの議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例につきましては、施設の老朽化等により、山県市クラフトビレッジ住宅を廃止しようとするものでございます。

次に、79ページの議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、山県市の公共施設の所在地について精査しましたところ、19の施設において、その所在番号に誤りが発見されたため、本来の正しい地番に修正しようとするものでございます。

続きまして、令和2年度補正予算について御説明を申し上げます。

資料ナンバーの3をお願いします。

資料ナンバー3、議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）につきましては、3億3,493万8,000円を減額し、187億6,518万円とするほか、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものでございます。

今般の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止した事業の減額及び実績による減額並びに新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の内示を受けましたので、財源更正を行ったものが主なものとなっております。

具体的内容につきましては、歳出から御説明申し上げますので、まず13ページ以降の款ごとに主なものを順次御説明を申し上げます。

初めに、議会費は295万4,000円の減額で、実績見込みによる補正でございます。

総務費は2,036万3,000円の減額で、地域振興では、当初地域おこし協力隊5名を見込んでおりましたが、現在3名となっているための減額でございます。そのほかは、それぞれ実績見込みによる補正でございます。

民生費は、9,494万5,000円の減額でございます。

16ページの生活困窮者自立支援及び障がい者自立支援は、前年度に受領済みの精算返還分でございます。

福祉センター費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う伊自良老人福祉センターでの入浴サービスの中止による減額でございます。

18ページの児童措置費の児童扶養手当給付、児童手当等給付は、実績見込みによる減額で、保育園費も臨時保育士等の実績見込みにより減額するものでございます。

19ページ下段に移っていただき、生活保護費の国庫負担金返還金、922万6,000円は、前年度に受領済みの精算返還分でございます。その他は、それぞれ実績見込みによる補正でございます。

20ページの衛生費は、1,001万1,000円の減額で、予防費の予防接種2,514万4,000円は、第1回臨時会で議決をいただいております新型コロナウイルスワクチン接種事業の追加分でございます。その他は、それぞれ実績見込みによる補正でございます。

21ページに移っていただき、労働費は800万円の減額で、実績見込みによる補正でございます。

農林水産業費は1,392万3,000円の減額で、実績見込みによる補正でございます。

22ページに移っていただき、商工費は3,535万6,000円の減額でございます。

地方創生の減額は、水栓バルブ発祥の地・山県の水栓バルブ製造業市場開拓支援事業の補助金等の実績見込みによるものでございます。

24ページに移っていただき、土木費は1億5,077万8,000円の減額でございます。都市計画費は、バスターミナル整備事業調査委託料等の減額で、住宅費の減額は、耐震補強工事等補助金、耐震診断の実績見込みによるものでございます。

25ページ、教育費は139万2,000円の追加でございます。

小学校費の学校管理費は、国の3次補正予算で学校保健特別対策事業費補助金の対象となったための増額で、全額を繰り越すことといたしております。そのほかはそれぞれの実績見込みによる補正でございます。

中学校費の学校管理費も、小学校費と同様に、国の3次補正予算で学校保健特別対策事業費補助金の対象となったための増額で、全額を繰り越すことといたしております。そのほかは、それぞれ実績見込みによる補正でございます。

これ以降の社会教育費及び保健体育費並びに災害復旧費は、財源の更正を行ったものでございます。

続いて、9ページ以降の歳入の概要を御説明申し上げます。

歳入の多くは、歳出に連動した補正または決算見込みによる補正でございます。

地方揮発油譲与税320万円、地方消費税交付金710万円の減額が見込まれるため、減収補てん債を借り入れる予定をしております。そのほか10ページでは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,304万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億5,590万3,000円を増額するものでございます。

12ページの基金繰入の財政調整基金繰入金6億1,893万3,000円の減額は、今般の補正の財源余剰分ということであり、市債は、後ほど御説明申し上げます。



次に、5ページの繰越明許費について御説明申し上げます。

労働費の雇用調整支援金は、申請が年度をまたぐ可能性があるため、商工費のバスターミナル内情報発信機器購入事業につきましては、オープンが令和3年度に延期されたため、土木費の道路橋梁費の市道15093号線道水路改良、道路分でございます、及び河川費の市道15093号線水路改良、河川分については、電柱などの移転先が共有地にあったため、所有者の承諾に不測の日数を要したため繰り越すもので、西武芸橋耐震補強工事（2期）につきましては、河川内作業に当たり、関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越すもので、バスターミナル事業につきましては、同時に施工している他機関の工事との施工方法や時期の調整に不測の日数を要したため繰り越すもので、その他の工事につきましても、用地交渉や工事の工程調整などに不測の日数を要したため繰り越すもので、消防費の防災行政無線同報系設備更新工事は、中継局の変更によりまして、電波使用変更申請の手續に不測の日数を要し、年度内に完成しないため繰り越すことといたしております。

教育費の小中学校保健特別対策事業は、歳出で御説明いたしました、国の第3次補正予算に係る補助金で、全額を繰り越そうとするものでございます。変更につきましては、第1回臨時会で繰越しの議決をいただいておりますが、補助金が増額となりましたので、前回の補正と併せて変更をお願いするものでございます。

次に、6ページの地方債補正について御説明申し上げます。

地方債の追加は、災害復旧費の補正分が確定しましたので、一般分の借入れを追加し、併せて変更で現年度発生補助災害復旧事業を減額しております。また、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金の減額が見込まれるため、減収補てん債を借り入れる予定をいたしております。変更は、その大半が一般の歳出補正に連動して、それぞれ増減変更しようとするものでございます。

次に、33ページからお願いします。

33ページの議第25号 令和2年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、143万3,000円を追加し、33億5,269万6,000円にしようとするものでございます。

まずは40ページの歳出を御覧願います。

一般管理の高額療養費支払資金貸付基金繰出金60万9,000円は、定額運用基金の高額療養費支払資金貸付基金に繰出しするものでございまして、保健事業費は財源更正で、諸支出金の償還金82万4,000円は、平成30年度に受領済みの国保事業納付金の精算返還分でございます。

38ページの歳入につきましては、一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス

ス感染症の影響による減免見込額で、これに対しまして、国民健康保険災害等臨時交付金等が交付される見込みとなりましたので、補正をお願いするものでございます。

今般の補正に伴いまして不足する財源につきましては、国民健康保険基金繰入金133万7,000円を計上いたしております。

次に、ここからはその他案件の6件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー1の81ページから84ページの御説明をいたします。

議第35号及び議第36号の市有財産の無償譲渡及び無償貸付については一括で御説明申し上げます。

これは、山県市立高富保育園と富岡保育園の民営化移管先法人として選定された相手方が、令和5年4月1日より認可保育園等として運営しようとするに当たり、山県市立高富保育園及び同富岡保育園の園舎を無償で譲渡するとともに、土地について無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、無償譲渡及び無償貸付の相手方は、高富保育園につきましては社会福祉法人同朋会、富岡保育園につきましては学校法人春日学園でございます。

次に、85ページの議第37号 権利の放棄については、平成16年度と平成17年度に4人に貸し付けた5件の高額療養費支払資金貸付金の未返済分60万9,000円及び当該未返済分に係る違約金177万6,100円につきましては、当該債権の消滅時効に係る期間が経過し、かつ債務者が死亡していることから、債権の回収が困難であることが見込まれるため、当該債権を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー5、議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更については、同計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により準用する同条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

具体的な変更箇所の主な内容は、辺地の人口を現計画の451人から424人に変更し、計画期間を1年間延長するものでございます。

具体的な場所としましては、御園下橋補修工事、林道西洞一納谷線法面改良工事及び路側修繕工事の追加でございます。

次に、資料ナンバー1の86ページをお願いします。

資料ナンバー1、86ページの議第39号 第8期山県市高齢者福祉計画の策定につきましては、今年度をもって第7期計画が終了するため、令和3年度から令和5年度を計画

期間とする第8期計画を策定するに当たり、山県市議会基本条例第15条第3号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、89ページの議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定につきましては、今年度をもって第3次計画が終了するため、令和3年度から令和8年度を計画期間とする第4次計画を策定するに当たり、山県市議会基本条例第15条第4号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

---

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、3月8日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時12分散会

令和3年3月8日

# 山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

## 山県市議会定例会会議録

第2号 3月8日（月曜日）

○議事日程 第2号 令和3年3月8日

日程第1 質 疑

- 議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例について

- 議第19号 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について
- 議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例につ  
いて
- 議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山県市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 令和3年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 令和3年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 令和3年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 令和3年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第37号 権利の放棄について
- 議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について
- 議第39号 第8期山県市高齢者福祉計画の策定について
- 議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定について

日程第2 委員会付託

- 議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部

- を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第19号 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について
- 議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山県市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 議第28号 | 令和3年度山口市介護保険特別会計予算     |
| 議第29号 | 令和3年度山口市後期高齢者医療特別会計予算  |
| 議第30号 | 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計予算   |
| 議第31号 | 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議第32号 | 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算  |
| 議第33号 | 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算    |
| 議第34号 | 令和3年度山口市水道事業会計予算       |
| 議第35号 | 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について    |
| 議第36号 | 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について    |
| 議第37号 | 権利の放棄について              |
| 議第38号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について      |
| 議第39号 | 第8期山口市高齢者福祉計画の策定について   |
| 議第40号 | 第4次山口市障がい者計画の策定について    |

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

|       |  |
|-------|--|
| 議第4号  | 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について  |
| 議第5号  | 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第6号  | 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  |
| 議第7号  | 山口市国民健康保険税条例及び山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  |
| 議第8号  | 山口市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について  |
| 議第9号  | 山口市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第10号 | 山口市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 議第11号 | 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第12号 | 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について   |



- 議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第19号 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について
- 議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山県市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 令和3年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 令和3年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 令和3年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 令和3年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第37号 権利の放棄について

- 議第38号 栢野辺地総合整備計画の変更について
- 議第39号 第8期山県市高齢者福祉計画の策定について
- 議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定について
- 日程第2 委員会付託
- 議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 議第19号 | 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について         |
| 議第20号 | 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について    |
| 議第21号 | 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について          |
| 議第22号 | 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について     |
| 議第23号 | 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 議第24号 | 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）          |
| 議第25号 | 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）    |
| 議第26号 | 令和3年度山県市一般会計予算                 |
| 議第27号 | 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算           |
| 議第28号 | 令和3年度山県市介護保険特別会計予算             |
| 議第29号 | 令和3年度山県市後期高齢者医療特別会計予算          |
| 議第30号 | 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計予算           |
| 議第31号 | 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計予算         |
| 議第32号 | 令和3年度山県市公共下水道事業特別会計予算          |
| 議第33号 | 令和3年度山県市高富財産区特別会計予算            |
| 議第34号 | 令和3年度山県市水道事業会計予算               |
| 議第35号 | 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について            |
| 議第36号 | 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について            |
| 議第37号 | 権利の放棄について                      |
| 議第38号 | 柿野辺地総合整備計画の変更について              |
| 議第39号 | 第8期山県市高齢者福祉計画の策定について           |
| 議第40号 | 第4次山県市障がい者計画の策定について            |

---

○出席議員（13名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番  | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番  | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番  | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番  | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君  |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

|                  |           |               |           |
|------------------|-----------|---------------|-----------|
| 市長               | 林 宏 優 君   | 副市長           | 宇 野 邦 朗 君 |
| 教育長              | 服 部 和 也 君 | 理事兼<br>総務課長   | 此 島 祐 司 君 |
| 理事兼<br>地方創生監     | 浅 井 聡 君   | 理事兼<br>企画財政課長 | 奥 田 英 彦 君 |
| 税務課長             | 山 田 正 広 君 | 市民環境<br>課長    | 谷 村 政 彦 君 |
| 福祉課長             | 江 尾 浩 行 君 | 健康介護<br>課長    | 藤 田 弘 子 君 |
| 理事兼<br>子育て支援課長   | 久保田 裕 司 君 | 農林畜産<br>課長    | 浅 野 晃 秀 君 |
| 水道課長             | 高 瀬 正 人 君 | 建設課長          | 大 西 一 也 君 |
| まちづくり・<br>企業支援課長 | 長 野 健 一 君 | 会計管理者         | 安 川 英 明 君 |
| 学校教育<br>課長       | 日 置 智 夫 君 | 生涯学習<br>課長    | 土 井 義 弘 君 |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|      |           |    |           |
|------|-----------|----|-----------|
| 事務局長 | 棚 橋 輝 英 君 | 書記 | 水 谷 勝 彦 君 |
| 書記   | 長谷部 尊 徳 君 |    |           |

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第1、質疑。

質疑は、2月26日に議題となりました市長提出議案、議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定についてまでの37議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 議長から御指名をいただきましたので、通告に従いましてお尋ねをいたします。

まだまだ寒い日が続きまして、早く暖かくなって緑があふれるように、緑のネクタイとチーフをしてまいりました。ほかにあまり意味はありませんけれども、早速、質疑に入ります。

まず最初に、議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例につきまして、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

この条例の第10条で、ロータリー及び広場の利用は無料とあります。その使用申請・許可に関して4条から7条までで定めておりますけれども、この申請に関して具体的な条件というのはどのようなものでしょうか。

つまり何がお尋ねしたいかと申しますと、ロータリーの使用に関しましては、当然、岐阜バスを見越してのことだと思えます。例えば、私のような者が申請をしても、その許可が得られてはまずいというようなことを思いまして、何かその使用に関して制限をきちんと設けているのかどうか、そうしたことをお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

ロータリーの使用条件は、山県バスターミナルを発着点、もしくは経由点とする道路運送法に基づく許可を受けた路線バス、市の委託する自主運行バス、デマンド交通の事業者が使用できるものというふうで考えております。

広場等については、ロータリーの使用許可者のほか、公共性、公益性が高いと判断した事業を行う団体等を想定しております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） 分かりました。

次に参ります。議第24号、令和2年度一般会計補正予算に關しまして、理事兼企画財政課長にお尋ねします。

資料3の17ページですけれども、減収補てん債について、地方揮発油譲与税320万円、そして、地方消費税交付金710万円の減額分を補填するための債権発行であるという御説明をいただきました。

発行額は3,020万円でありまして、減額分との乖離がありますけれども、どのようでしょうか。また、発行に關しまして交付税算入があるのかどうか、それもお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

減収補てん債というのは、地方税の収入実績が見込みより下振れした場合に、その財源を穴埋めするために発行する地方債でございます。令和2年度の途中までは法人事業税等の法人4税目というのに限られておったんですが、新型コロナウイルス感染症の影響により自治体の税収不足が見込まれるため、地方消費税、地方揮発油税等の7税目が新たに今年度追加されております。

本市では、消費税、地方消費税と地方揮発油譲与税が減少見込みとなっておりますので、借入れを行おうとしておるものでございまして、今回の補正予算で、議員御発言のように、地方消費税が710万円、地方揮発油税が320万、合わせて1,030万円ほどの減額となる見込みでございますが、その借入額が、減収補てん債の発行額が3,020万円としておる、2,000万円ほど差があるということでございまして、これにつきましては、その減収補てん債を借り入れるときに、県との起債協議を行うわけでございまして、その中に算定式というのがございまして、国が示している基準額というのがございます。その基準額と歳入、減額後の額の差額が借りられるというような制度になっておりまして、地方消費税分で2,780万円、地方揮発油譲与税で240万円の借入れが可能となっております。合計3,020万円としておりますので、現予算より基準額が3,000万円ほど上がっておりますが、当初予算の見込みで収入は若干少なめに見てありますので、その差額が2,000万円ということで御理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、交付税算入率は75%となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 吉田茂広君。

○11番（吉田茂広君） よく分かりました。

次に参ります。議第26号、令和3年度一般会計予算に関しまして、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

資料4-2、16ページですけれども、栗まつり負担金について、今年度総予算2,100万円を計上しております。現時点で決定済みの祭りの内容がありましたら、お尋ねをしたいと思います。

そして、9月に来年度予定をされております敬老会は早々に式典が中止ということを知っておりますけれども、栗まつりに関してはこの開催の見込みと、また開催を本当にするかどうかというような、最終的な判断時期、これはどのようなことになるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

栗まつり実行委員会で決定しております祭りの内容は、開催日が10月3日の日曜日とすること、それから催物等は例年どおりを基本に計画し、新型コロナウイルスの感染症拡大の状況を踏まえて、本年6月頃までに開催方法及び内容を決定するとしています。もちろん状況によっては中止もあり得ます。ただし、対策を講じた上で開催するということとなった場合に対応できるよう、その対策予算を上乗せしております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で吉田茂広君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、3件質問をさせていただきます。

まず資料4-2、19ページ、敬老事業についてお尋ねをします。これは式典が行われないということで削減となっておりますが、貴重な交流の機会となり、毎年の行事として楽しみにされている方も多くおられると思いますが、これはコロナ禍によるものなのか、またその理由をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 御質問にお答えします。

毎年度77歳以上の高齢者を対象に敬老会の式典、余興などを9月に開催しておりました。令和2年度は9月1日、2日に計画しておりましたが、コロナ禍の状況において、3密などが避けられないことなどの理由にて、式典、余興を中止させていただきました。

なお、喜寿、米寿、白寿の対象者、合計560名の皆様に対しまして記念品を贈呈させていただきました。

今後、コロナ禍におけるイベント等の開催について、感染リスクが高まる3つの条件、密閉の空間、密集場所、密接場所の警戒は必要と考えますので、来年度以降の式典、余興を廃止といたします。

また、記念品の贈呈につきましては見直しを行い、長寿祝金としまして、満77歳を迎える喜寿の方を対象に山県まちづくり振興券3,000円分の贈呈を予定しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 敬老事業、長い歴史がありますけれども、余興、式典、廃止ということ。この敬老事業、多年にわたって社会のために尽くされてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、高齢者自身も明るく楽しい生活を送るということを目的としてきた背景があることから、市民感情にも配慮して、財政状況も厳しいと思いますが、削減されたその予算について、例えば77歳以上の対象者へ公共交通回数券を支給して外出する機会にさせていただいたりとか、免許返納者への公共交通回数券の予算に充てて高齢者の免許返納を促すとか、また、高齢者に対する見守り事業などに充ててもらおうとか、そうしたことが望ましいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 再質問にお答えいたします。

その他の高齢者支援としましては、現在、公共交通での自主運行バス料金について、75歳以上の高齢者は無料となっております。

本年6月から運行予定の美山地域デマンド型交通、岐阜大学病院線、市街地巡回線など、利用者の負担を予定しておりましたが、高齢者の外出支援を進めるということで、引き続き75歳以上が無料となり、高齢者支援となるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 分かりました。

続きまして、資料4-2、20ページ、子ども食堂運営補助金75万円についてお尋ねをします。

子ども食堂の運営は大切なことだというふうに思います。平成30年の国民生活基礎調査によると、子供の貧困率13.5%のうち、独り親の貧困率が48.1%と大変に高い数字となっています。



子ども食堂は、孤食など生活面に困難を抱える子供の居場所として、子ども食堂の活動を支援するものですが、本市のその必要性の背景と状況をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 子ども食堂の新規の必要性と背景ということで、包括的なお尋ねでしたので、若干丁寧に説明したいと思います。

そもそも今発言にもございましたけれども、子ども食堂という言葉が使われるようになったのは2010年代になってからで、私もそうしたドラマを見て涙した記憶がございます。私が見たドラマでは、生計維持が困難な絶対的貧困と言われるものがテーマとなっていました。現在は相対的貧困、いわゆる可処分所得が中央値の半分以下の方が相対的貧困と言われますけど、そういった方を対象としているケースが多いかと思われます。

今、議員御発言のように、この相対的貧困というのは十数%、7人に1人とか6人に1人も国内におられるということで、2013年には子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立して、2014年には子供の貧困対策に大綱ができ、その後も見直しが続けられているのは御存じのことかと思えます。

そうしたこともありまして、民間調査によりますと、2018年に全国で2,268か所あった子ども食堂が、翌年には約1.6倍の3,718か所にもなっているという現状です。県内におきましては、平成29年度に岐阜県の補助制度が設けられまして、その補助を受けていないところも含めまして、県内には21市のうち12市の中で子ども食堂があって、県内36か所があるというふうに私は認識をいたしております。

また他方、現下のコロナ禍ということで、本年度においても子ども食堂を休止したり、再開のめどが立っていないというところもあるようでございます。現に山県市内でも昨年、子ども食堂の開設を目指された任意の団体ですけれども、少なくない反対意見の下に開設を断念、先送りされたということも実例としてございます。

しかしながら、そもそも子ども食堂というのは、経済的な貧困者を救済することを目的としているだけではなくて、むしろ、議員御発言のように、孤食とか孤立化を防ごうとする意図もございます。ですので、現下のコロナ禍においては、むしろこうした孤食とか孤立は増えているものとも考えられまして、コロナ禍という厳しい環境下にあっては、むしろその必要性が高いものとも考えられます。

こうした孤食等を危惧して、市内でも何とか力になってあげたいと考えておられる方は結構おられます。本補助金はそうした方々の思いを後押ししたいという趣旨の予算計上でございます。ですので、こうした方々を後押しするにはこうした金銭支援だけではなくて、子ども食堂の開設の周知ですとか活動会場の提供ですとか、衛生的な運営支援

や誤解や風評を抑制するような支援も重要なことかと考えております。

なお、運営に当たっては、子ども食堂へ通う子供たちが貧困家庭のレッテルを貼られるようなことがあっては元も子もございません。そのため、本市の子ども食堂の狙いは、孤食回避と多世代交流ということを主眼として、誰でも利用できる場所の創設を目指して制度開設を目指しているものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございます。

今もお話の中にもありましたけれども、新型コロナウイルスの影響によって、子ども食堂の開催が困難となって子供に影響があったということで、子供に弁当とか食材を配布する運営団体も最近出てきているようですが、子供の家庭に食品を直接配布することで十分な新型コロナ対策ができ、支援が届きにくい子供に対しても有効であると。

子供宅食についてもこの事業の支援対象になっていますが、困難を抱える子供の子供宅食についての支援の考え方をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

そういう宅食がありますし、食材集めで今、食品ロスなんかを解消しようとして、フードバンクとか、最近あるのはフードドライブという言葉も出てきておるんですが、そういうこともありまして、経済的貧困を支援しようというのであれば、そういう宅食というのが有効だと思います。また、そこでの見守りにつながると思います。

ただ、私は先ほど言いましたように、やはり多世代の交流ということで、孤立を防ぐということと言ったら宅食も有効やと思いますが、やはり子ども食堂、一堂に集まって、同じようなものを一緒になって食べる、学校給食のような目的の、そういうことがあったほうがより効果的じゃないかということで今回提案しておるのですが、そういう宅食についても、今後併せて、並行して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、資料4-2、30ページ、川の体験学習業務委託料ということで、134万8,000円。教育長にお尋ねしますが、本市独自の事業のようですが、2泊3日ということで修学旅行のような、5年生の児童にとっても大きな行事になるというふうに思います。

これからの継続事業というふうになると思いますが、この体験学習を行う背景と目的

をまずお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 御質問にお答えいたします。

教育の情報化が加速的に進むことは世界の潮流であると思いますが、私は、インターネット上での学習はあくまで予習にすぎず、リアルな実体験との関わりで考え、課題を解決していこうとする態度を身につけさせることが学校教育の意義であると考えています。

美山地域には、円原川、神崎川、武儀川という唯一無二な美しさを誇る川が存在します。全ての子供たちに、透き通る水の色や身を切るほどの冷たさを肌感覚として感じ、この美しさの源泉に森が存在することなど、山県の子供たちだけが学べる自然空間で独自の教育実践を展開するものです。

これは、川の学校というコンセプトでプログラム化し、山の学校や防災の学校など、学校外で学校の先生とは違う専門家の人から学ぶダイナミックな教育を計画しています。あくまで、川の学校は第1弾という位置づけで実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） その内容について具体化しているのか、もし具体化している部分があればその内容についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えいたします。

現在のところ、まだ計画段階ではございますが、具体的な内容といたしましては、実際にテントを張って宿泊施設をつくるということがあります。また、川の学習ですので、川の危険も知らなければならぬ、川下りを含めて、専門的な知識のある方に、川の恐ろしさも含めて、川の美しさ、川のをよさを学習するようなプログラムを考えていこうと思っています。

その中には、カワゲラウオッチングであったり、あるいは化石を採ることもできますので、そういったことも、一体どういうことができるかということは今後考えていこうと思っています。

さらに、コロナ禍でございますのでどうなるか分かりませんが、宿泊ができるようでしたら、やはりキャンプファイアですとか野外ステージなんかも含めまして、やはり市内の豊かな自然を体験できるようなプログラムを考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 肌で感じるということが本当に子供にとっても重要なことかというふうに思います。

小学校では修学旅行でも、1泊2日、2泊3日の行事としてはなかなかないように思いますが、また、自然が相手というようなお話で、心配なのは、山とか川といったところというのは天候で、安全が第一だというふうに思いますが、近年の天候はゲリラ豪雨だとか増水、また土砂崩れなど注意が必要となると、外でテントを張るというような話もありますが、例えば1日目が晴れて、その後雨だったりとか、そのような場合の対応も重要になると思いますが、その安全対策についての考えはどうかをお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 最も大事な視点だと思っております。

ただ、今回の実はこのプログラムというのは、これまで教師が仕組んだプログラムを行うというような仕組み方は考えていません。どちらかといえば、2日間あなたたちはこの山で学習する時間がありますよという与え方です。つまりは、そこで何を学習するか、天候がどうか、そこにはどんな危険が潜んでいるかということ学習しようという、全く今までとは違う発想で仕組みたいと思っています。この後、雨が降れば水が増える可能性がありますよね、どこに水が増えるかというようなことを含めて考えさせたいと思いますので、2日間とも雨でもいいと思っています。その中で何ができて、何を学習したらいいかを子供たちに考えさせながら、教師はあくまで安全を第一に考えてサポートしていく、外部の専門家たちがいろんなコーチングしていくというような仕組み方を考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤義信君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 操 知子君。

○8番（操 知子君） 議第26号 令和3年度山県市一般会計予算、資料4-2、P5、予備費9,984万円について、75.27%と大きく増額しておりますが、予備費のうち、コロナ対策をどのように想定しておりますでしょうか。企画財政課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

予備費は、予期しなかった予算外の支出が生じた場合に対応するための予算でございます。地方自治法217条には予備費を設けなければならないと規定されております。

予備費のほかにも補正予算がございますが、補正予算は、予算編成や議会での審議な

ど一定の時間を要しますので、災害復旧などの緊急を要する場合に備え予備費を計上しておるといふこととございます。

なお、今般の質問の予備費の増額分4,287万7,000円とございますが、いずれもコロナ関連の対策費で増加させたものでございまして、具体的には何かという、具体的に何かというのが決められないので予備費に計上させていただいたというふうな本当でございまして、何が想定されるかという、ワクチン接種なんかが始まったときに急にお金が要るとか、あと、市が管理する施設でコロナが発生したときに、それを、消毒関係をやろうとしたときに、急に施設の消毒や臨時窓口の開設などが必要になりますが、そういう予算に対応するために予備費を計上させていただいております。

どこにどの科目に置くかというのが難しいものでございますから、例えば保育園なら保育園費、学校教育なら学校教育のほうで上げることができませんので、予備費のほうにまとめて計上をさせていただいております。

なお、端数につきましては、予備費に当初5,000万ぐらゐを予定しておったんですが、歳出歳入の調整の関係で、この端数が出たのはその関係でございますのでよろしく願ひいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 続きまして、議第26号、同じく一般会計予算、資料4-2、P7、歳出、投資的経費8億8,236万8,000円について、57.77%と大きく減額しておりますが、その理由について、再度企画財政課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

投資的経費というのは、市が行う普通建設事業であったり、災害復旧事業などが計上してあります。

投資的経費が8億8,000万円余り減額になりましたのは、令和2年度で予算計上してありました防災行政無線の工事約5億7,000万円、三田又川等の河川改修工事4億3,000万円、バスターミナル整備工事約2億9,000万などの大型事業が、一部を繰り越しておりますが、完了したことによるものでございまして、これに対しまして、令和3年度の予算の新規の大型事業ということで上げさせていただいておりますのが、馬坂トンネルの照明のLED化4,200万円と赤尾川の改修工事9,000万円、伊自良地区の公共施設集約化工事1億2,000万円等、合わせまして2億5,000万円ぐらゐでございますので、その差額が減額となったというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 続きまして、同じく議第26号、一般会計予算、資料4-2、P24、農林水産業費、畜産環境衛生事業補助金150万円について、平成30年度決算額186万円、令和1年度決算額96万1,000円となり、豚熱による影響で大きく変動をしております。

そこで、1点目、本年度予算額150万円の根拠について、また、2点目、畜産農家の数、規模の推移について、農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをさせていただきます。

まず、山県市の17の畜産農家の畜舎及びその周辺の悪臭、害虫の発生防止と、畜産環境衛生の保全を図るために薬剤購入費の2分の1を補助するという、こういう制度でございまして、例年の実績で大体150万円というのは計上してございますが、その実績によっては大変安いときもありますし、逆に多いときもあると。

これについては、急に豚熱が発生したりとか、あるいは鳥インフルエンザが発生したりというような状況も周りに見えてきますと、どうしてもやっぱり農家の方はシビアになってまいります。そうすると、たくさんこういった薬剤を購入されて、畜舎にまくというようなことがございますので、少ないときは少ないですけども、一応150万円の予算を計上させていただいておるといのが現状でございます。

それから、畜産農家の数、規模の推移ということでございますが、平成30年度からの数字で今ここで申し上げますと、平成30年度から令和元年までは、畜産農家数が18農家で行ってございました。令和2年度は1農家が廃業をされたということがございまして、17農家となっております。

また、飼養頭羽数、飼われておる頭数、羽数でございますが、こちらにつきましては、平成30年度においては、養豚が1万3,445頭、採卵鶏、卵のほうの鶏ですけども、21万9,569羽、肉鶏、ブロイラーといったものでございますが、43万1,600羽、乳牛が161頭、肉用牛が332頭となっております。直近の令和2年度の頭羽数で申し上げますと、養豚につきましては1万2,108頭、採卵鶏で22万2,559羽、肉鶏で36万4,000羽、これは1農家ちょっと減りましたので若干減っております。それから、乳牛が138頭、肉用牛が292頭となっております。ちなみに、令和元年度は豚熱の発生のために、一時的にちょっと豚の頭数が減ったというふうなことがございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 続きまして、同じく一般会計予算、資料4-2、P27、土木費、河川除草委託料1,411万1,000円について。

1点目、20.61%の増額の理由について、2点目、自治会要望などの反映状況について、3点目、この事業における課題についてあればお答えください。

以上、建設課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

1点目、河川除草費20.61%増額についてですが、増額理由につきましては、一級河川鳥羽川改修工事により、準用河川三田又川サイフォン、伏せ越しですね、の撤去に伴い河川を切り替えたことにより、三田又川の河川区域が石田川合流地点の永久橋付近までの775メートルを岐阜県から引き継いだことにより、河川除草面積が1万3,000平方メートルが増加したことと、多少ではございますが、単価が上昇しております。

除草は、一級河川につきましては岐阜県により除草を行っておりますが、堤防に市道がある場合については、のり面1メートル部分の除草は山県市が行うこととなっております。大まかな実施河川につきましては、鳥羽川、石田川、三田又川、伊自良川、しびり川、武儀川、船越川等でございます。

2点目、自治会要望の反映状況についてですが、主要な河川についてはおおむね実施しておりますが、要望いただいても小規模な河川までは、限られた予算の中では実施は難しいと考える。特に危険であり、除草をしなければならない理由等があれば、要望に基づき予算の範囲内での実施は可能であると考えます。

3点目、課題についてですが、限られた予算で、小河川のように非反映箇所までの実施はできない状況であります。一番の課題は、除草に関しては、作業が広範囲であり、歩行者、通行車両にも配慮が必要となる箇所も多く、また、急な斜面もあることから、入札を行っても、なかなか応札者がいないことに苦労しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 続きまして、同じく議第26号、一般会計予算、資料4-2、P28、土木費、各種公園施設工事420万円について。

1点目、396.45%と大きく増額しておりますが、その理由について、2点目、この事業における修繕箇所の要望窓口について、建設課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

1点目、各公園施設工事420万円396.45%の増額理由については、毎年、修繕や撤去の対策は実施してまいりましたが、ほぼ全体の遊具が設置後相当な年月を経過しており、近年老朽化による傷みが集中し、多少の予算で修繕を行うことは限りがあり、対応が追いつかない状況となっております。

令和2年第3回定例議会一般質問では、児童公園における遊具安全点検等についての御質問もあり、点検結果を基に安全確保は重要と考え予算計上しております。山県市の管理する32公園の遊具等は、246施設の点検結果報告に基づき、判定項目で、C、D判定で危険性の高い異常な遊具等20か所ほどの修繕及び撤去を行うものです。

今回の予算においても全ては修繕はできないことから、使用禁止の措置もやむを得ないかと考えております。今後も、点検結果を基本として、毎年予算要求を行ってまいります。

2点目、修繕箇所における要望の窓口についてですが、建設課の管理範囲の修繕要望は、市役所2階北側4番の窓口でお話をお伺いしております。

建設課としましては、毎年自治会でまとめて要望いただいております。要望の確認は、自治会長立会いの下、現地で確認し、小規模な修繕はできるだけ早い時期に対応を実施しております。

また、緊急な危険箇所の修繕は常時受け付けており、状況により、修繕対応での処理や通行禁止または使用禁止の措置をしています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○8番（操 知子君） 再質問を行います。

公園施設の不良箇所は、時にはけがや重大事故の原因となり、早急な情報提供と積極的な通報により、けがや事故を未然に防ぐことが必要です。この事業を実施するに当たり、年1回の点検と要望により、修繕、撤去を行っていただいているとのこと、担当職員の皆様の日頃の御尽力には厚く御礼を申し上げます。

さて、平成29年第1回定例会では、この事業の公園施設工事を含むインフラ不良箇所通報メールシステム導入への政策提言を行い、担当課長からは研究を行ってほしいとの御答弁をいただきました。

山県市における公園は、山県市公園の設置及び管理に関する条例にもありますように、市民のレクリエーション、文化活動、自然との触れ合い、健康増進、コミュニティーの形成などに供することにより、公共の福祉の増進に資するためのものとして位置づけられております。



そこで、今回の事業予算396.45%の増額予算にもあるように、老朽化における対策として、また、コロナ禍の公園利用における対策として、的確かつ迅速な維持管理について、本年度の窓口対応における方針を再度建設課長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

公園は、特に緊急なというか、一応電話では早急に、いただいたものは対応させていただきます。これはすぐにできることはなかなか難しいので、取りあえず電話いただいた場合は使用禁止とか、危険な場合は、そういう措置は取らせていただいております。

今後も、皆さんから要望があれば、緊急修繕には素早く対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 以上で操 知子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を3件行います。

議第26号 令和3年度山県市一般会計予算について、理事兼企画財政課長にお尋ねをいたします。

資料4の59ページ、恋人の聖地共同基盤事業委託料について、事業の内容をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

恋人の聖地共同基盤事業委託料につきましては、令和3年度の地方創生推進交付金事業として申請している恋人の聖地広域市町村連携によるデジタル・シティプロモーション事業の委託料でございます。

この恋人の聖地とうちが登録しておりますので、恋人の聖地を有する市町村であるという縁を活用いたしまして、大阪の貝塚市をはじめ全国で18市町村の広域連携で事業を実施しようとするものでございます。

このデジタル・シティプロモーション事業というのは2階建てになっておりまして、御質問の1階部分がこの共同基盤事業でございまして、参加する全ての市町村が行うものでございまして、事業内容としていたしましては、ユーチューブチャンネルやSNSの開設、ポータルサイトの開設、SNSの発信用動画の企画、撮影、編集などを委託するものでございます。

広域で実施することにより、各市町村単独ではできないような著名人を使ったり、民

間業者からの参画を得やすいポータルプラットフォームの構築が可能となりますので、新たな情報発信ができるようになるのではないかと期待しているところでございます。

2階部分としましては、これに本市の独自事業を上乗せして行うこととしております。

後の質問にございますが、名山めぐり事業や山縣市PR強化事業も、あとマリッジサポートセンター、栗まつりなどの事業を、恋人の聖地に関連するものとして4つの事業を併せて申請いたしております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 関連になりますので、次の質問に移らせていただきます。

同じく資料4の129ページ、名山めぐり事業業務委託料と、山縣市PR強化事業委託料について、事業の内容と委託先の選定についてお尋ねをいたします。まちづくり・企業支援課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

名山めぐり事業として、舟伏山と相戸岳の登山道被災箇所の調査及び復旧作業、それから、ルート表示板等の看板類の設置、新たな登山ルートの開発と3,000部程度の名山めぐり登山マップ及びパンフレットの作成を考え、3名山踏破記念品の作成、山県さくら物語の制作を委託するというものです。

委託先については一括ではなく、登山道関係は森林施業者を、マップやパンフレットの作成は印刷事業者を想定しております。

山縣市PR強化事業につきましては、山県バスターミナル内に設置するデジタルサイネージや市及び観光協会のホームページに掲載する山県市内の観光スポット情報の制作、2万5,000部程度を考えておりますが、ガイド冊子の増刷及び山県市の観光情報を発信していただける方々に専門家によるセミナー等の開催などを予定しております。

委託先はプロポーザル方式により候補者を選定する予定となっております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

先ほど企画財政課長のほうにお尋ねをした点で、ユーチューブサイトやSNSサイトの発信などもこの事業によって進められるということで、新たな情報発信が期待できるとお答えいただきました。今まちづくり・企業支援課長のほうにお尋ねを、事業のほう、お答えをいただいたんですけども、この恋人の聖地という統一の呼称の使用によるP

R力の向上が期待はされると思います。この恋人の聖地というものの自体が、若年交流人口の増加などを期待してつけられたものになるんですけれども、ターゲットをある程度絞ったものになるのではないかと思います。

この中でも、この事業、今回含まれた事業は、地域内での連携が必要になるかと思えます。バスターミナルのほうも活用してということではあったと思うんですけれども、ターゲットを絞った事業の進め方、お話を今、答弁をお聞きすると、幅広くというような感じがするんですけれども、その辺りをどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 既存の栗まつりとかPR強化、名山めぐり事業とか、既存の事業でもありますので、それに追加するという事で、その中で、恋人の聖地というのをどこかに冠をつけたりとか、そういうことをしてやっていこうということで、ある程度そういう見られる方というのが少ないのかも分かりませんが、少ないか分かりませんがというか、恋人の聖地ですので、若い方が中心になるのかもしれませんが、そういう方を中心に、名山であったり、うちは伊自良湖に恋人の聖地がございますのでそちらへ来ていただくというような、観光の入り込み数とかそういうのをKPIにしておりますので、そういう点では若干絞られますが、そういう感じでPRをしていきたいというのが実情でございます、特に、幅広い方という観点では少し違うのかなというのがありますけど。2分の1補助が頂けるということで、積極的にやらせていただいたというのが実情でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 分かりました。

聖地に認定されているところ自体がまだ少ないと思えますので、山県のよさを思い切り出せる事業になることを期待いたします。

次の質問に移ります。同じく資料4の130ページ、伊自良湖周辺管理の施設改修工事の内容をお尋ねいたします。農林畜産課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） それでは、施設改修工事の内容ということでございますが、まず、現在の伊自良湖のボート乗り場の大部分というものが、腐食によって穴が空くおそれがあるということでございます。このまま放置をすれば、利用者が、万一、足を踏み外して、危険な状態になるというようなことが予想されますので、次年度早急に修繕をさせていただこうとするものでございます。

材料につきましては、現在の同様の木材で、ウッドデッキなんかによく使用されてお

りますセラガンバツというちょっとややこやしい名前でございますが、こちらの材質のもので部分補修、全体を補修できるとよろしいんですが、全体的にやろうとすると大変大がかりになってしまいますので、悪いところをまず部分補修するという予定でございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問させていただきます。

穴が空くおそれがあるということだったんですけれども、こういった危険な状態で今あるということで、どのぐらい前回の工事から今回までもっていたかということと、そういう点検はどのぐらいの間隔でされているのかをお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まずどのぐらい前のものかということでございますが、平成5年度だったと思います。平成5年度に県営水環境整備事業というもので、当時伊自良村の時代でございましたが、こちらのボート乗り場を造らせていただいたということでございます。

現在はそれが28年ですか、28年ほどたっておるということで、点検頻度でございましたか。点検につきましては、そこの管理をしておる、いつも受託をして管理しておってくれる伊自良湖荘さんだとよく言って聞いておるんですが、藤田さんという人がおみえになれるんですが、こちらの人が毎日のように見ておられて、急に、やっぱり今までも若干危険な状態のところの一部ありましたので、そういったときには、御好意で自分で補修をされておったということでございます。

点検と頻度というのは、適宜、毎日見回りをされるというふうに、その管理をされておる方が御覧になられておるという状態でございました。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時5分より再開いたします。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、通告順位5番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から指名をされましたので、質疑を行いたいと思います。

まず第1点目、議第24号、一般補正予算についてです。資料は3-24。

この中に、建築物耐震改修補助金の1億3,941万4,000円の大幅な減額になった改修工事の内容及び減額の理由、そしてまた、この建築物の耐震改修工事は今後発生しないのかどうなのかについて、建設課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

1点目、金額が大幅に減額になった改修工事の内容及び理由についてですが、山口市唯一の中核病院である岐北厚生病院が対象でございます。

岐北厚生病院の耐震改修工事については、予算見積り時点では、山口市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱で、要安全確認計画記載建築物及び、これは記載建築物というのは、防災拠点の施設でございます。それと緊急輸送道路沿道建築物で、免震工法等特殊な工法による建築物として、1平方メートル当たり単価が、これ限度額でございますが、8万3,800円と定められております。

既存建築物の東棟、西棟の対象面積から算出し、予算計上いたしております。その後、岐北厚生病院により工事が実施され、必要とした工事金額に精算したことによる減額でございます。

また、西棟及び東棟の耐震補修工事は全て行われております。改修内容は、専門的な部分が多く把握は困難であります。国及び岐阜県で詳細に対象箇所の審査が実施されていることから、山口市といたしましても、工事内容及び金額については問題ないと判断しております。

2点目、また今後、建築物耐震改修工事は発生するのかについてですが、岐北厚生病院については、当初から、令和2年度8割、令和3年度2割と決定しており、令和3年度も補助はございます。

今後も山口市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱に記載の対象建築物の申請があれば発生いたします。なお、対象建築物については、山口市ホームページに記載の同要綱を御覧いただくか、建設課窓口までお尋ねください。まずは御相談をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 中身については了解をいたしました。

2点目、議第26号、令和3年度の一般会計予算について、資料4の53ページ及び資料4-2の16ページですね。

行政デジタル化事業に306万9,000円が計上されています。LINEを利用したオンライン申請等の内容及び市民の各種申請の利用がどのように変わるのか。それから、行政窓口での助言や相談など、人との対面による一人一人の実情に合った行政サービスの提供が求められるケースも多いということもある。それとまた、機器を使えないなど、デジタル格差の広がりへの対応等もありますので、このような点でどのような対応を考えているのかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

LINEを利用した行政デジタル化につきましては、議員御指摘のとおり、オンライン申請とAIスタッフ総合窓口サービス、いわゆるAIチャットボットの取組を予定しております。

まず、オンライン申請につきましては、道路等の破損報告や粗大ごみの受付、さらにはイベント窓口予約、施設の予約等を予定しております。

例えば、道路等の破損報告につきましては、市道や道路照明、防犯灯、カーブミラー等の破損につきまして、現場から写真と位置情報を併せて送信することが可能となりますので、市にとっては即時に正確な情報が把握できるほか、通報する側にとりましても、休日あるいは夜間問わず情報提供ができるようになるものでございます。

また、AIチャットボットと呼ばれます、あらかじめ想定しました質問に自動で回答するサービスでございますが、こちらにつきましては、市民からの質問が多く見込まれる項目を中心に、あらかじめ37分野、質問項目にいたしますと1,700の質問及び回答を用意し、質問に対して自動で答えていくというものでございます。

こちらにつきましても、24時間365日利用できるほか、コロナ禍において、感染防止にも資する非接触型のシステムと言えるのではないかと考えております。

なお、本システムにつきましては、LINEだけではなく、市の公式ホームページからも、同様のサービスを受けることができるようになりますが、議員御懸念のLINE等を利用されない方へのサービスにつきましては、これまでどおり市の窓口でのサービス提供を行うこととしており、今回の取組につきましては、市民の皆様が申請等を行う手段に新たにオンラインという選択肢を加えることで、市民サービスの向上を図ろうというものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 概要について分かりました。

施設の予約等々という話もありましたので、例えば公民館の場合、今ですと申請を出して印鑑をついて、ということになるんですが、オンラインの申請でやる場合は、そういうことも含めて、なくてオンラインで申請すればオーケーというような形で簡略をするかどうか、その点だけお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えいたします。

公民館等の施設予約につきましては、議員今御指摘のとおりでございます。便利になりますので、市民の皆様方にしっかり周知して、使っていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 次、行きます。

これも一般会計ですが、資料4の59ページ、4-2の17ページです。

先ほど同僚の議員が質問をされましたので、重複する分については省いて1つだけ。

恋人の聖地共同基盤事業というものについての500万の委託料ということですがけれども、これについての具体的な成果の評価指標等々についてはどのように考えられているか、理事兼企画財政課長にお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えさせていただきます。

事業内容については先ほどのとおりでございますので、重要業績評価指標につきましてお答えさせていただきます。

先ほど説明いたしましたように、広域での申請ということで、18市町村で申請するものがございますから、その重要業績評価指標、K P Iにつきましても18市町村でのK P Iを設定しております。そのうちで大きく3つの指標を示しております、1点目が観光入り込み数の増加とポータルプラットフォームへの投稿数、メディアの掲載数の3点を挙げさせていただいております。

効果としては、先ほど言いましたように、地域資源の魅力発信などを期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 一応3つの指標に基づいて評価をするということでしたので、またこれは今後の中で、実際に実践していく中でチェックされるというふうに思います。

次に、4点目に行きたいと思います。

カーブミラー設置に64万7,000円が計上されています。今年度、予算要望の中で各自治会からカーブミラー設置の要望箇所、件数は全体で何件で、今回この予算に計上されているのは何件かについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

カーブミラーの設置工事につきましては、令和3年度の予算案では、過去の実績も考慮し、8基分64万7,000円を計上させていただいております。

なお、設置に当たりましては、自治会内の合意及び地権者の承諾を得た自治会長からの要望に基づきまして、要望箇所の調査を行った上で、必要性、緊急度、そういった事情も考慮いたしまして設置の可否を判断することとしております。

御質問いただきました令和2年度の設置要望の件数でございますが、9自治会から12件の要望がございました。それにつきまして、8件が設置対応済みでございます。残り4件につきましては、現地調査を行いました結果、交差点に停止線がある、あるいは視界の遮りも少ないといったことでしたので見送りをしております。

参考までに申し上げますと、令和元年度につきましては、6自治会から6件の要望があり、4件が設置済み、2件につきましては現地調査の結果見送ったという経緯がございます。また、平成30年度につきましては、7自治会から7件の要望がございまして、5件が設置済み、2件を見送りとしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 全体の予算の中では、シティプロモーションの事業なんかは1,500万とかというふうにあるんですが、ミラーの設置の費用についてはかなり少額というようなこともあるんですけども、実際に見送りになったところが、再度例えば要望して、その際に設置をするというようなこともあるんでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えいたします。

実際に、年に1つとか数年に1回、そういったお話もございますが、市といたしましては、山縣市公設交通安全施設設置基準というものを設けておりまして、一般に公道とみなされる道路上であり、危険性が高いかどうか、あるいは現に事故等が発生し、またはその発生のおそれがあるかどうかといったような基準を設けておりまして、それに基づいて調査しておりますので、調査の結果、基準を満たしていないという判断を1回し



たものにつきましては基本的にはつけることはできない、そういう運用をしております。  
以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解をしました。

5点目については、先ほど答弁がありましたので省略をします。

6点目、これも資料4の134ページのところです。河川除草委託料、先ほど質問もありましたが、これに関わって、これは県の事業なので、どういうふうになっているかというあたりも聞きたいんですが、隠山橋の、実は前後のところから堆積がずっとありまして、現地の自治会の人からも要望を出されていて、建設課に問合せもしました。

県に要請をしているということで、この事業については進めますという話で、その後されたんですけども、鳥羽川と伊自良川の辺りから、隠山橋からのところ、相変わらず今も堆積が残っているんですが、この件については今後、県のほうの事業見通し等々含めて、具体的に進んでいるんでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、椎倉川の合流点には県の予算がつきまして撤去いただいております。隠山橋付近についても要望しておりますが、今後山県市としましても、精力的に要望活動を行ってまいりますので、県とまた調整いたしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） ぜひ県に要望が通るように努力をしていただきたいと思います。  
よろしくをお願いします。

同じく、資料4の53ページ、資料4-4は4ページのところです。

これ、岐阜情報スーパーハイウェイ運営費負担金339万3,000円が計上されています。この負担割合を見ていると、35%に当たる約1億円というのを全市町村が均等に負担をして、残り65%の1億8,000万余を人口比・利用割負担にしています。

財政規模は、一般会計で比べると、ちょっと古い数字だと思うんですが、岐阜市が1,720億円、概算です、山県市131億円というふうに見ると、大分バランスが違うんですね。これを全部計算すると、均等割が7割ぐらゐを占めるんです、山県市のこの負担分ですね。ちょっとルールが不公平ではないかと。地方公税なんかでも需要額を想定して、いろいろな係数を掛けながら、実態に合ったような形で調整というふうになっているんですけども、これの運営費の負担というのはそういう考え方からいくと、やっぱり小さい市が

より負担しなきゃいけないというようなことがあるので、その点についてどのようにお考えかお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

岐阜情報スーパーハイウェイは、行政事務の効率化、さらには行政サービスの高度化を図ることを目的に県が整備したものでございますが、運営費の負担金につきましては、平成30年の3月に、岐阜県と県内市町村との間で締結した協定書、こちらに基づいておるところでございます。

また、負担金の具体的な算出につきましては、運営費負担額算出要領に基づきまして、ネットワーク運用保守委託料及び伝送路運用保守委託料、そのほか光ファイバーの芯線借用に関する経費、電柱添架に伴う使用料などの維持管理経費を全体額と置きまして、その2分の1を岐阜県、残りの2分の1を全市町村で負担することとなっております。

また、市町村が負担する額のうち、1億円につきましては市町村の規模にかかわらず均等に負担する均等割となっているほか、国勢調査に基づく人口規模に応じて負担する人口割、さらには、市町村のポート利用数に応じて負担する利用割によって算出することとされております。

議員御指摘のとおり、山州市の負担額につきましては、均等割が全体の70%を占めることになっておりますが、こちらにつきましては、人口規模、あるいはポート利用数、こちらが少ないことから、結果として、このような割合になっているものでございます。

ほかの市町村の状況を見てみますと、均等割につきましては23%から79%まで様々でございまして、42の市町村の平均値をとってみますと65%という数字でございまして、また、70%以上の市町村は19ございまして、情報スーパーハイウェイが、市町村の事務、さらには学校のネットワークシステムはもちろんのこと、例えば、防災対策に欠かせない河川の水位カメラの運用、こういったものにも活用されておまして、今の行政を運営する中でなくてはならないというものでありますので、そういった事情を踏まえまして、この金額については妥当なものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 説明ありがとうございました。

そこに書いてあるように、全体でやっぱり70%が19市町村ということで、ウエートとしてはやっぱり小さい人口のところが大変だということがあるので、今後ぜひ見直しができるといいなというふうに思います。

8番目、資料4の58、4-4の6ページです。

栗まつり本体には1,600万の予算計上がされています。新型コロナ対策事業ということで500万が計上をされています。先ほど具体的な開催等の運用については同僚議員に質問されましたのでその点はいいんですが、コロナ対策の追加費用の項目で見ますと、トイレ清掃委託とかごみ回収委託、救護テント、シャトルバスなど、本来業務と重なる部分のコロナ対策が挙げられています。これらの業務の従来費用とコロナ対策の追加費用部分の内訳はどうなっているか、大まかで結構ですが、お尋ねをしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

トイレ清掃や場内のごみステーションの作業は、シルバー人材センターと中学生を中心とするボランティアをお願いしています。

新型コロナウイルスの感染症拡大の状況にもよりますが、重症化リスクの高い高齢者やボランティアをお願いすることができない場合、専門事業者へ委託する想定で計上をしています。

救護テント等は、密を避けるために例年より増設する場合、シャトルバスについても、密を避けるため1台当たりの乗車人数を抑制する場合等が考えられ、増便が必要となるときに対応しようとするものでございます。

このほかにも、サーマルカメラのレンタル費用や消毒液の購入などがこの予算に相当しております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解をしました。

続いて、資料4の126ページ、資料4-4の14ページです。

中小企業支援策として、特定支援機関指導負担金の400万円や活性化事業補助金4,000万円が計上されています。令和2年度も、67社を選定して、明確な実績報告書を作成したとあります。議会で議決された振興条例の趣旨に沿った取組として、今年度の計画の重点課題や来年度67社も含めて計画をされているのかという点についてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

課題としては、補助金はできる限り広く多くの市内の事業者にご活用いただきたいと思っており、原則1事業者1回のみとしています。

昨年の67社につきましては、令和3年度の補助申請は御遠慮いただくということにな

りますが、経営指導やほかの補助金の案内を希望により山縣市商工会がそれに、相談に対応していくということになっております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 67社を除いて、さらに令和3年度もそれに相当するような事業者が対応されるというような見込みなんでしょうか。その点だけ。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 来年度につきましては、実は今、国の3次補正で、コロナの影響を受けた事業者に対しての補助金制度というものが出ております。それとか、県のほうでもいろいろ考えられて、コロナの影響を受ける事業者に対しては補助制度を考えられるようでございます。

それで、今、商工会さんと連携しまして、こういった来年度に使えるような補助金を、相談会というのを今後やっていこうということで、3月に開催するという事で予定しております。まずは有利な補助金を的確に使っていただくというふうに、商工会さんがその補助制度について説明をしたり、こういった補助金が有利なのかというふうでやっていこうと思っております。その中で、そういうのに漏れそうな事業について、市のほうで何らか支援していけないかということで、総合的に、全体の補助事業として考えていこうというふうに、令和3年度についてはそういうことです。

問合せももう何件か、市の補助金についても来ておりますので、できる限り、初めての方に使っていただけるような、そういう補助金にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） コロナ対策で強化をするということと、そういう補助金に対応できないようなところについては、漏れそうな事業についてカバーをしていこうというような答弁だったと思いますので、きめ細かくやっていただきたいと思います。

それでは、続いて、資料4の58ページ、資料4-4の25ページですが、地域の活性化と住民相互の触れ合いを目的とした各地域のまつり補助金が計上されています。

そこで、高富ふれあい秋まつり事業についてお尋ねをします。これは以前、市役所広場で高富ふれあい夏まつりとして開催されていたと思います。近隣の高富や富岡地域の人が4,000人近く参加されていました。ところが、実行委員会では、栗まつりの前夜祭として、開催時期も開催場所も変更されてしまいました。

しかし、一昨年は台風で栗まつりが中止になる、それから昨年はコロナで中止ということで、元気づける打ち上げ花火がげんき広場からも上げられ、地域住民の中では好評だったと思います。しかし、祭りそのものについてはそのような状況になっている。

補助金を支出する市として、実行委員会からの総括と会計報告を受けているというふうに思いますが、近隣住民の、夏に元どおり市役所広場で開催してほしいとか、四国山はちょっと高富の祭りとしては会場が遠過ぎるとか、歩いていけないとかといういろいろな声が出ています。そういうような声について把握をされているか、こうした要望を実行委員会で再度検討してもらうようなことはできないのか、見解をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

高富ふれあい秋まつりにつきましては、高富地域の自治会連合会が主体となって実行委員会を設け実施しています。開催内容は、自治会長の皆さんが地域の様々な声を聞き、安全性などを考慮の上話し合われた結果と推察いたします。

山口市では、高富ふれあい秋まつりについて、地域の皆様から意見をいただいたということは現在のところございません。山口市の団体等が自主的に行う行事の内容について、万が一、意見を聞きましたらお伝えすることはあっても、市として意見を申し上げるということは差し控えるべきというふうに考えております。

ちなみに、昨年度のサプライズ花火の打ち上げ場所は、げんき広場ではなく近隣の民有地というふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 実行委員会で具体的に検討されるというようなこともありますので、それはそれで、そのように住民の人には意見を返したいというふうに思います。

続いて、資料4の58、資料4-4の29ページです。

公共交通の運行補助金に1億2,344万1,000円が計上されました。美山地域のデマンド交通をはじめ、ハーバスの通らない地域をカバーする巡回線や、岐阜大学病院への直行便など、バスターミナル完成による新たな地域公共交通が始まります。

この費用に関わって、資料4-4、P29ページのところには、幹線系統、フィーダー線系統への国庫補助については、岐阜バスに直接補助されるというふうにかかれていますが、その補助額は幾らでしょうか、お尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えいたします。

今年度の地域間の系統及びフィーダー系統の国庫補助金につきましては、各路線ごとに、路線の系統ごとに岐阜バスのほうが補助金を申請されております。

地域間幹線系統におきましては、本市の対象路線は、岐阜板取線、岐北線塩後行き、岐北線の谷合行きの3路線でございます。今年度の各路線の補助金額でございますが、板取線が746万8,000円、これは関市との按分を行っております。岐北線塩後行きにつきましては1,142万3,000円。岐北線谷合行きにつきましては565万1,000円となっております。

フィーダー系統における本市の対象路線は、ハーバス伊自良線とハーバス大桑線の2路線となっております。今年度当初交付予定額は伊自良線が329万9,000円、大桑線が221万1,000円を見込んでおりましたが、国の3次補正により補助金等が増額されておりました。伊自良線では525万9,000円、ハーバス大桑線では359万4,000円の増額となっております。

ただ、今年度の国庫補助金の正式な交付決定は3月中旬頃でございますので、お伝えした数値は岐阜バスが国へ申請した額となっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 了解をいたしました。

続いて、資料4の59ページ、資料4-4の33ページです。

地域おこし協力隊起業・事業継承支援補助金が限度額100万円計上されています。地域おこし協力隊の人が山県市に定着する意味でも、支援の体制強化が必要だと思います。今回の補助金は、以前総務省のメニューにあったと思うんですが、3年過ぎて起業したら100万とかというのがあったと思うんですけども、それとは違って、市独自の施策なのかどうか。

それから、3年間の期間が過ぎた後の地域おこしの役割を發揮してもらうとともに、生活できる環境整備という観点で、この施策も含めて市独自の支援体制はあるかお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） お答えいたします。

御質問いただきました地域おこし協力隊起業・事業継承支援補助金につきましては、総務省の地域おこし協力隊の推進要綱で位置づけられているものでございます。

内容といたしましては、隊員が任期終了後に市内での起業、事業承継を行おうとする場合に要する経費を支援することにより、市への定住及び市の活性化を図ろうというも

ので、設備費、備品費及び土地、建物の賃借費等につきまして、100万円を上限に補助するものでございます。

今回、令和3年2月末で退任いたしました隊員が3年間行ってまいりましたハーブ栽培、加工品販売等の活動を生かして古民家カフェの起業を予定されていることを踏まえ、補助を行う予定としておるものでございます。

本市では、平成25年度から13人の地域おこし協力隊員を任命しております。既に退任された方は11名みえますが、内容を見てみますと、市内の定住者は4名、うち1名が今回起業を計画している方でございます。また、そのほかにも、定住はしておりませんが、1人が隊員としての活動後、起業しているという実態もでございます。

協力隊の定着に向けました市の支援制度につきましては、現時点ではこの補助金のみでございますが、今年度は1人の隊員の方が、県が実施するアドバイザー派遣事業、こういったものを活用いたしまして、現状や課題についてのヒアリングを受けられたというふうに承知しております。

地域おこし協力隊員の定着につきましては全国的な課題となっておりますが、今後も県のアドバイザー制度の活用のほか、全国他市町の取組も研究しながら、定着に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 新しいアドバイザー制度なんかを含めて強化されるということ要望したいと思います。

13番目になります。田舎暮らしというのをちょっと私、勘違いしております、これはやめて、廃止をして、移住促進、空き家と新しい制度に変えるということで、424万円が計上されています。それとともに、空き家利活用促進ということで600万の補助金が計上されていますが、この空き家対策の結果を踏まえて、移住条件など2つの補助金の内容とか運用の違いについてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

山県市は、平成27年度から空き家バンク及び田舎暮らし空家活用支援事業補助金の制度を設け、過疎化の著しい北部地域へ空き家を活用して、移住、定住する方を支援してきました。令和2年度末までに21件の補助金の利用がございました。

空家利活用促進事業補助金は令和3年度に創設するもので、対象地域を市内全域に広げ、単身世帯での活用も認める一方で、新婚、子育て、多世代同居世帯の補助限度額を

一般世帯より増額としています。

新しい空き家利活用の補助制度を創設するに当たり、今までの田舎暮らし空家活用支援事業補助金は廃止となる見込みですが、令和2年度中に当該補助の対象となっている物件については従前の制度により補助することとなるため、令和3年度に限り2つの補助金の予算が計上となっております。

今までの内容、補助の内容については大きく変わる点はないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。

続いて、資料4の116ページ。

山県市の農家数は、統計上で1,225戸、自給的農家が795戸、販売を兼ねる農家が430戸というふうに言われていますが、山県市にとっても農業従事者の確保は最重要課題だと思います。

岐阜県としても目標を持って推進されていますが、近年県でお聞きしたときに、新規の就労者の半数近くが定年退職者が占めているというような状況だということでした。そこで担い手確保経営強化支援事業補助金や、農業次世代人材投資事業補助金というのが、認定就農者や認定農業者の方に両方とも対象になるかどうか。

また、山県市で実際にこうした成年の就労者を確保する取組をどのように進めているのか、体験型農園で新規に雇用された若者たちへの補助金適用はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） それでは、御質問にお答えをします。

まず、担い手確保経営強化支援事業補助金につきましては、認定就農者と、それから認定農業者及び農業法人等が補助金の対象となっております。事業費の5分の1、上限200万円までの機械補助を行っておるということでございます。

それから、農業次世代人材投資事業につきましては、認定農業者のみが対象となる事業でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、実際に成年就労者、定年退職者も含まれるとは思いますが、成年就労者を確保し就農するための取組といたしましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社というところがございますが、こちらがございまして、アグリチャレンジ支援センターというところがございますが、こちらのほうと連携を取り合って、就農相談を現在行っておるということでございます。



次に、体験型農園で新規に雇用された若者への補助金対応についてでございますが、体験型農園に限らず雇用就農された方への市からの直接の補助制度というのは実際はございませんが、一般社団法人岐阜県農業会議というところが窓口になっております就農希望者を新たに雇用した農業法人等に対して支援を行う農の雇用事業という、こういった事業がございますが、こちらのほうの情報提供をしております。

なお、この雇用就農された方がその後、独立をして就農する場合というときに限っては、そういう場合には農業次世代人材投資事業というものを活用して、支援を行っていかうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 分かりました。

続いて、資料4の123ページ、資料4-4は57、58ページです。

育林推進事業補助金が1,200万円、それから森林環境整備補助金が1,200万計上されています。山県市の林野は186平方キロ、1万8,644ヘクタールあります。間伐の必要な面積はどの程度なのか、現在までどのような計画で間伐の推進を行っているのかというのをお尋ねします。

間伐を進めようとする場合の従事者の確保はどのようにするのか。この補助金で間伐が進むかお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えします。

まず、間伐が必要な面積でございますが、市内の森林面積1万8,644ヘクタール、これは2015年の農林業センサスの数値でございますが、このうち、国有林を除いて、民有林の人工面積が1万530ヘクタールございます。そのうち、15年以上間伐等整備がされていない、未整備森林の面積が約4,000ヘクタールあったというふうに、これは、岐阜県が作成しております森林簿というものを書いてございますが、こちらがまず間伐に必要な面積であるのではないかというふうに捉えております。

また、現在までどのような計画で間伐を推進しているのかという御質問でございますが、具体的には、年度別の整備計画というものは実はございませんですが、森林環境譲与税を活用して、未整備森林をできる限り速やかに間伐等の整備ができるよう、各林業事業体を支援させていただいております。

育林推進事業では、林業の事業体から森林経営計画というものを出していただいておりますが、こちらの森林経営計画があるものについて、県と国が補助する木材生産林

を目的とした利用間伐等の補助金というのを県、国から出していただいておりますが、そちらの補助金に対してかさ上げ補助という形で間伐事業の後押しをしておるといふこととでございます。

それから、森林整備補助金というものは、林道、それから作業道等が整備されていない条件が不利な奥山、こういった奥山を中心に、水源の涵養や土砂流出防止といった公的な森林の機能維持を目的とした間伐の補助を行うとともに、間伐に必要な作業道の修繕、あるいは、こういった山のほうの資格取得等に補助を行っており、間伐事業の後押しを行っておりますといふこととでございます。

それから、林業従事者の確保についてでございますが、まず担い手確保対策としましては、森林環境整備補助金の中で、先ほどもちょっと申し上げましたが、従事者の資格取得を、例えばバックホーの作業免許とか玉掛け作業の資格なんかでございますが、こういったものの資格を取得する場合の補助をしております、育成に努めておるといふところでございます。

それから、未整備森林4,000ヘクタールにつきましては、採算面から所有者の管理意欲というものがなかなかその低迷の理由になっておりますが、これでなかなか間伐が進んでおらんというようなこととございますが、引き続き森林整備に必要な間伐や林業の後継者、あるいは従事者の育成といったようなことについては、補助金を活用しながら、山というのは大変大事なことでございますので、進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 詳細よく分かりました。

続いて、16番目、資料の4の139ページです。

木造住宅耐震補強工事補助金が287万8,000円計上されています。平成29年度から7件の事業実績があります。この制度をどのように市民に周知されているか。そしてまた、耐震工事に関わっては、中小企業振興条例の趣旨に沿って、市内事業者への優先発注などの規定などはあるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

御質問1点目、木造耐震補強制度はどのように市民への周知をされているかについてでございますが、毎年、広報やまがた4月号のお知らせ広場で、木造住宅等耐震化と題して、無料診断や補強工事の必要経費を一部補助することについて周知を行っております。

また、山縣市防災訓練及び栗まつりの際には、ブースを設けて参加者に耐震診断と耐震補強工事のPRを行っております。令和元年度には、家族等へ耐震診断改修を進める判断材料としてもらうため、小中学校を対象とした建築物耐震啓発を、岐阜県建築指導課の職員を講師として招き、小学校4校で157名に工作で学ぼうと題して、耐震教材ぶるるにより模型作成を行い、簡単な実験を行っていただきました。ぶるるは紙で住宅の各部品を切り抜く製品で、住宅の模型を作成するものです。

御質問の2点目、木造耐震補強工事に関わっては、中小企業振興条例の趣旨に沿って、市内業者への優先発注などの規定はあるのかについてでございますが、山口市には今のところ、市内業者の発注についての規定はございませんが、市ホームページでもお知らせしてございますが、岐阜県木造住宅耐震相談士が設計監理を行う耐震補強工事と規定されております。耐震補強工事につきましては、制度が始まってから25件の改修工事が行われていますが、市内業者による耐震補強工事が多く、18件となっております。

ちなみに、岐阜県に登録のある市内の木造住宅耐震相談士の登録者数は、令和3年1月31日現在で18名の登録がございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 市内事業者のところにも相当数発注されているということなので、大いにそういうのを促進していただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問になります。

資料4の143ページです。資料別紙は4-4の74ページ。

自主防災組織活動育成補助金が今年度も200万計上されています。昨年は発電機などが購入自治会に防災資機材として一部補助をされました。自然災害の多発が大きな問題になっている昨今、防災計画にある自主防災組織による取組とともに、最低限度の必要な防災資機材を選定し、各地の避難所に配備することも必要ではないかというふうに思います。そのためにも、この制度の内容の検討はどのように進められているかお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

まず、議員御発言の発電機購入に対する補助につきましては、一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成事業によるものでございまして、令和2年度につきましては、斧田自治会の発電機購入事業が対象となり、助成されたものでございます。

一方、今回御質問いただきました補助制度につきましては、今後の地域防災力強化に

向けた取組の中で、最も重要とされる共助の役割を担う、自主防災組織の体制強化を図るため、自主防災組織などが行う防災訓練、あるいは研修等のほか、防災資機材の整備に要する経費に対して補助を行うものでございます。

このうち、御質問いただきました防災資機材の整備につきましては、消火や情報伝達等、災害時の応急活動に必要な資機材の導入に要する経費のほか、地域の集会所を避難所として活用する計画がある場合に、必要最低限の備蓄品として、食料や発電機などの電源類、さらには、非常用トイレや防水シート、毛布といった資機材の購入に要する経費を支援することで、市民に身近な集会所を避難所として活用いただくことを推進しようとするものでございます。

今年度の活用状況につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、自主防災組織の活動自体が低調であったこともありまして、実績といたしましては1件、7万円のみとなっておりますが、その一方で、自治会のほうからは、小規模な自主防災組織にとっては、補助率が低く手を挙げにくい、こういった意見もいただきましたので、来年度に向けて、制度の見直しを考えておるところでございます。

具体的には、小規模で資金規模も小さい自主防災組織にも活用しやすいものとなりますように、補助率を2分の1から3分の2と見直すほか、上限額につきましても、現在の10万円を20万円に引き上げることで、共助の取組を進める上で欠かせない自主防災組織の体制強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 制度の見直しを進めるということと、周辺の自治体のところでも、集会所ですね、避難所を設置するところにも資機材等々の対応をしたいという話でしたので、今後、大いに進めていただきたいと思います。

以上で、私の質疑を終わりにします。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

石神 真君。

○12番（石神 真君） 発言通告は出しませんでした、1点だけ。

先ほど同僚議員も質疑をさせていただきましたが、ちょっと趣旨がずれているのかなと思って聞いておりました。

資料の4-2、ページ20、子ども食堂運営補助金の75万円ではありますが、先ほど課長

の答弁は聞かせていただきましたが、あと足りないところ、1事業団体が25万だと思っておりますが、その3事業の団体、または場所、こういうものがもう大体予想されているのか。それと、先ほど言いましたように、地域的に、距離の遠い子供たちの場合はどのような対応をしていくのか、これだけお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、今、具体的にもう始めるよというふうになって、補助金を受けたいと聞いている具体的な団体はありません。

今朝ちょうどチラシをもらったんですが、3月21日にどこかでやられるそうですが、そこ個別にやっているわけではありませんので、場所とか団体は現時点では特定しておりませんので、コロナ禍の鎮静化というのを見据えながら各種団体に働きかけてまいりたいと思っています。

これまでに問合せがあったところは、自治会とか食育サポーターさんとか、社会福祉協議会関係とか、民間の食堂もありましたが、今具体的じゃないので、今後、働きかけしていきたいと思っております。

また、今おっしゃられるような過疎地域のほうのことにつきましては、開設が困難であるというところにつきましては、また個別に御相談申し上げながら制度を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 再質問させていただきます。

交付団体というのは個人でも補助金を受けられるのか、それともNPOとか、ああいろいろな団体でしかこの補助金を受けられないのか、その点お伺いします。

○議長（武藤孝成君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 今度私のところ、予算化しておりますのは、まず基本的に県の制度を活用したいというふうに考えております。県の制度の中においては、必ずしも法人格のある団体という指定はないので、個人でも大丈夫と思っております。ただ、この現下のコロナ禍ですので、衛生管理や何かにおきまして、全く好んでやるとか自由にといいわけにはいかないと思いますので、私どもも、どんな管理体制でやっていくのか、衛生基準とか、それから単発で思いつきでやるのは駄目なので、継続性、具体的にいいますと、県の制度ですと、簡単に言いますと、例えば4月から始めなくても、例えば9月から始めましたよということで、9か月あれば9回は開けと、そういう

継続要件ってありますので、県の要件に沿うものについて、また沿えないものについては御相談申し上げながら適正な運営ができるように、手を挙げていただける団体があったら具体的な相談をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑がないものと認めます。これをもちまして、議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定についてまでの37議案に対する質疑を終結いたします。

---

## 日程第2 委員会付託

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員会付託。

議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定についてまでの37議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託します。

---

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10日は総務産業建設委員会、11日は厚生文教委員会が、それぞれ10時から第2委員会室で開催されます。

なお、15日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時01分散会

令和3年3月15日

# 山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和3年第1回

## 山県市議会定例会会議録

第3号 3月15日(月曜日)

○議事日程 第3号 令和3年3月15日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番  | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番  | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番  | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番  | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君  |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

|                  |        |               |       |
|------------------|--------|---------------|-------|
| 市長               | 林宏優君   | 副市長           | 宇野邦朗君 |
| 教育長              | 服部和也君  | 理事兼<br>総務課長   | 此島祐司君 |
| 理事兼<br>地方創生監     | 浅井聡君   | 理事兼<br>企画財政課長 | 奥田英彦君 |
| 税務課長             | 山田正広君  | 市民環境<br>課長    | 谷村政彦君 |
| 福祉課長             | 江尾浩行君  | 健康介護<br>課長    | 藤田弘子君 |
| 理事兼<br>子育て支援課長   | 久保田裕司君 | 農林畜産<br>課長    | 浅野晃秀君 |
| 水道課長             | 高瀬正人君  | 建設課長          | 大西一也君 |
| まちづくり・<br>企業支援課長 | 長野健一君  | 会計管理者         | 安川英明君 |



学校教育  
課長

日置智夫君

生涯学習  
課長

土井義弘君

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 棚橋輝英君 書記 水谷勝彦君

書記 長谷部尊徳君

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 議長に許可をいただきましたので、通告どおり質問のほうをさせていただきます。

質問事項1、コロナ禍における公民館活動の取組について、生涯学習課長にお尋ねいたします。

公民館を拠点に地域の人々が交流し、共に学び、講座を開催したり、参加したり、楽しく学んでいます。また、年齢を問わず様々な形で生涯を通して学んでいくことの大切さを多くの方が認識されています。しかし、今年度はコロナ禍において、残念ながらサークル活動や講座の休止期間もあり、活動が非常に少なくなっている現状です。このままではサークルの存続、サークル数の減少、また、新規サークルが生まれないことが懸念されるのではないのでしょうか。

そこで、生涯学習課長にお尋ねいたします。

今までのコロナ禍の状況を鑑みて、今後の公民館活動の取組についてお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

公民館活動は、地域住民の多様な学習活動であり、地域コミュニティーを維持、発展させていく上で重要な機能を有していると捉えております。しかし、新型コロナウイルス感染症予防対策として、国や県の緊急事態宣言等の発令時においては活動の中止や自粛をお願いいたしました。今年度初めの4月と5月は施設の臨時閉館、今年1月14日から3月7日までの緊急事態宣言期間は、講座やサークル等の公民館活動は自粛をお願いいたしました。しかし、昨年6月からは、当初計画の16講座及び201のサークル活動を始めることができました。今年度は、コロナ禍でいずれも回数を減らしての活動ができました。

議員が懸念されますサークル活動の存続や減少など、短期的にどのような影響が生じるかは捉え切れておりませんが、コロナ感染の終息が見通せない中、教育委員会としましては、今後におきましても検温や手指消毒、いわゆる3密の回避など感染症対策を徹底して、市民にとって安全で安心して活動できる体制を整えるとともに広報してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 再質問のほうをさせていただきます。

コロナ感染が見渡せない以上、今後も感染防止を徹底して活動していかざるを得ません。新しい生活様式の中でコロナを機に、今後あらゆる場面でデジタル化も進むと考えますが、公民館活動の取組についてはどのようなか再質問いたします。

○議長（武藤孝成君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 再質問にお答えします。

この、コロナをチャンスと捉え、今までの活動を振り返り、今後の活動や事業を改めて見直すよい機会でもあると考えます。

議員御指摘のとおり、今後日常生活の中でもスマホなどの活用やオンライン化等、デジタル化が急速に進み、ICTの活用も必要となってくるものと考えております。しかし、特に公民館活動に参画される皆様は高齢者の皆様が多いことから、ICTに対応できない人が置き去りにされる、いわゆるデジタル格差への対応も必要となってまいります。こうしたことを踏まえて、公民館では具体的に、シニア対象のスマホ教室の開講やWi-Fiなどのインターネット環境の整備等も考え、子供から高齢者までの皆様が一層利用いただけるよう努めてまいります。

教育委員会としましては、これを機会に新たな活動を模索し、多様な学習機会や集える場、地域のコミュニティー活動の拠点、さらには防災・避難拠点としても重要な役割があると考えており、適切な対応を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 田中辰典君。

○1番（田中辰典君） 今お答えいただいた今後の取組のスマホ講座など、御高齢者などの情報弱者の方に寄り添う需要のある素晴らしい取組だと思います。期待しております。

以上で質問のほうを終了いたします。

○議長（武藤孝成君） 以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

通告順位2番 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。奥田真也です。

私からは3点質問させていただきます。今回で3回目の質問となりますが、まだまだ慣れておりません。お聞き苦しい点があるかもしれませんが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、まず1点目、河川に関する安心・安全と環境保全について、建設課長と市民環境課長にお伺いをいたします。

昨今アウトドアブームにより、年々山県市内の河川にてバーベキューなどをする目的でたくさんの方々がお越しになっています。しかし、それによりマナーが悪くなり、また、ごみも増えてきているのではないかと感じています。

若い方々は度胸試しということでしょうが、橋から飛び込むケースも発生しており、昨年においては2件、飛び込んだ際に足をけがしてしまい、救急車にて搬送された事例も発生しています。河川周辺にお住まいの市民の皆さんも注意をしたところ追いかけれ、怖い思いをしたという事例もあるそうです。

また、バーベキューを河原などでやっている方についても、バーベキューコンロなど一式をそのまま放置し、また、空き缶などのごみを放置して帰る方もおり、私も昨年、河川清掃に参加をさせていただきましたが、本当にいろいろなごみが散乱しているのを実感させていただきました。

そこで、建設課長と市民環境課長にお伺いをいたします。

1点目は、飛び込みをしてしまう橋に対し注意喚起の立札や貼り紙などができないかどうかを建設課長に、2点目は、河川の周辺にお住まいの市民が自らの生活環境を守るために行動されている場合、腕章やベストなどがあると行動しやすくなると思いますが、これについて御検討いただけないかを市民環境課長に、以上2点についてお考えをお聞かせください。よろしく願いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、飛び込みをしてしまう橋に対し注意喚起の看板や貼り紙ができないかについてですが、岐阜県のホームページにおいては、河川の利用は自己責任が原則で、水難事故や野生動物による受傷事故等のリスクについて注意喚起を行っております。川遊び等で事故が起こる原因としましては、一部の河川利用者によるマナーの悪さや危険行為としての認識の薄さがあると考えます。議員御質問の飛び込みをしてしまう場所については、武儀川に架かる市道橋からの危険行為であると考えます。

昨年も、美山橋右岸市道において川遊びによる路上駐車が多くあり、地域住民の皆様や農業従事者の皆様及び通行車両には大変迷惑な状況となっていました。そこで、地元自治会、山県警察署と協議を行い、迷惑な路上駐車対策として道路幅員の規制を行ったところでもあり、本年も同様な措置を実施し、路上駐車対策を行ってまいります。

武儀川は、山県市葛原より関市、岐阜市を流れ、長良川合流点までの延長2万4,219メートルの河川であり、河川事故に関しては、岐阜県警察本部発表の水難事故のあらましで、平成23年から令和元年までの9年間において、武儀川全体で事故者数は8人となっており、その内訳は無事救出者3名、軽傷者2名、死亡者3名と発表されております。また、岐阜県の主要な一級河川では、毎年死亡者が出るような事故が発生している状況にあります。

道路管理者といたしましても、議員御提案の注意喚起の立札や貼り紙等の対策は、川遊びシーズンの悲惨な事故を防ぐためにも必要と考えます。しかし、他市の河川においては、国道に架かる橋からの飛び込み防止対策として、注意看板や2メートル以上の柵の設置及び有刺鉄線を巡らす対策などを取っている場所もあることから、注意喚起の看板だけではなかなか橋からの飛び込み防止とならないのではと想像できます。

今後は道路管理者といたしまして、注意看板に加え、対策として防護柵や有刺鉄線の設置も必要になるかとも考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 2点目の環境保全に関する部分についてお答えします。

議員も実感されましたとおり、市内の河原などでバーベキューを楽しまれるお客様の中には、一部の心ない方がごみを放置したままにされることがあり、市民環境課としましても毎年その対応に苦慮しているところでございます。

バーベキューシーズンには、環境パトロール業務委託でのごみ収集や同報無線の屋外拡声器を活用した啓発などを実施しておりますが、一定の効果は見込まれるものの根本的な解消になっていないのが現状でございます。私どもだけでは行き届かないところを、地域の方々が自ら御自分の生活圏や公共の場所の環境保全に御努力されていることに感謝申し上げます。

そういった方々が活動する場面において、腕章やベストの提供などを検討できないかという御質問ですが、本市では、身近な公共空間等の美化、清掃を行うボランティア活動を支援し、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進するため、まち美化パートナー制度実施要綱を定め、

申込みによりまち美化パートナーとして合意ができた個人や団体様には、活動に必要な物品等の支給や貸与が可能となっております。

貸与品の中にはベストもございますので、活用していただける個人や団体様にはこの制度を活用していただきたいと思っております。ただ、このベストを着用することで何かの権限が与えられるものではございませんので、御利用される場合は取締りなどして危険に巻き込まれないよう注意していただくことをお願いしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。建設課長、そして市民環境課長、前向きな答弁、本当にありがとうございます。

橋の立札による対応にて飛び込む方がいなくなることを切に願います。また、河川だけではなく、市民が住んでいる地域を市民が清掃し、きれいにしていくことで、住みよいまち、安心・安全なまちにつながっていく活動の一助となるまち美化パートナー制度は非常に有効であると思っております。私も市民の皆さんにアピールをしていきたいと考えています。

そこで、市民環境課長に2点、再質問をさせていただきます。

1点目は、まち美化パートナーにて活動をいただいている個人や団体は幾つあるのか、2点目は、それぞれの個人や団体は年間報告書を提出することになってはいますが、その個人や団体名、活動している地域などをホームページなどで紹介し、さらなる啓発を図ってみてはどうかと思っておりますが、市民環境課長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

○議長（武藤孝成君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

1点目のまち美化パートナーとして活動している団体数等につきましては、現在23団体、合意時点の数字でございますが、488名がパートナーとして活動していただいております。また、個人としての合意事例はございません。

2点目については、議員御提案のとおり、合意していただいておりますまち美化パートナーの団体名や活動地区などをホームページに掲載して、啓発をさらに図ってまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。

今後、まち美化パートナーの団体名や活動区域が紹介されることにより、地域の皆さんの啓発にもつながり、河川的环境、そして市民の環境がきれいになり、美しい山県市になっていくと思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

投票済証明書の改善について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

昨年執行されました山県市議会議員選挙における投票率は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中であったということもありますが、47.08%で1万544人が、前回、平成28年では59.16%で1万3,530人が、前々回、平成24年では65.38%で1万5,603人となり、年々投票者が減っている現状があります。

全国的にも世界的にも投票率は減少してきており、アメリカの政治学者、アーレンド・レイプハルトは、中間選挙や地方での選挙など、重要であってもあまり注目されない選挙では今後さらに低い投票率となっていくことから、教育や政治への関心のレベルを上昇させるための試みよりも、制度的文脈の改善を図るほうが有効であると主張しています。

そこで、投票に行った証明となる投票済証明書の書式や形状を変更し、市民が投票所に向かい、取得したくなるような方法を検討してはどうかと思います。令和3年1月に執行されました岐阜県知事選挙において、山県市が発行した投票済証明書はA5サイズの普通の書式となります。このような感じの書式になっていました。

しかし、各市町村は独自に作成をしております。例えば岐阜市においては、明るい選挙啓発ポスターコンクールの市長賞を受賞された作品を掲載した形式になります。小さいですがこんなような感じです。

また、高山市においては、本のしおりとなるような細長い形式、こちらのこのような形になりますが、少し厚手の紙で製作をされております。

また、御嵩町においては、御朱印の形式となっております。このような感じですね。

そして、各務原市においては、観光名所を印刷した形式となっております。これらそれぞれにありますが、持って帰りたくなるような工夫をされている、そう思います。

そこで、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

次回行われる選挙において、投票済証明書の書式や形状について検討していただくことが可能かどうか、お考えをお聞かせください。よろしく願いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、本市が今年度執行した市議会議員選挙及び県知事選挙におきま

しては、いずれも新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令中であったこともあり、特に市議会議員選挙では、その投票率は47.08%と過去最低を記録しました。

投票率の向上に向け、今回の県知事選挙におきましては、山県高校で模擬選挙形式の出前講座を実施したほか、期日前投票所を開設しました。また、市内ショッピングセンターでの啓発も計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、対人接触型の啓発は中止し、代替策として、選挙期間中、広報車で市内各地を延べ20回以上巡回したほか、ハーバスの車体にマグネット広告を掲示し、市民の皆様への啓発を行ったところでございます。

そこで、御質問の投票済証明書でございますが、こちらにつきましてはもとより法的な根拠はなく、発行は各市区町村選挙管理委員会の判断に委ねられているもので、山県市では、合併前の旧町村時代から発行しておるところでございます。また、証明書の当初の目的は、会社勤めの方が投票へ行くために遅刻や外出したことの証明を勤務先へ提出するため発行を求められるようになったものと理解しておりますが、現在では、政党や労働組合が証明書を回収し、票固めに活用する事例も見られる、そのように言われており、利益誘導や買収に利用されるおそれも指摘され、そのような理由をもって証明書を発行していない自治体も全国には数多くあると承知しているところでございます。

一方で、議員から御紹介いただきましたとおり、近年他市では、市のPRや選挙啓発ポスターを掲載するなど工夫を凝らした証明書も配布されておるところでございます。新型コロナウイルスの感染拡大といった事情や、候補者の顔ぶれ等によって投票率は異なっておりますので、工夫を凝らした証明書によって投票率がどの程度向上するかという点につきましては、私どもも分析が難しいところではございますが、山県市選挙管理委員会といたしましても、投票率向上に向けた1つのアイデアとして他市の例も参考に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございます。

理事兼総務課長、検討いただけるとのことで本当に感謝をしております。ぜひ、山県市らしい投票済証明書ができることを楽しみにしております。

さて、投票済証明書に関連し、お隣の関市においては選挙パスポートという冊子を発行しております。このような冊子になりますが、投票済証明書と選挙パスポート両方を併用し、投票率を向上させるための一助となっていると思います。この選挙パスポート



は、投票を行ったときにスタンプを押印できるスタンプ帳となっています。人生の中で、国政選挙は約40回、地方選挙では約60回の合計約100回の投票機会があると言われております。市民の皆さんは、投票に行ったことを証明できる上、生涯投票率を100%とする目標、また、スタンプラリーのように楽しいと感じるのではないのでしょうか。この選挙パスポートには、日本の未来に向けて力強い発展と豊かな社会を選挙によって築き上げていくという意思を自覚して選挙に臨んでみませんか、きっと新しい未来への道が開けてくるはずだと記載されており、これにより投票率向上の一助にもつながっていくのではないのでしょうか。

そこで、再質問をさせていただきます。

投票済証明書と併用し、選挙パスポートについても運用を検討してはどうかと思いますが、理事兼総務課長のお考えをお聞かせください。よろしく願いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えします。

投票済証明書に加え、スタンプラリーのような選挙パスポートを別途作成してはどの御提案でございますが、議員御指摘のとおり、こちらにつきましては投票へ行こうとする動機づけにはなろうかと考えております。しかしながら、スタンプラリータイプにいたしますと投票所と同数のスタンプの作成やパスポートの印刷製本、こちらのほうに経費がかかってくるほか、投票時にパスポートを持参することを忘れた場合の対処方法、こういったことにつきましても検討が必要となっております。

さらに、ほかの自治体へ転出してしまうと使用できなくなるといった課題も想定されるところでございます。市の選挙管理委員会といたしましては、このようなメリット、デメリット双方を勘案しながら慎重に検討する必要があると考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） ありがとうございました。

理事兼総務課長の御指摘のとおり、他の自治体に転出すれば使用できなくなる点など課題もまだまだ多いと思いますので、今後とも有効な方策について検討、検証のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

選挙公営について、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

公職選挙法において、お金のかからない選挙制度の実現とともに、候補者の選挙運動

に係る経費の負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図る手段として選挙公営制度があり、これは、国または地方公共団体がその費用を負担して選挙運動を行い、もしくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、または候補者の選挙運動の費用を負担する制度となっています。

山口市においては、平成19年3月に山口市議会議員及び山口市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例を廃止する条例、これを議決し、一部の選挙公営について私費にて支払う必要が生じています。公職選挙法の改正により、平成31年3月以後より選挙運動用ビラが追加されており、自動車の使用、ポスターの作成と併せて負担が増えている状態です。そのため、今後、立候補を検討する方々はちゅうちょしてしまうのではないかと考えます。

そこで、理事兼総務課長にお伺いをいたします。

山口市議会議員及び山口市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例を廃止する条例を議決してから10年以上が経過したこともあることから、立候補の機会均等による負担軽減、そして、立候補者が増えることによる投票率の増加にも効果があると思われる選挙公営制度の見直しについてのお考えをお聞かせください。よろしくお伺いをいたします。

○議長（武藤孝成君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

市議会議員及び市長選挙に係る選挙公営につきましては、本市では、合併と同時に山口市議会議員及び山口市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例を制定、施行したところでございますが、議員御発言のとおり、平成19年第1回定例会において、議員発議により本条例が廃止された経緯がございます。選挙公営は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として公職選挙法に位置づけられた制度でございますが、県内他市の状況を見てみますと、同様の条例を制定している自治体は岐阜市をはじめ14市、制定していない市が本市をはじめ瑞穂市など7市となっており、選挙公営に関する考え方は市によって異なっているのが現状でございます。

今回、議員からは、立候補者の負担軽減を図るため、選挙公営制度について再検討してはどうかとの御提案をいただきましたが、平成19年第1回定例会の記録を確認いたしますと、本市では、当時の厳しい財政事情を踏まえ条例が廃止されたものと承知しております、これにより市議会議員選挙では、実際に約1,000万円の経費が節減されております。

しかしながら、一方で、近年、人口減少や超高齢化社会、さらには新型コロナウイルス

スへの対応など地方を取り巻く諸課題が複雑多様化する中、議会へ目を向けてみますと、多くの地方議会が成り手不足という大きな課題を抱えている現状がございます。こうした情勢変化も踏まえ、国においては都道府県及び市議会議員選挙におけるビラの頒布を解禁し、選挙公営に追加したほか、選挙公営の対象を町村に拡大するといった公職選挙法の改正が相次いで行われたところでございます。

山県市議会に関しては、現時点で成り手不足の問題は生じていないと認識しておりますが、さきに申し上げました情勢変化等も踏まえますと再び条例を制定し、より多くの方が立候補しやすい環境を整えることは有意義であると考えております。しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、本市におきましては、議員提案で条例を廃止した経緯もございますので、まずは議会において議論を深めていただきますようお願い申し上げますところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 奥田真也君。

○2番（奥田真也君） 理事兼総務課長、御答弁いただきありがとうございます。

山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例を廃止する条例は、平成16年4月執行の山県市議会議員選挙において、選挙ポスター代水増し詐欺事件があり、これが条例を制定する1つの要因となったのではないかと思います。これは、公費の金額が制定時より変わらないため、通常の印刷金額と照らし合わせると非常に高額になってしまうことからこのようなことが起こったのだと判断します。つまり、定期的に金額を改定し、常に適正価格で運用できる体制をつくっていくことにより、公平、公正な選挙となり、また、市民にも説明ができるものになるのではないのでしょうか。

理事兼総務課長の御答弁のとおり、議員提案にて条例を廃止した経緯もあることから、議会にて議論を進めていく必要があります。私は所属外ではありますが、議会改革特別委員会が設置されております。今後、調査項目について加えていただく余地があるようでしたら、ぜひとも御検討をお願いしたいなと思っておりますが、理事兼総務課長の答弁のとおり再質問というものがなかなかしにくいものですから、これにて質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武藤孝成君） 以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位3番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、通告に従い、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日は1問、山県市のグッズをという題で質問をさせていただきます。

さて先般、NHKの「麒麟がくる」の放送も終わり、山県市も観光誘客に対して岐阜市等と連携しPRをしてきましたが、これで終わり、また、今まで予算を投じてきた意味がありません。

そんな中、2月25日の新聞に、2021年度当初予算案の掲載の中に観光誘客についての記事が掲載されておりました。その中に同じような観光資源を持つ自治体と連携し、市の魅力をPRしていくとありました。だが、山県市としては、今まで何度も皆さんお耳にしているかと思いますが、知名度を上げるのはあまりうまくないので、私なりに気がついたことで1つ市長に提案をしたいと思いますが、まず、車のラッピングは大々的に宣伝をし、成功しているのではないかと一部思われますが、ナッチョルくんの縫いぐるみ、また、元気玉バーガーのキーホルダー等を作成し、てんこもり、またバザール、また新たにできるバスターミナル、また、その他、他市との連携とありますので、道の駅などで販売を通じてのPRをして役立ててはいかがでしょうか。また、縫いぐるみなどはクレーンゲーム等の景品にも利用できると思いますが、この企画に対して、市長の一段と貢献するかと思いますが、こういうことをすれば。この企画に対して、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

山県市で活用できるキャラクターといえば、観光親善大使のナッチョルくんと名山めぐり事業のイメージキャラクターの山県さくらがございます。山県市では、名山めぐり事業の記念品などとして、キャラクターデザイン入りのフェスタオルやクリアファイルなどを作成し、各種イベント等でも配布するなど山県市のPRに活用してまいりました。このキャラクターデザインは山県市が承認すれば市の内外を問わず、事業者が無償で商品等に活用できることとなっております。今までにポロシャツ、布のマスク及びキーホルダーなどの商品に活用し、市内の農産物直売所等で販売した事業者の実績もございます。山県市は、様々な商品のイメージに合うようキャラクターデザインのパターンを20種類に増やし、より多くの事業者に活用していただけるよう改善にも努めてまいりました。

議員御発言の企画は、販売までを視野に入れたものであるため、事業者の方がこのキャラクターデザインを活用して商品を開発し、各所で数多く販売していただくことで、結果として山県市のPRにつながるものが理想と言えます。しかし、商品の持続的な販売につなげるためには、キャラクターそのものの知名度や人気を今以上に高めなければ

積極的に取り組む事業者も現れないと思います。

令和3年度において、名山めぐり事業の記念品の作成の予算を計上させていただいております。この中で山県市のPRに有効なオリジナルグッズの作製を行いまして、これを活用して山県市とナッチョルくん及び山県さくらの認知度を高めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 販売業者のほうまで考えているということですが、そういうことをしなければ知名度は上がらないと思っております。

では、再質問をしたいと思います。今言ったように、市長はやっぱり様々な商品のイメージに合うようなキャラクターのデザイン、またパターンを20種類に増やし、またより多くの事業者を活用していただけるよう改善も進めていると言っておりましたが、やはり先ほど言いましたように、事業者が利用できるようなものをしっかりと作っていただくというのが一番大事ではないかと、そのように考えておりますが、しかしながら、市長は、商品の持続的な販売には知名度を今以上に上げなければならない、また積極的に取り組む事業者もきちっと探していかなければならないというような考え方でありますが、各事業の記念品を作り、有効な活用をされて進めていくのは当然でございますが、そこで、市長が言いましたようにナッチョルくん、それから山県さくらと言われましたが、もしよかったら、市長、私も協力しますので、自費で山県さくらのネクタイなどを作って一度締めて歩いて、いろんな会場でアピールしていったらいかがかなというふうに思われますが、いかがでしょうか、市長。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

具体的なグッズを作製する、そして行政の取組とは別に、私ども行政に携わる者が自費でまずは始めたかどうかという御提案をいただきました。

十分に検討いたしまして、具体的に、また石神議員とも御相談しながら、また議会の皆さんとも御相談しながら前向きに取り組んでいけたらと思います。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 自費で作ってアピールするというのはなかなか難しいことかも分かりませんが、やはり山県市の市長として、きちっとトップセールスで山県市をアピールしていくんだという心構えを見せていただきたいなと思ひまして提案させていただきました。ぜひ頑張ってやっていただきたい、また協力していきたいと思ひます。

が、これでやりますという答えはなかなか今いただけないような感じで、相談していくということでしたので、私も相談しながら進めていきたいと思ひまして、本日の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武藤孝成君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時5分より始めます。よろしくお願ひします。

午前10時46分休憩

午前11時05分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位4番 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、2点質問をいたします。

1点目は、タブレットパソコンの活用についてでございます。

小中学校の全ての児童・生徒にタブレットパソコンが配布されました。ある中学校では、使える子は勝手にどんどん使っているけど苦手な子は全く使っていないので格差が広がるのではないかと聞きました。また、ある教員の方からは、教育委員会で教員向けの研修を実施していただいているが、教員の中にも得手不得手があり、全ての教員が活用方法を学んで使えるようになるには限界がある、外部の方が教員とともに活用の支援をしていただけるとありがたいという声も聞きます。

国立教育政策研究所が実施しましたICT教育活用についてのウェブ調査の報告が2月16日にありましたが、それによりますと、教育長や校長がアクティブ・ラーニングなど新しい授業形態に積極的な場合にはICT活用が進み、逆に学校管理職である校長が従来の伝統的な授業にこだわるような傾向が強いとICT活用が遅れていることが判明。教育長や校長らトップのリーダーシップの有無が学校間や自治体間のICT格差に大きな影響を与えていることが分かった。オンライン家庭学習に対応できている促進要因を分析したところ、学習指導員やICT支援員などのキーパーソンが支援人材として配置され、教育委員会の強いサポートが入っていることが分かったということが報告にありました。

そこで、白川村でICT支援員として白川郷学園の支援をされている方に聞いたところ、ICT支援員を配置するメリットは、教員の力量によって差がつくのでその差を埋めることや、また、継続的に切れ目なく関わることができる。また、支援員の人材としては、ICT教育を教員と伴走しながらつくることのできる方や、また、現場にコミッ

トしてもらえの方が望ましい。そして、現在、教育委員会、校長、ICT支援員の3者でICT教育推進計画を作成している段階とのことで、計画をつくることによってICT教育を進める上で教員の共通理解になるとの話を伺いました。

そこで、学校教育課長にお尋ねします。

今後のICT教育を進める上で、学力の格差を広げないことや主体的な学びを引き出すこと、教員の負担軽減を図るためにも外部人材を活用することが必要と考えますが、そのことも含めてタブレットパソコンの今後の活用方針をお伺いいたします。

○議長（武藤孝成君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

児童・生徒の1人1台タブレットパソコンの導入につきましては、計画どおり配置が進み、今年1月19日には教員分を含む全2,010台を学校に配備しました。実際にタブレットパソコンを使用するためには、各パソコンのIDやパスワードの設定、山県市独自に導入する共同学習を可能にするアプリケーションソフト等のインストールなど、初期設定とともに、使用上の不具合等に対応するヘルプデスクが必要となります。

教育委員会といたしましては、まず昨年10月から3月までの半年間につきましては、民間会社と契約し、ICT専門スタッフを学校に派遣し、年度末の更新作業を含む学校のハード的な作業について教員の負担をゼロとするとともに、リアルタイムに起こるトラブルに対しては電話やメール等で対応するヘルプデスクを設置し、教員のストレスを軽減できるように対応しているところです。また、授業でICTの活用や校務の情報化への対応につきましては、基本的には教員それぞれが研修し、授業の改善や業務の効率化を図る必要があると考えております。

教育委員会といたしまして、山県市情報教育推進委員会において大学教授の指導、助言を受けながら、12校全ての学校にICTに関する基礎知識を有し、授業で活用できる人材を育成、配置できるように努めています。

他方、タブレットパソコンの今後の活用方針についてですが、教育委員会といたしましては、これまでどおり授業は教科書を主たる教材として実験や調査など体験的に学ぶことを重視しておりますが、タブレットパソコンを文具として日常的に利用することで、調べる学習、伝える学習、さらには深める学習やまとめる学習はノートからコンピューターへの代替が進むと考えております。また、インターネット上にある動画教材の活用やオンライン授業による遠隔交流などがリアルタイムに可能となり、ネット上でつながる学習も進むと捉えております。このことは、議員御指摘の情報活用能力としての学力や好奇心から派生した主体的な学びを生み出すと考えております。

なお、こうした学校主体の取組を軸に外部人材のサポートが必要になれば、教育委員会といたしましてもその体制を整えなければならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 基本的には、教員それぞれが研修をして、授業の改善や業務の効率化を図る必要があると、そして、学校主体の取組を重視しながら、外部人材のサポートが必要になれば体制を整えていくとの御回答でした。

再質問はいたしません、国のほうではICT活用教育アドバイザーやGIGAスクールサポーター、ICT支援員、そういった方々の配置について様々な支援があるので、今後もそういった国の支援も活用していただきながらICT教育を進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、2点目、「麒麟がくる」に関わる取組の検証と今後についての質問をいたします。

大河ドラマ「麒麟がくる」の放送が2月7日に終了しました。私自身も1年間大変楽しませていただきました。山口市では、大桑城跡や桔梗塚を中心に明智光秀ゆかりの地と銘打って放送開始前から様々な取組を実施されました。コロナ禍の影響があり予定していた事業が実施できなかったこともあったかと思われませんが、山口市を広く認知していただく機会になったのではないかと考えております。

さて、「麒麟がくる」は終了しましたが、今回の機を生かしてどう持続的につなげていくかという視点が大切になってくると考えます。昨年11月に開催しました議会報告意見・交換会では、インターチェンジが開通したが、山口市の観光は何を売りにしていくのかなどの意見をいただきました。また、先日は、伊自良に観光農園が開園し、間もなくバスターミナルが整備され、さらに山口市を売り出していく好機だと考えます。住んでよし、訪れてよしの山口市づくりに向けて取り組んでいただきたいと思っております。

そこでお尋ねします。

「麒麟がくる」に関わって様々な取組を実施されましたが、事業としては観光施策と郷土愛の醸成の大きく2つの目的があったかと思われします。これまでの取組の検証と今後どのように生かしていくのかという方針を、まちづくり・企業支援課長と生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

2020年の大河ドラマの主人公が戦国武将明智光秀と決定し、制作発表があったのが2018



年4月のことでした。それ以来、山県市には、明智光秀の墓と伝わる桔梗塚があり、かつて美濃国守護土岐氏の居城大桑城があったことから、これを契機に観光誘客の増加につなげ、また、市民の郷土愛の醸成を深めることを目的に明智光秀ゆかりの地として、岐阜県と関係市町で構成する岐阜県大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会への参画や大河ドラマ館を開設する岐阜市と連携を深めてプロモーション活動などを行ってきました。

山県市独自の取組としては、初めに誘客の受入れ態勢の整備を行いました。具体的には、おおが城山公園内にトイレを新設したのをはじめ、桔梗塚周辺の環境整備、臨時駐車場の確保及び案内看板の設置などを行いました。PR活動として、名古屋市内でのシティープロモーションや歴史探訪セミナーを開催するなど、ドラマの進行に合わせミニイベントを行ってきました。また、市内経済への波及効果を図るため、山県市の商工会並びに観光協会と連携して土産品の創出を企画し、21事業者で36品目の土産品の開発に至り、市内の農産物直売所や大河ドラマ館などで販売をしていただきました。

こうした活動を続けることで、新聞、雑誌、テレビなどで取り上げられる機会が増加し、特にNHKのバラエティー番組で桔梗塚などの紹介があった後は、多くの観光客が訪れ、改めてメディアの影響力を痛感した次第でございます。

大河ドラマ放送開始から2021年2月までに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたにもかかわらず、桔梗塚に約3万6,000人、古城山には約1万8,000人の来訪者がありました。また、土産品については、全事業者で約1,000万円の売上げがありました。

今後については、リピーターの増加が1つの課題であると考えます。それには、大河ドラマに関連した観光スポットのみならず、山県市の魅力を継続して情報発信することが重要と考えます。山県市の自然あふれる魅力をカレンダーにし、市民をはじめ市外の方にも配布したり、また、岐阜市内を中心とする集客施設等で風光明媚と題して巡回写真展を開催してまいりました。今後もこうした取組を継続しながら山県市や山県市観光協会のホームページを充実させ、常に新しい情報の提供を行うことが重要と考えます。

また、観光客は観光スポットを訪れることのみが目的ではなく、そこでしか食べられない食事であるとか土産品の購入などにも興味があるものと思いますが、行政でこういったものを直接つくり出すことは困難です。今回21もの事業者が土産品の創出に協力いただき、また、地元有志の方々に観光ガイド役を行っていただくなど官民連携の重要性を再認識しました。

今回、NHK大河ドラマ「麒麟がくる」は終了しましたが、観光誘客や郷土愛の醸成を目的に取り組んだこの経験を生かし、山県市の観光行政に活かしてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 御質問にお答えします。

「麒麟がくる」放映を契機とした教育委員会の役割は、山県市民の皆様は、守護土岐氏の最後の居城である大桑城が我がまち青波地区、富永地区、大桑地区に存在していることや明智光秀に関わる言い伝えが中洞地区の人たちによって今もなお語り継がれていることなど、山県市の先人たちがいかに生きたのか歴史を知ることで、市民の郷土愛や誇りに結べるよう取り組むことであると考えます。

そのために、これまでふるさとに生きた人々と題した山県市の歴史冊子3,000冊を作成し全小中学生に配布したり、大桑城に関わる歴史ガイドブックや冊子を市民はもちろんです。各種会合において配布するなど貴重な史実を中心に広報してまいりました。

また、価値ある山県市の歴史を未来永劫引き継いでいくために、今年度より地形測量や発掘調査を始めたところでございます。そうした調査の一端を赤色立体地図の作成や2,500分の1縮尺の立体模型にして庁舎や各学校などに展示し、公開してまいりました。

また、伝岩門の発掘調査速報展など特別展を古田紹欽記念館において3回開催するなど、発掘調査を含む今年度全般の取組について、市民の皆様を対象とした報告会を地区ごとに3回実施したところです。

こうした取組の成果指標の1つとしまして、実際に大桑城、古城山への来場者、登山していただいた数で見ますと、本年2月までに1万8,000人以上の皆様が来ていただき、先月2月には降雪があったにもかかわらず2,000人以上の皆様が訪れていただきました。これは、山県、大桑城などの市民の認知度は確実に高まったと捉えております。

教育委員会としましては、何より市民の御支援、特に地権者の皆様の御理解なくしては事業を進めることはできません。このため、調査と報告をセットにして丁寧の説明していくとともに、岐阜市とも連携し、岐阜城の発掘調査の成果とも比較しながらメディアにも情報提供し、広く広報してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） 大桑城、桔梗塚ともに大変多くの観光客に訪れていただいたことで、また、風光明媚のカレンダーは市内外の方から大変好評な声を私も聞いております。今後については、リピーターの増加が1つの課題であり、ホームページを充実して新しい情報の提供を行うことや官民連携の重要性を認識した今回の経験を山県市の観光行政に活かしていくとの御回答でした。

そこで、今後の方針について、まちづくり・企業支援課長に2点質問をいたします。

1点目は、具体的にもう少し、どのように観光行政に生かしていくのかということをお尋ねします。

2点目ですが、リピーターの増加などの課題を解決するための1つ提案をいたします。私も市民の方から、観光客が来られたときに自分たちが地域のことを知らないのではかの施設を紹介できないだとか、また、お金を落としてもらうところが少ないなどの声を聞きます。市民が山県市の魅力を再確認することや事業者間や施設間の連携、周辺の市町との連携、また消費行動につなげることも課題として考えられます。これらの課題に対して、長期的な戦略で官民連携により取り組んでいくことが必要であると考えます。そのための方法として観光ビジョンを策定してはいかがでしょうか。

先日、観光に関するオンラインセミナーを受講しましたが、広島県府中市が令和2年度に観光振興ビジョンを策定された話題提供がありました。SNSなどのデータ分析をすることにより、ターゲットの明確化や適切なKPI設定をすることができること、コロナは自らの観光資源を見詰め直すいい機会になったことなどの話がありましたが、特にビジョンはつくるのが目的ではなくて、その過程でワークショップなどを開催して市民のシビックプライドを醸成することがポイントであるとの話には共感するものがあります。

近隣では、岐阜市が令和元年度に観光ビジョンを策定されましたが、同様にワークショップを開催し、市民と共に観光ビジョンを策定されました。大桑城や桔梗塚、また、円原の伏流水など歴史や自然景観の観光スポットはありますが、リピーター増加のためには人によるおもてなしが大切であります。市民が山県市の魅力を再確認し、来訪者に山県市の魅力をしっかりと伝え、体験してもらいファンになっていただく、そういったことでリピーター増加や知人への紹介につながります。まち全体でおもてなしができるようなそういった体制づくり、シビックプライドの醸成に向け、官民連携して観光ビジョンの策定をしてはどうかとの提案ですが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えします。

御質問1点目の具体的にどのように観光行政に生かしていくのかについてでございますが、私たちは新型コロナウイルス感染症の影響下で大河ドラマ放映に伴う観光施策を行ってまいりました。特に昨年については、観光客等は密を避け、野外でのレジャーを選択する傾向が以前より高まる中、この傾向は今後も継続するものと予想し、自然環境を生かした誘客事業に着目して事業を展開する方針です。

その1つとして、名山めぐり事業の拡充を考えており、登山道の改修による安全性の向上や眺望の確保による魅力の向上及び登山マップの更新などで発信力を強化する事業などを令和3年度に予定しています。この事業は、地方創生推進交付金事業として行うもので、認められれば最大5年間の交付金活用が可能となります。この機会を活用し、登山のみならず、グリーンプラザみやま、香り会館、ラブレイクなどの観光施設と融合する自然環境を活用した新たな観光コンテンツの創出や既存コンテンツの磨き上げを計画的に行い、現在ある観光施設等の利用増進も図ってまいります。

また、山縣市PR強化事業もこれに並行して行ってまいります。このPR強化事業は、SNSやYouTubeなどを活用するデジタルシティプロモーションを意識して行うもので、ウェブや動画サイトなどで山縣市の魅力を全国に発信していこうとするものです。感染症の影響でイベントなどが自粛に追い込まれる中、情報発信も以前とは違う方法で行うことも検討しなければなりません。

令和2年度から四季折々の山縣市の魅力を発信できるよう、動画の作成や観光ガイド冊子のリニューアルに着手しており、令和3年度以降も山県バスターミナル内に設置予定のデジタルサイネージ等で発信する情報の充実のため、効果的なPR題材の開発を行ってまいります。

また、山縣市の特徴ある飲食店や体験施設及び土産品などの情報もこれと併せて紹介し、産業振興にもつながるよう配慮してまいります。こうした事業を行う上では、ここ2年間で得た情報発信の方法など、ノウハウを生かし、効果を最大限発揮できるよう努めてまいります。

御質問2点目の観光ビジョンの策定についてでございますが、現在は、山縣市まち・ひと・しごと創生総合戦略の方針により事業を進める中で、大河ドラマ「麒麟がくる」を契機に取り組んだ経験を生かし、協力していただく市民や事業者の皆さんと良好な関係を築きつつ、観光振興の必要性をより多くの皆様に理解していただく段階にあると思っております。

それぞれの事業で種をまき、花を咲かせようとする過程で関係者の機運が盛り上がり、より高い理想を抱くようになったとき、まさにこのときが官民連携による新たな観光ビジョンを策定する好機なのではないかと考えております。そのときが早期に到来するよう、まずはそれぞれの事業に携わる方々が同じ目標に向かって協力し合える環境づくりに注力するとともに、事業を牽引する事業者や団体を発掘し、事業間連携や事業者間の連携及び市外関係団体との連携に発展していくよう努力し、ビジョンを策定するに必要な土台づくりを行ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○4番（加藤裕章君） ただいま事業者間の連携や市外の関係団体等の連携に発展していくように努力してビジョンを策定する土台づくりをしていきたいとの御答弁でありました。そういった連携をこれから進めていくということでございますが、最初の生涯学習課長の答弁にも、岐阜市とも連携して岐阜城の発掘調査の成果とも比較しながら情報提供していくとの御答弁でありました。

連携ということが、それぞれ課長から伺いましたが、先日3月12日に大桑城跡を学び・守り・発信する会の主催により大桑城講演会を開催いたしました。滋賀県立大学の中井均先生に御講演いただいて、市内外から122名の方が参加されたということを知っております。こういった民間の団体の方とも今後も連携していただいて、また、今回、岐阜市とも連携していただくということですが、また、民間のほうも、例えば観光協会や商工会や飲食店や様々な団体とも連携をしていただきながら、機運づくりにこれからも努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

通告順位5番 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、以下、山林保全で適正な管理をについて質問してまいります。

近年、木材価格の低迷などもあり、本市では林業関係者の多くの方が廃業されてきています。かつて美山の谷合・葛原地区には数十軒もの製材所があったと聞いております。また、木材を板などに加工する木工所や大工さんなどの多くの方が、かつては木材で生計を立てておられたと聞いております。最近も製材所や木材加工所が廃業されてきており、今では製材所の数なども大きく減少してきています。一方で、現在では、住宅の新たな新築が国産木材を使用することが大きく減少したことが原因でこのような状況になったとされています。

この影響は、森林所有者に林業に対する意欲を大きく減少させてきた形で表れてきています。特に、植林された森林での木の間引き、間伐や下草刈りなどが適正に施業されず、放置状態の森林も多く見受けられるようになってきています。また、森林の管理が不十分で、細い杉、ヒノキが密集した間伐されていない森林も目立ちます。そのほか、適正な間伐がされている森林においても、伐期を迎えたのに伐採がなされていない森林も多く見受けられます。

このような中、岐阜県では、平成24年度から清流の国ぎふ森林・環境税が創設され、間伐、里山林整備、観光景観林整備などの森林整備、学校での木製品導入事業などの木材利用、環境教育などの普及啓発、水源林の公有林化支援の施策が実施されてきました。その財源は、県民から年間1人1,000円を徴収することなどで充当するものとなっています。県森林環境税の第1期は平成24年度から28年度に、第2期は29年度から令和2年度とされ、山県市でも多くの森林で間伐、里山林整備が行われてきています。

また、国においては、令和元年度から森林環境譲与税が導入されてきています。この税の使途については、国では岐阜県森林環境税のように、個別の事業について詳細には規定していません。しかし、市町村は、国の森林環境譲与税の事業執行については、間伐や人材育成、担い手確保、木材の利用の促進や普及啓発などにその費用を充て、森林環境譲与税の使途については、インターネットの利用などにより市民に公表することとされています。その税については、県森林環境税と同じ1人年額1,000円を賦課徴収することになっています。

ところで、平成30年7月豪雨では、美山地区の神崎にある円原川沿い、柿野の柿野洞、葛原の市井で強風により多くの倒木が発生しました。柿野洞では地元有志の方々の協力を得て倒木の撤去がなされたところです。一方で、円原川沿いの大規模な森林の倒木は現在も手つかずの状況となっています。そんな中、令和2年7月豪雨では、円原木戸場で大規模な山林崩壊が発生しました。私も被災現場に駆けつけましたが現場は山頂付近から土砂が崩落し、円原川沿いの市道が被災し、円原川まで土砂が流出したものでした。当地区の水道は市の緊急工事によりすぐに復旧をしたところです。また、被災した市道の復旧については復旧工事が開始され、道路については2月末に災害復旧工事が完成し、市における完成検査がなされたところです。

しかしながら、崩落した山林は現在も手つかずの状況であります。山林崩壊現場や山林倒木が大規模に発生した現地に隣接した円原川には、山県市の観光名所であり、市外をはじめ多くの観光客が訪れる円原の伏流水があります。また、近くには、山県市美山地区へ供給している美山上水道の地下水を水源とする円原浄水場があります。私が見た範囲では、円原の伏流水も、岩間からこんこんと湧き出ている水も幾分少ないように感じた次第です。また、円原川の白い岩や緑のコケも崩落した土砂で埋まっている状況でございました。水源地である円原浄水場にも何らかの影響が出てくるのではと危惧したところです。実際、現地の大規模な倒木が発生した山林部では、雨水が地下に染み込むことなく市道の切土のり面を伝って道路上に流れていたところもございました。確実に山林の保水能力が低下していると感じた次第です。

ところで、山林の保全管理には木材・林業関係者の振興が欠かせません。現在でも本市には多くの製材所、木工所などがあることから林業関係者の振興を図るため、山県市産木材の利用を図る施策を強力に推進する必要があります。

市事業で発注する事業について、優先的に当市産の木製品を使用するものとする発注仕様と規定することなどが考えられます。

また、市北部を中心に、山県市の人口動態によれば高齢者の増加が続き、森林所有者にも高齢化の波は押し寄せ、林業経営意欲の少ない森林所有者の増加が予想されることから、過疎地、高齢化の進展している地域における森林の公有地化支援についても円原川沿いの森林などについては、水源林などとして山林の保全管理を検討する必要があると考えます。

そのほか、里山林整備においても、市民からその事業効果について好評を得ており、整備促進の要望も多く聞くことから、一層の推進が必要と考えます。今後の里山林整備の推進方針などについてもお聞きをしたいと考えております。

そこで、以下の項目について、農林畜産課長にお尋ねをいたします。

- 1 点目は、円原地区での早期の倒木の処理について。
- 2 点目、円原木戸場の山林崩壊森林の復旧工事の早期着工について。
- 3 点目には、山県市産木材、木製品の利活用の促進について。
- 4 点目は、森林環境税を活用した公有林化について。
- 5 点目は、里山林整備の今後の推進方針について。

以上5点についてお聞きをいたします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをいたします。

まず、御質問の1点目の円原地区での早期の倒木処理についてでございますが、こちらの倒木は、平成30年の台風による被害発生以降、下流への二次災害を防止するため、現在、現地調査を進めておる最中でございます。今年度は、森林環境譲与税を活用して葛原地内で処理を行っており、円原地区につきましても今後引き続き実施する予定でございます。

御質問の2点目、円原木戸場での山林崩壊の森林の復旧工事の早期着工についてでございますが、これは、昨年7月10日の豪雨により市道に面した山林が崩れ、大転石が円原川まで到達して、約300メートルの山林崩壊を起こしたものでございまして、市道部分は先ほど議員が御発言のとおり、災害復旧工事によって現在は復旧しております。山林部分につきましては、災害発生後、県に対し治山事業の要望を行いまして、結果、昨年

の9月に県による測量設計業務に着手をいただきました。

また、本年1月には事業説明会を開催していただき、各森林所有者に対して事業の同意をお願いしたところでございます。今後は3月に入札が行われまして、契約が成立すれば新年度早々に工事の着工が可能であるというふうに県から伺っております。

御質問の3点目、山縣市産木材、木工品の利活用の促進についてでございますが、現在、森林環境譲与税を活用して市内加工材を使った公共施設の木質化あるいは市内製造の木製品を最優先に利活用するように努めております。令和2年、本年度におきましては、高富児童館、子どもげんきはうす、ピッコロ療育センターの3か所で木質化工事と木製遊具の導入を行いました。

事業効果といたしましては、利用される皆さんに木材のよさをまず実感していただき、木材利用の促進を図り、また、子供たちが木と触れ合う機会を増やすことで、木材あるいは森林への興味関心、愛着を醸成して将来の林業の担い手の確保につながればということも期待しております。

御質問の4点目、森林環境税を活用した公有林化についてでございますが、山口市が森林を取得する場合、清流の国ぎふ森林・環境税を財源とした県の補助事業、岐阜県水源林公有林化支援事業というのがございます。補助事業となる森林は、岐阜県水源地域保全条例の規定による水源地域に指定された森林であって、かつ、特に荒廃した森林ということでございます。早急に公的な管理を行う必要がある森林というふうに要件づけされております。

山口市内には、現在、岐阜県水源地域保全条例で指定された森林が美山地域内において約860ヘクタール、葛原地区の見舞地内、それから北武芸地区の椿地内に存在しておりますが、現に、特に荒廃して早急に市が管理を行う必要がある状態というふうにはちょっと言い難く、現時点では公有林化は考えておりません。

御質問の5点目、里山林整備の今後の推進方針についてでございますが、里山林整備には生物の多様性の保全に向けた里山林整備タイプと、それから野生鳥獣害対策や倒木の危険性がある森林を整備する生活保全林整備タイプという2つのタイプがございます。いずれも市民の皆様からの整備要望というのは大変多く、事業を進めるには地域の皆様の協力と同意が必要不可欠でございます。今後とも要望のタイプを見極めながら、積極的に推進していきたいということを考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 5点については、答弁をしていただきましてありがとうございます。



す。

再質問をいたします。

本件の清流の国ぎふ森林・環境税は、平成24年度に創設され、令和4年3月まで期間が延長されています。令和元年度に創設された国の森林環境譲与税とは財源も1人年額1,000円などと同じく、その使途も間伐、担い手確保、木材の利用促進と共通点が多いものとなっています。この2つの財源を有効に活用することが、山林を保全していく必要がある本市にとっては肝要であると考えています。

そこで再質問としまして、どのように県の森林環境税と国の環境譲与税とを使い分け、また、この2つの財源の両立を図りながら有効に活用していくのかという方針について、農林畜産課長に再度お尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 再質問の県の森林環境税と国の森林環境譲与税の両立とその活用方針ということでございますので、その件についてお答えをさせていただきます。

岐阜県の清流の国ぎふ森林・環境税は、森林及び木材の利用に加えて、清流を含めた自然環境の保全、再生の取組を進めようとするものでございます。これまで県の森林環境税につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、里山林整備をはじめとした木を使った木製遊具の導入、あるいはニホンジカの個体数調整捕獲の助成とか、あるいは自然体験保育事業という、私どもの課ではございませんが、などを展開してまいりました。岐阜県の清流の国ぎふ森林・環境税につきましては、外部資金の有効的な活用という観点から今後とも積極的に活用してまいりたいというふうに考えております。

他方、森林環境譲与税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において、その使途は議員が御発言のとおり、森林整備のほか森林整備の担い手の確保、森林の公益的機能の普及啓発及び木材の利用の促進の取組に限られております。

山県市としては、県の清流の国ぎふ森林・環境税にはない新規のメニューで、森林環境譲与税と両立して必要な各事業へ有効に活用してまいりたいという考えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○7番（郷 明夫君） 有効に両税を利用していくということです。

1つ私、気になっているのは、最近、山裾のところにモウソウチクなどが非常に繁茂しております。竹林については、いわゆる木という扱いなのか、不要木という扱いなのかよく分かりませんが、ある県では竹林の伐採なんかについては、国の森林環境譲与

税を使うということを決めているところもございます。現実、この山県市にも山麓で竹がかなり繁茂しておりまして、順次拡大しているような状況に見受けられました。上流のほうへ竹林が伸びていくようなところもございますので、これについてどのような対応をされるのか確認しておきたいと思えます。

○議長（武藤孝成君） 浅野農林畜産課長。

○農林畜産課長（浅野晃秀君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

まず竹林の侵入については、本当に近年山のほうに侵入してきておるということについては私も大変危惧しております。これは既存の森林に、大変な森林資源に影響を与えるほか、降雪による倒木等のおそれがあったりして、大変これはいかんことであるというふうに考えております。

先ほども答弁申し上げました岐阜県の清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、竹林の侵入した山の整備ということ。これ竹林の中にいろんな、竹林だけということではございませんので、一般の木も混じっておりますので、こういった竹林の侵入した山の整備も、これからは積極的に整備も行いながら、山県市の大切な森林を守っていきたいという考えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時から再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○副議長（古川雅一君） 地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位6番 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、2問、質問をさせていただきます。

まず1点目に、本市の新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いをします。

いまだかつて経験がない未曾有のワクチンの接種事業成功に向けて、実施主体である本市としては、限られた情報で厳しい状況下での接種事業ですが、市民の命と健康を守り、社会経済活動の安定のために、日々刻々と変化する情勢に対応しながらの業務、大

変に御苦労さまでございます。

そうした状況下の中、本市においてのワクチン接種の体制や状況が現状どのようになっているのかということでお伺いをします。また、このワクチン接種は、16歳以上の対象者による個別の判断により、努力義務によって接種されるということをつけ加えさせていただきます。

その上で、国が進めるコロナワクチン接種の目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図ることにあります。接種の実施体制は、接種は国の指示の下、都道府県の協力により、市町村において実施するものとされています。そこで、市町村の主な役割は、医療機関との委託契約、接種費用の支払い、集団的な接種を行う場合の会場確保、住民への接種勧奨、個別通知、これは予診票、また接種券となりますが、接種手続等に関する一般相談対応、健康被害救済の申請受付、また支払いなどが市の主な役割ということでもあります。

2月25日の情報では、当初、4月からの65歳以上の高齢者優先接種も、ワクチン供給が世界的に逼迫している影響で当面十分な供給量が見込めないため、段階的な接種になるということが明らかになり、本市へのワクチンの供給も日々情報が変化しています。今後の動向を踏まえ、全ては本市の接種もワクチンの確保によるものだとすることを前提に、健康介護課長にお尋ねをします。

まず1点目に、65歳以上高齢者へのワクチン接種に関する希望調査の結果はどのようなだったか。

2点目に、医師等の協力体制を踏まえて、4会場の集団接種はどのような体制でどのように行っていくのか。

3点目に、市の役割として、接種勧奨していく中で、特に若い世代、また、基礎疾患のある方など、接種への安全性や有効性をどのように広く情報提供し、周知していくのか。

4点目に、ワクチン接種に関する相談窓口、コールセンターの案内が配布をされましたが、国、県、市によってコールセンターの問合せ内容に違いがあるようですが、市への問合せの役割や今後の予約の在り方についてお聞きします。

5点目に、健康被害や副反応に対する申請、補償とはどのような内容なのか。

以上、5点についてお伺いをします。

○副議長（古川雅一君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

1点目の65歳以上高齢者へのワクチン接種希望調査の結果については、3月12日に最終集計しましたところ、回答いただいた方の79.2%、6,895人が接種するとお答えになり、16.3%、1,418人が接種を検討中とお答えになりました。接種しないと回答された方は2.1%、188人でした。多くの方が接種を希望されていることが分かりました。

2点目の4会場の集団接種はどのような体制かについては、ふれあいセンター、伊自良花咲きホール、美山中央公民館、北武芸公民館の4か所を予定しております。山県医師会の御協力をいただき、平日の診療時間の合間の午後1時30分からの2時間を接種時間とし、土曜日、日曜日にも接種できるように日程と時間を検討しております。

3点目の接種への安全性や有効性をどのように情報提供し、周知しているかについては、全国で先行接種をされた医療従事者の方々の接種後の副反応等の症状を国が調査しており、安全性に関する情報を提供するとされています。

岐阜県では3月1日より、医学的知見に関する問合せ等を受け付ける電話相談窓口を設置しました。市民の皆様には、3月の広報とともに、国、県、山県市の電話相談窓口に関する御案内を配布させていただいたところでございます。

4点目の市のコールセンターの役割や予約の方法については、本日15日より、山県市のコールセンターを開設いたしました。山県市の新型コロナウイルスワクチン接種体制等に関するお問合せを受け付けております。

なお、聴覚障がい等で電話でお問合せができない方への対応は、市のホームページで、全日本ろうあ連盟のホームページへ御案内することや、ファクスやメールにて健康介護課へ直接お問合せいただけるようにしております。

今後、ワクチンの山県市への配布が決定しましたら、集団接種の日程を決定し、コールセンターで受付を開始いたします。そのほか、接種券とともに郵送しました案内のQRコードからネット予約もできるようにいたします。

5点目の健康被害や副反応に対する申請、補償については、ワクチン接種による副反応により健康被害が起きた場合は、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度を受けることができます。

この制度は、その副反応によって、医療費や障害年金、死亡一時金等を補償するものとなっております。相談や申請窓口は、被接種者の住民票所在地となっておりますので、山県市に住民票がある方で重度の副反応があった場合は、健康介護課へ御相談いただく予定をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 現在、接種計画の作成も急がれていることだというふうに思います。少しでも安心していただけるように情報の提供と、また現時点の状況について再度お尋ねをいたします。

4月19日の週に第1便として、ファイザー社製のワクチン1箱が届く予定になりました。ワクチン、1バイアルで5回の接種ができますので、接種場所には1箱195本が届くため、2回接種分として975回、1回の接種分は487人になります。また、4月26日の週にも1箱、同じ分のワクチンが届く予定となりました。これは、高齢者向け優先接種分ですが、コールセンターで予約を受け付けるということの答弁がありましたが、限られたワクチンをどんな基準で優先順位を決めてこの分の接種券を配布するのか、まずお尋ねをします。

2点目に、集団接種についてはお聞きしましたが、集団体制について、かかりつけ医が診療の間に対応する個別接種や高齢者施設への巡回接種での体制はどのようなか。

また、3点目に、3月5日にワクチン接種体制確保補助金、上限額が100万円上乗せをされました。高齢者など障がいのある方など移動困難者への支援について、集団接種時のバスでの送迎や、市がタクシー会社へ委託し、接種会場へ行くのが困難な方への送迎をした場合などはチケットとして10分の10、これは、国の補助金の対象となりますが、こうした支援についての考えと、そうした移動困難者の方々への支援の方法についてお尋ねをします。

4点目に、どこの市町村も医師・看護師不足が大きな課題となっています。医師会として連携し、接種期間の間だけでも、潜在看護師の皆さんにも携わってもらえるような協力体制の手助けを市としてできないのかどうかお尋ねします。

これについては、被扶養者の方の収入は、被扶養者認定時には想定していなかった事情により1年間で一時的に収入が増加し130万円以上となる場合でも、直ちに被扶養者認定を取り消すことはないとされております。

5点目に、アナフィラキシーのアレルギー反応や副反応に備えた対応は接種会場でのように行っていくのか。

以上について、再度お尋ねをします。

○副議長（古川雅一君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

1点目のどんな基準で優先順位を決めるのかについては、4月中に山県市に配送されるワクチン2箱につきましては、岐阜県の方針により、クラスター予防の観点から、高齢者の方の中で、療養型医療施設に長期入院されている方、高齢者施設の入所者、居宅

サービス事業所の利用者を優先することとなっており、山口市もその方向で検討しております。

ワクチンの供給量を考慮しながら、介護保険サービスの利用者から順次接種券を郵送し、体制の整った施設や状況を確認しながら、優先順位を決めて実施する予定をしています。

2点目の個別接種や高齢者施設への巡回接種については、山県医師会を通じて個別接種の検討を行っており、13医療機関から受諾の返答をいただいております。しかしながら、ワクチンの供給量が見込めない現状では、すぐに個別接種をすることができないと考えており、まずは高齢者施設での接種や集団接種を中心に実施していくことになると思います。

3点目、接種会場への移動手段の支援については、議員御発言のとおり、コロナワクチン接種に係る費用について、国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金が示されております。しかし、その内示額の全額を接種券の印刷や郵送、コールセンターの設置や集団接種会場の準備、ワクチンの配送などに支出いたしますとまだ不足すると考えられ、現時点では送迎については予算確保が難しいと思われま

す。

移動困難な方につきましては、家族の方が送迎できる土日の集団接種やワクチンが確保できたときの医療機関での個別接種を御利用いただけたらと思います。在宅で寝たきりの方は、訪問診療にて接種可能と言われておりますので、個別接種が始まりましたら、ワクチンの計画的な予約を考慮しながら進めていくこととなります。

4点目の潜在看護師の協力体制については、現在協力していただける看護師を探しており、市職員や関係者からの口コミ等で募集しております。

5点目のアナフィラキシーなどの副反応に備えた対応については、集団接種会場では、保健師による予診票の確認、医師の診察を行い、接種後も15分間状態観察を行います。アレルギー等の既往があり、注意が必要な方につきましては30分間、看護師が状況確認を行う予定にしております。また、接種会場には救急救命セットやベッドを常備し、対応できるようにいたします。重度のアレルギー疾患を持つ方や、過去にアナフィラキシーショックの既往のある方は、岐北厚生病院で接種ができるように調整をいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございます。

いよいよ新型コロナウイルス感染症の切り札とも言うべきワクチン接種が始まります。このワクチンは、感染症に対する免疫をつけたり、免疫を強めたりするために接種され、個人の発症や重症化を予防するだけでなく、社会全体で防ぐことが期待をされています。新型コロナウイルスのワクチン接種は、集団免疫をつくるといった観点から努力義務に位置づけられているものの、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解した上で、自らの意思で決めていただくことになっております。

しかし、接種によるメリットよりも接種のデメリットのほうが上回る接種不適合者や慎重な判断が必要な接種要注意者がおられます。また、それぞれの市民の皆さんの考えで、接種しないと考えてみえる方もおられます。

本市では、県内初の山口市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例が制定をされたばかりであります。同様に被接種者の方たちに、間違っても誹謗中傷や差別的な取扱いがあってはならないと思います。

そこで、最後に、被接種者に対する誹謗中傷対策についてお伺いをします。

○副議長（古川雅一君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再々質問にお答えします。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、日本のみならず全世界が、新型コロナウイルス感染症から社会全体を守るために集団免疫をつける必要があるため、多くの方に接種いただきたいことはもちろんのことではありますが、ワクチンの効果や副反応について心配されることも当然あると思います。

山口市といたしましても、多くの方にスムーズに接種いただけるように努力いたしますが、接種をされたかどうかの個人情報については公表いたしません。感染者や医療従事者に対するコロナハラスメントと同様に、接種されたかどうかによって誹謗中傷されることがないように、広報や市のホームページで広く周知してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） それでは、続きまして、3歳児健診における視覚検査についてお伺いをします。

子育て中のお母さんからの声として、視力検査についてのお話を伺いました。小学生の我が子は、小学校入学前の就学時健診で受けた視力検査で再検査となり、弱視であることが分かりました。その段階で治療用眼鏡をかけさせられましたが、視力はあまり上がっていない状況です。眼科医でも、もっと早い段階で気づき治療を開始できていたら視力が上がる可能性は違ってくるかと伺いました。弱視の子を持つお母さんの中には、な

ぜもっと早く気づいてあげられなかったのかと自分自身を責める方もみえますというお話でした。

日本弱視斜視学会のホームページの記載を引用しますと、弱視は、普通の教育を受けることが困難なほどの低視力と一般的に使われていますが、医学的には、視力の発達の障害により起きた低視力を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼びます。また、日本眼科学会のホームページを見ると、もともと人間は生まれたときからはっきり物が見えているのではなく、生まれた後に外界からの適切な視覚刺激を受けることで発達します。外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的につくられる時期を感受性期というそうですが、人の視覚の感受性は生後1か月頃から上昇し始め、1歳半頃にピークに達し、その後徐々に衰退して、大体8歳頃までに消失すると考えられています。視覚の感受性期がピークを過ぎると治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期と言えます。

平成29年4月7日付厚生労働省通知、3歳児健康診査における視力検査の実施については、子供の目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ十分な視力が得られないとの指摘がなされています。また、このことを周知することの記載があります。視力は成長に伴って発達し、6歳で大部分の子供が大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に僅かな異常に気づき、早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待をされるそうです。

現在、本市では、各家庭で市が送付する視力検査用・絵指標を用いて、保護者自身が幼児に対し視力検査を実施し、アンケートに記入し、健診時に持参するという方式になっています。

絵指標とは、幼児から2.5メートル離れて1.2センチほどの検査用の絵指標、チョウチョウ、鳥、魚、チューリップ、そういった絵を指し、何の絵かを聞くという簡単なものです。その際、保護者が異常を察知できた場合や何らかの不安がある場合は個別に対応し、さらなる検査のため眼科医への受診を勧奨してくださっています。

しかし、日本眼科学会によると、屈折異常のある幼児はもともと見にくい状況が当たり前として生活しているため、3歳でもあり、見えないとか見えにくいということを訴えることがほとんどないそうです。また、片目だけ異常の場合、片方だけ見えているともう一方の異常に幼児自身も保護者も気づきにくいといえます。また、嫌がってできない場合もあるようです。



視力検査がうまくできなかつた場合や異常を見逃す可能性、また、幼児がうまく答えられなかつたり、できるはずの検査を擦り抜けてしまうこともあります。だからこそ、この3歳児健診における視力検査の位置づけは、見る力が発達するこの時期に、1人の将来を見据えた上で、治療を開始できるか否か重要な節目になるのではないかと考えます。

そこで、理事兼子育て支援課長に伺います。

1点目に、本市の3歳児健診での視覚検査のアンケート結果状況はどのように推移をしているのか。

2点目に、3歳児健診において、弱視、屈折異常の見逃しは起きていないか、その認識についてお伺いをいたします。

○副議長（古川雅一君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

弱視の原因というのは大きく2つに分けられます。その1つは、白内障など、重い目の病気が先天性の原因で視力が弱い場合です。そして、もう一つは、議員御発言のように、視力が発達していく幼児期に、斜視や強度の屈折異常がある場合に、鮮明な映像を映していない目から得られた情報が抑制されることによりまして、正常な目のみが働くようになって視力が上がらないといったような場合、後天的なことがあります。

そうした中、山県市の3歳児健診につきましては、今議員御発言のように、健診の案内とともに問診票と視力検査のアンケート用紙等を事前に配付し、視力検査用の絵指標を用いて、家庭で視力検査を実施した結果と、目に関する質問に対する回答を記入していただいて、健診時にその内容を確認しているというのが実情でございます。

そこで、1点目の視力検査のアンケート結果の推移ということでございますが、現時点では、その結果は個別データのみでの活用状況にございまして、統計的な集計をしておりませんので、具体的な数値の推移についての詳細はお答えいたしかねます。

なお、この個別利用としましては、アンケート結果の内容を、健診時に医師や保健師が確認しまして、精密検査が必要なお子さんに向けては精検票と言われる、精密検査標というものをお渡しし、視力検査ができなかつたお子さんに向けては再度家庭での検査を促して、後日結果を確認するというのをいたしております。

2点目の弱視の見逃しが起きていないかの認識についてでございますが、目に関する要観察者というものは、平成27年度と28年度は要観察者はございませんでしたが、平成29年度は1.1%となる2人、平成30年度は4.1%に当たる6人、令和元年度は2.3%に当たる3人となっております。ただ、今年度、令和2年度の2月実施分までにおいては6.5%

となる8人の方となっております、比較的、年々増加傾向にあるのかなという感じはあります。しかし、その大半は、議員御発言にもありましたが、家庭での視力検査が適正に実施できていないケースであったりとか、後日、検査結果を確認しますと異常はないという判断ではございました。

また、目に関する精密検査が必要な対象者は、平成27年度は1.3%となる3人でしたが、精密検査の結果、全員、その3人とも異常はありませんでした。また、平成28年度から昨年度の令和元年度までは対象がありませんでしたが、本年度、令和2年度は1.6%に当たるお二人の方が要観察が必要だということで、精密検査の結果、1人の方は視力、1人の方は斜視ということで、引き続き医療機関のほうで経過を見ていくこととなっております。

山田市の場合は、従来からお答えしておりますけれども、比較的こうした対象者数、絶対数が少ないことから、比較的きめ細やかに健診を実施できているものと考えておりまして、今までにこうした視力のことについて見逃したケースがあったという認識はいたしておりません。

しかしながら、一般的には近年、議員御発言のように視覚異常が増加しているという傾向もございまして、視力が発達していくという幼児期は大切な時期でもありまして、今後とも客観的に把握するために、健診方法については引き続き検討を重ねてまいりますとともに、保護者の方々に対しましては、弱視についての正しい知識の普及にも努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） ありがとうございます。

教育委員会のほうから参考に資料を頂きました。就学児6歳の視力検査の要観察者数は、平成30年度の就学児健診で98人、令和1年度の就学児健診では89人、また、小学生の要観察者数合計では、平成30年度で426名、令和1年度で402名となっております。この要観察者数とは、視覚異常を含め視力1.0以下を指します。対象の児童には、保護者に診察を促し、診断書を学校へ提出することとなっております。3歳児健診における視力検査は、視力の検査のみでなく、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同といった、そういうものを見つける機会となり得るため、屈折異常観察の大切さについて、保護者へのさらなる啓発が必要と考えます。

視覚異常の早期発見が視力の向上につながる大切な機会であること、また、この機会を見逃すことによって治療が遅れ、十分な視力が得られないということをどれだけの保

護者の方が認識されているのか。だからこそ、さらなる啓発の必要性、周知を図っていく必要があると思います。

そこで、再度お尋ねをしますが、保護者への屈折異常検査の周知、啓発についてどのように行っていくのかお尋ねをいたします。

○副議長（古川雅一君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

議員御発言のように、視力が発達していく幼児期というのはとても大切な時期であることから、さらに、これまで以上に保護者の方々へ啓発をすることが必要、また周知を図っていくことが必要であるというふうに私も考えております。

そこで、保護者の方々に対しましては、家庭での検査が視覚異常の発見に大切な機会であるんだということをまず啓発していくとともに、一次検査となります家庭で行う視力検査を適正に行えるように、その精度向上を目指していく必要があるものとも考えております。

そのため、3歳児健診の保護者に対しましては、屈折異常検査の必要性を含めた弱視に関する正しい知識を理解していただけるようなチラシを配布させていただくようにするとともに、各家庭での検査結果をアンケート用紙に正確に記入していただけるよう、アンケートの送付時には、視力検査の方法を分かりやすく説明するように努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 加藤義信君。

○6番（加藤義信君） 岐阜県でも関連学会から、市町村が実施する3歳児健康診査における視力検査で用いられるランドルト環、一般的な円が一部欠けたアルファベットのCマークや、本市のような絵指標による検査では十分な検査が行えず、異常を見逃す場合があるため、屈折検査機器を用いた検査の実施が推奨されています。

それは、手持ち自動判定機能付きフォトスクリーナーといい、一眼レフカメラのようなものです。カメラで撮影するように、幼児の目元を映し出し、屈折異常や斜視などの両眼の状態を発見するスクリーニングの効果も高く、母親の膝に乗ったままでも検査が可能で、受診者の負担が少ないことが特徴です。その上、6か月齢以降の乳幼児から成人まで、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不動の屈折異常検査を数秒で負担もなく検査が可能で、しかも、眼科医や視能訓練士といった専門職でなくても検査を実施することが可能です。結果は自動的に数値で示され、幼児へのスクリーニング成功率は97%とされています。他市では既に、機器を使わなければ見つからなかった多くのケースが

実績として結果も表れています。検査を実施している保健センターなどからは、この機器を導入してからデメリットはないと言われていると伺っています。

岐阜県では、屈折検査機器を用いた健診によって、従来の健診方法よりも異常が発見できることが明らかになったとして、県内全市町村での実施を目指す市町村職員などに向けた研修も行っています。また、屈折検査機器はかなり高額なため、対象児の少ない市町村には負担が大きいと、県が保有する検査機器を貸し出して健診を促しています。

そこで、3歳児健診の視力検査において、屈折検査機器を導入する考えについて、最後に子育て支援課長に伺います。

○副議長（古川雅一君） 久保田理事兼子育て支援課長。

○理事兼子育て支援課長（久保田裕司君） 再々質問にお答えいたします。

議員御発言の屈折検査機器、通称スポットビジョンスクリーナーにつきましては、国内では2015年頃から販売されているものでございまして、略して、通称、スポットビジョンスクリーナーでSVSと言われております。

岐阜県におきましては、議員御発言のように2018年、3年前ですかね、本年度までの3年間、3歳児眼科検診体制促進事業としまして、11市町をモデルとし、屈折検査機器SVSを貸し出し、様々な研究がなされているところでございます。

山県市はこの11市町に含まれておりませんが、当然、この検証会には参加しております。昨年秋ですが、令和3年度の予算編成というのを視野に入れまして、それに参加した保健師も含めて課内では検討したところでございます。その場での主な検討内容を4点ほどに絞って紹介をさせていただきます。

まず1点目は、屈折検査機器SVSは、御存じだと思いますが、偽陰性、つまり見落としが少ない一方で、正常を異常として判断してしまう、過剰に。擬陽性は多い傾向にあり、いたずらに保護者を不安にさせてしまうおそれはあるものの、見落とすよりはましと考えれば、議員御発言のように一定の有用性は認められるというふうに考えております。

2点目は、実施体制の問題でございまして、これは、暗幕等で暗い空間を確保してやりますので、そうした場所が、まずこの市役所、集団健診のところに確保できるかどうかということ、またそれを実施するためのそれなりの人員が必要になりますので、そういった人員が確保できるかどうかという論点でございまして。ちなみに、研究会なんかでの発表では、既に実施している自治体においては、逆に、簡単やと言われてますが、暗がりやを怖がって適正な検査ができなかったケースもあるとは伺っております。

3点目は、この屈折検査機器SVSを確保するには、ネットなんかで見ていると、

入札情報を見ていると大体100万円、県内だと100万円ちょっとですが、100万円程度が必要となります。他方、議員御発言のように、岐阜県の貸出機器が7台ありまして、逆に言えば7台に限られており、毎回、本市の3歳児健診時にそれを県のほうから確実に確保できるかどうかということがございまして、逆に、私が見た限りでは、例えば可児市さんなんかがありました。県内他市では単独で購入されているような自治体もござい

ます。  
もう一つ、最後に4点目になりますが、3歳児健診ではなくて、眼科のほうへ行っていただくように無料受診券のクーポンを配布して、眼科のほうで個別受診してもらってはどうかといったことも検討したところではございます。

そこで、来年度予算を編成するに当たってのその時点での結論としましては、先ほど言いましたように岐阜県においては、本年度までの3年間実施されておりまして、今年度その評価を発表されるということで、この評価を踏まえようということで、令和3年度の当初予算には反映させておりません。

しかし、幼児期での健診というのは極めて重要であるため、以上お話ししたようなことを踏まえまして、今後の山県市の方針を決めていこうというふうに考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時50分から再開いたします。

午後1時37分休憩

午後1時50分再開

○副議長（古川雅一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、3件の一般質問をさせていただきます。

1件目です。多様な力が生きる山県市役所に。

急速な人口減少、少子高齢化が進み、人生100年時代の到来と言われる今、今後、社会の活力を維持していくためには、私たち一人一人がその個性に応じた多様な能力を發揮できる社会の構築が不可欠です。今回は、男女共同参画の視点でお尋ねをいたします。

次世代の子供たちが健やかに生まれ、育成されていく環境を社会全体として整えていく取組を進めるため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。また、

平成27年には、女性の職業生活における活躍を推進し、男女の人権が尊重され、様々な社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されました。社会制度や慣行等を背景とした性差による偏見や男女間の格差が解消されつつある一方で、それを妨げる環境や風土が依然として存在しているのが現状です。

令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画には、我が国において取組の推進がまだ不十分である要因として、政治分野における候補者の政治活動と家庭生活の両立が困難なこと、経済分野における女性の採用から管理職、役員へのパイプラインの構築が途上であること、社会全体における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが存在していることなどが考えられると総括されています。

そして、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用や所得などへの深刻な影響は、男女共同参画の重要性を改めて認識させるものとなりました。男女共同参画の取組は男女の枠にとどまらず、幅広く多様な人を包摂し、全ての人が幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現にもつながるものとされています。

国及び地方公共団体は、その立場とともに事業主としての立場を有しており、次世代法、女性活躍推進法の中で、一般事業主と同様に男女共同参画の取組を進めるための行動計画の策定を命じられています。

一般事業主と区別をするため、国、地方公共団体を特定事業主といい、山口市でも、平成28年3月に山口市特定事業主行動計画が策定されました。計画の期間は今年度までとなっており、当初の分析による数値目標が設定されています。昨年度実績では、目標が達成されている項目も幾つかありますが、この5年間の取組と成果、評価はどのようでしょうか。理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○副議長（古川雅一君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えします。

本市では、平成28年3月に次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、職員を雇用する立場から、男女が共に働きやすい職場づくりを継続的に進めるため、今年度までの5年間の計画期間とする山口市特定事業主行動計画を策定したところでございます。

計画に基づく主な取組の状況を幾つか紹介させていただきますと、まず次世代法に関連する取組では、ワーク・ライフ・バランスの実現や心身のリフレッシュを図るため、有給休暇の取得を推奨してきたほか、超過勤務の縮減に向けては、定時退庁日の設定や業務の見直し、また、子育て支援に関しては、イクボス宣言の実施などを通じて、出産、

子育てへの理解を深める取組を推進してまいりました。

その結果、今年度は男性職員2名が育児休業を取得したほか、出産時、産前・産後期間中の父親の特別休暇につきましては、対象者全員が取得するなど目標を達成したところでございます。

また、年次有給休暇の取得促進につきましては、総付与数に対する取得率30%の目標は達成できておりませんが、計画初年度でございます平成28年度と比較し、5%以上取得率が向上している状況でございます。

そのほか、超過勤務の縮減については、行政ニーズの多様化に伴い、目標を達成できていない状況にあり、縮減に向け、引き続き事務の効率化等の取組を進める必要があると考えております。

次に、女性活躍推進法に関連する取組では、管理的地位にある女性の登用拡大に向け、多くの女性が職場で活躍できるよう取組を進めてまいりました。

その結果、課長級の女性登用につきましては、目標10%に対し5%と未達成となっているものの、主幹級、課長補佐級、係長級、それぞれの役職者につきましては、当初計画に掲げた目標割合を全て達成しているところでございます。

計画に基づく主な取組の状況は以上でございますが、本計画は、今年度で計画期間が終了するため、現在令和3年度からの5か年を計画期間とする新たな計画を策定中でございます。

新たな計画では、今期計画で目標を達成できなかった項目を中心に改善を図り、引き続き誰もが活躍できる、働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

ただいまの御答弁で、男性の育児休業等の成果、そして、今期の計画で達成できなかった項目を中心に改善を図るというお答えをいただきました。

再質問は、超過勤務の縮減等、課長級の女性登用についてお尋ねをいたします。

総務省では、令和元年度に、地方公共団体職員間の意見交換を通じ、女性活躍をはじめとするダイバーシティー、働き方改革推進に向けた実践的な取組手法を取りまとめた地方公務員におけるダイバーシティー、働き方改革推進のためのガイドブックの作成が行われ、各地方公共団体に対して、職員の時間外勤務縮減等、働き方改革に向けたより一層の取組を働きかけることを進められているところでもございます。

八王子市では、以前より実施していた女性職員のためのキャリアデザイン研修を一新、

ロールモデルとなる女性管理職から、経験、生活、考え方の話を聞き、キャリアを考えることをテーマに据えた研修にリニューアル、対象者も年齢で指定するのではなく、設定した期間中に昇任した主査職、主任職を事務局で指定する形に変更。参加者からは、女性部課長のキャリアを身近に感じられ、いろいろなことを考えるきっかけになった、将来こういうふうになれるかもしれないと感じたなどの感想があり、昇任することへの心理的なハードルを下げる効果があるようです。

総務省の女性地方公務員活躍、働き方改革推進に関する実態調査の職員向けアンケートでは、管理職になりたくないと答えた女性職員にその理由を尋ねたところ、家庭やプライベートとの両立が難しい、自分には管理職が向いていない、能力や経験が不足しているためといった理由を挙げる女性職員が、男性職員に比べて多い傾向が見られたそうです。そのため、不安を解消し、女性職員が管理職への昇任を自身の実現的なキャリアとして意識できる環境整備が、女性活躍を促進していけるのではないかと考えられます。

今期計画で達成できなかった2点の項目を中心に課題の把握と、来年度以降5年間の計画の中で、具体的なアクション、取組をどのように行われるお考えでしょうか。理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○副議長（古川雅一君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えします。

特定事業主行動計画に基づく取組の成果については、さきに答弁申し上げたとおりでございますが、議員御指摘のとおり、新たな計画では、超過勤務の縮減と女性の活躍推進、この2点が重点テーマになると考えておるところでございます。

まず、超過勤務の縮減につきましては、現計画では、年間274時間を超える職員を出さない、こういった目標を設定しておりましたが、5年間の状況を分析したところ、直近3年間は達成できていない状況でございました。

この結果も踏まえ、次期計画では、2020年に働き方改革の一環として改正された労働基準法の規定に倣い、月45時間、年間360時間を上限とすることを目標とする予定でございます。

なお、その実現に向けては、ノー残業デーといった取組の継続はもちろんのこと、事務の不断の見直しが不可欠であると考えております。今年度、保育業務の効率化を図るためタブレット端末を導入したほか、来年度はLINEを活用したAIチャットボットを導入し、市民からの問合せに対応する業務の効率化を図る、こういった取組を計画しておりますが、効果が上がらない事業の廃止に加え、費用対効果を見極めながら、こういった取組を一層推進してまいりたいと考えております。



あわせて、研修を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図ることで、突出して超過勤務をする職員をつくらないように、事務分掌の見直しを随時行うことも推奨し、超過勤務の縮減に取り組んでまいります。

次に、課長級ポストへの女性登用につきましては、少子高齢化といった社会情勢の変化、それに伴う行政ニーズの多様化に伴い、女性ならではの目線が欠かせない業務も増えており、女性が一層活躍できる職場環境づくりは市民に寄り添った行政サービスを提供するために、今後欠かすことができない視点であると考えております。

現計画では、課長級職員の目標数値が達成できませんでしたが、主幹、課長補佐、係長の各役職における女性比率は目標を達成しており、今後昇任する女性職員の割合を保つことができれば、女性活躍の場をさらに広げることが可能と考えております。

そのためには、男女問わず全職員挙げてワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことが不可欠であり、次期計画では、男女共に育児と仕事が両立できるよう、育児休業等の積極的な活用を働きかけていく方針でございます。

あわせて、意欲ある女性職員が希望を実現できるよう、自治大学校や他自治体等へ引き続き積極的に派遣するほか、先ほど議員から御紹介いただきました八王子市の事例も参考に、女性職員のキャリア形成に向けた支援の充実も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（古川雅一君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。成果を数で見がちですが、必ずしもそこに出てくる部分だけが成果ではないと思いますので、今後も引き続きの御尽力をお願いしたいと思います。

再々質問はいたしませんので、次の質問に移らせていただきます。

2件目は、コロナ禍の学校教育と今後についてです。

このたびの新型コロナウイルス感染症により、貴い命を落とされた方々や御遺族に心から哀悼の意を表しますとともに、今もなお苦しんでおられる方々に心からお見舞いを申し上げます。

全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について臨時休業を行うよう要請があった昨年2月末、突然の一斉休校に、子供たち、保護者、学校も混乱する中で、3か月にわたる休校を経験したこれまでの1年間、緊急的な対応、学校教育と感染症対策の両立に御尽力いただきました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

分散登校が開始された昨年6月、第2回定例会では、新たな時代を生きる力を育む

山県市の学校教育について質問をさせていただき、児童・生徒の心や感染症予防への対策、授業時間数の確保、GIGAスクール構想、協同的な学びの場である行事などについてお尋ねをいたしました。

御答弁では、登校時の検温などの感染症予防の徹底、段階的に通常の授業や活動に戻しつつ、学校の安全と児童・生徒や保護者への安心感を高められるように取り組んでいられること、また、各学校で、全校児童・生徒を対象にした心のアンケート調査を実施し、その結果も踏まえた教育相談を12校で延べ217名の方が受けられたこと、休校の長期化に伴い、年間授業数の確保や現実的な課題として、12か月間で計画していた教育課程を10か月間でこれまでどおりの方法でやり切ろうとすれば、児童・生徒はもちろん、教職員にとっても過重負荷になること、特別活動や学校行事、部活動などを新型コロナウイルス感染症から学ぶという考え方については、活動の中止や延期の是非ではなく、判断した根拠を探らせ、その上で代替案をプレゼンさせ、校長と児童・生徒が同じテーブルで議論する民主的な空間をつくられることなどをお答えいただきました。

これまでの間、中間的な状況は議会にも御報告がありましたが、中学校では卒業式を終え、今年度が終わりを迎えようとしている今、コロナ禍での10か月間の対応、取組がどのようなであったかを学校教育課長にお尋ねいたします。

○副議長（古川雅一君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 御質問にお答えします。

全てが初めての経験となったこの1年、感染予防対策の徹底と授業時間数の確保が最大の課題となり、教育委員会といたしましては、市内12校全ての学校において、おおむね達成と評価をしております。まずもって、児童・生徒や保護者、地域の皆様の御理解や御協力に心より感謝を申し上げます。

例年であれば、1年間205日程度の授業日数になるところ、今年度は、夏休みや冬休みの長期休暇を短縮したものの、実際は184日程度となります。各学校では、削減分を7時間授業や土曜日の補習授業、さらにはデジタル教材を自前で作成し、家庭学習のサポートをするなど、学力保障に取り組んできました。

しかし、今回の感染症対策は、これまでの学校教育の手法を言わば強制的に転換させるものであったと捉えております。子供同士や子供と教職員のコミュニケーションに対し物理的な距離を置くことや、マスクの完全着用により表情を見せなくしました。そんな日常は子供の安心感を奪い、不安と隣り合わせで生活していても不思議ではないと感じております。オンライン学習があたかも全てを解決するかのような見方は危険であるとも捉えております。

一方で、児童・生徒主体の創造的な活動が見られたのは大きな成果です。例年どおりの活動や行事ができないことで、恒例の運動会が富岡小オリンピックとして、児童会が作り上げた新競技に形を変えたり、7時間授業により窮屈な生活を見直し、生徒会が主体となって掃除の時間をなくし、美しい学校をつくるという逆転の発想を生み出したりしております。

感染症対策は継続することを前提に、今年度の1年間をきちんと総括し、学校が大好きと言わせられる教育課程の編成が必要であるかと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

逆転の発想などによって作り出されたものの成果が出ているというような御答弁をいただきました。

ただいまの御答弁の中に、学校が好きと言わせられるような教育課程というお話もありました。新型コロナウイルスの感染症について長期的な対応が見込まれるとして、文部科学省は2月に新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインを改定しました。

改定の中には、感染の不安を理由にした登校しないケースについてや一斉休校についてのことも明記をされております。臨時休業の考え方については、地域一斉の臨時休業は、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の点からも避けるべきと明記をされております。この10か月の間、3か月の休校後に学校に行けなくなってしまった児童・生徒の現状、また、その児童・生徒に対しての対応はどのようでしょうか。

そして、1人1台タブレット教育を生かしたコスモスや自宅などでの通信教育などのお考えはどのようでしょうか。再質問、学校教育課長にお尋ねをいたします。

○副議長（古川雅一君） 日置学校教育課長。

○学校教育課長（日置智夫君） 再質問にお答えします。

1点目の休校後に学校に行けなくなってしまった児童・生徒への対応でございますが、不登校児童・生徒の本年度の実態についてですが、各学校より報告のある毎月7日以上の欠席者報告から見ると、4、5月の臨時休業明けの登校渋り、いわゆる不登校児童・生徒数は、6月は小学校で4人、中学校18人となっております。前年度の同じ月と比較しますと、小学校は同人数です。中学校は12人で6人の増加となっております。また、中学校の本年度の18人中14人は、昨年度から継続して不登校傾向の児童・生徒です。喫緊の2月の実態では小学校が11人、中学校が27人、昨年度は小学校が7人、中学校が18

人で、2月の比較では小学校は4人増加、中学校は9人の増加となった現状です。4、5月の長期臨時休業が間接的に影響して、不登校傾向を示す児童・生徒は少なからずいると捉えております。

しかしながら、一般的に不登校になる児童・生徒の直接的な原因は個々それぞれで、多様かつ複雑です。これまでも不登校児童・生徒に対しては、担任などができる限り電話連絡や家庭訪問することで、いつでも学校に登校できる安心感を持たせるよう努めております。もちろん適応指導教室コスモスの生活相談員やスクールカウンセラー等と連携を密にして、一人一人の状況に応じたきめ細かな対応が取れる体制を取ってまいりました。

教育委員会といたしましては、新規不登校児童・生徒を中心に、教育相談記録を基にしたケース会議を行い、長期休業の影響についても検討し、4月以降の対応に生かしてまいります。

2点目の1人1台タブレットを生かしたコスモスや自宅での通信教育についてでございますが、教育センター内、高富中央公民館内にある適応指導教室コスモスは、学校に行きづらくなった児童・生徒の不安や悩みに寄り添い、1日でも早く学校に登校できるよう、相談活動を行う場です。コスモスに相談に来る児童・生徒がタブレットパソコンを使って学習し、学校への登校準備をして、コスモスでも学習できるよう環境を整えることは必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、本年度中にWi-Fi環境を整備し、タブレットパソコンが使えるように取り組んでいるところでございます。

また、自宅での通信教育については、今後、全ての児童・生徒を対象にオンライン学習の環境について検討しなければいけないと考えておりますので、その中で不登校の児童・生徒への効果的な学習方法についても同じように考えてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。再々質問は教育長にお尋ねをいたします。

生きる力を育む学校教育を目指した新学習指導要領が、小学校では今年度、中学校では来年度スタートとなっております。山口市では、学校が現状の課題から目をそらすことなく、全ての児童・生徒に対して責任ある教育活動を展開しようと、やまがた教育ビジョン2020が掲げられたところでもありました。

これまでの当たり前が大きく変わらざるを得なかった2020年、3か月にわたる休校措

置によって、学校の存在意義や学びの重要性をかみしめることや分かったことも多くあったかと思えます。異例の状況に見舞われ、取組を進めることが困難になったものもあるかと思えますが、今もなお予断を許さない状況の中、来年度以降の取組についてどのようにお考えでしょうか。教育長にお尋ねをいたします。

○副議長（古川雅一君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 御質問にお答えいたします。

まずもって、新型コロナウイルス感染症に対して、教育委員会の絶対安全を優先させた対応によって、活動の中止や変更、さらには登校や学習に対する不安感など、十分な説明や支援ができていなかったとすれば、真摯に反省し改善してまいります。

他方、この1年で学んだこともあります。人生にはリスクはつきものでありますが、検温やマスク着用などによる感染症対策を通して、リスクは工夫によって引き下げることができるといったことや逆風が吹いたときこそ、風除けを作るのではなく風車を作れといった考え方を児童・生徒が発想し、新しいやり方で実施した各種学校行事等から、これまでの当たり前を変えることで、結果として、児童・生徒の主体性や課題解決力を伸ばすことができたと捉えています。

市内小学校で12月に実施した学校評価では、学校は楽しいですかという問いに対して、児童の97%が楽しいと答えてくれています。また、3月5日に行われました中学校の卒業式では、新型コロナウイルス感染症の影響で私たちの思いは打ち砕かれましたで始まる答辞でしたが、コロナ禍だからこそ、何もできないではなく、今できる状況の中で楽しめる方法を考えたことで、例年にない特別な行事になったのではないかと思いますと結んでくれています。

私としては、描いていた改革を計画どおりに実行できず、コロナ禍の対応以上を求められなかったことも事実として認識しております。

間もなく新年度がスタートします。教育委員会としましては、感染症対策はこれまでと同様に進め、安全・安心の確保を前提に教育ビジョンを具体的に進めてまいります。2月17日には、山県市の全教職員を対象にしたオンライン研修会を実施し、新たにワン山県構想として、令和3年度の具体的取組事項3点を提示しました。

第1に、山県市部活動の設置です。これは、3中学校どの学校の生徒であっても、希望する種目の部活動に所属できる仕組みです。今年度、陸上部とソフトボール部において合同部活動として試行した結果を踏まえ、吹奏楽部などの文化系部活動も加えて、段階的に種目数を拡大してまいります。

第2に、ラウンドテーブル教室の設置です。ワークスペースや空き教室を活用し、円

卓テーブルやホワイトボード、プレゼン機器が常設された、仮称ダビンチルームを設置し、日常的な教室とは異なる、人と違った意見が認められる空間を合い言葉にして、いわゆるアクティブラーニングを順次実施してまいります。

第3に、小規模校の特長を生かした異年齢学習の実施です。個々の学級は少人数であっても、異年齢で集団を形成したり、他校とのオンラインで遠隔集団にしたりすることで、多様な価値に触れる機会の確保をします。異年齢によるコミュニケーションや発表、議論の場を設定するなど、海外で行われている教育手法を参考にしながら、山県市の教育課題の解決に取り組みます。

なお、教育ビジョンに位置づけました46の事業につきましても、令和3年度を新たなスタートとして、慌てずに一つ一つ丁寧に実施してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 現状の課題をしっかりと捉えた来年度の取組に期待させていただきたいと思います。

3件目の質問に移ります。

保育園の民営化導入後を見据えた保育の長期ビジョンについてお尋ねをいたします。

子育て支援日本一を目指す林市長の下、山県市では、全国に先駆けて行った3歳児以上の保育料の無料化をはじめとする様々な子育て支援が行われてきました。私自身もこれまで12年間、山県市の保育に支えられ、子供たちは健やかに成長していきました。関係者の皆様へ心よりの感謝を申し上げ、質問をさせていただきます。

今議会では、多様な保育の選択肢を増やすため、保育園の民営化を導入しようと、令和5年4月に高富保育園、富岡保育園の2園を廃止し、土地は無償貸付け、建物は無償譲渡をする議案が提出されています。現在、山県市の保育園は、全7園が山県市立保育園、多くの子供たちの居場所となっているうちの大きな2園が民営化の対象となりました。

さきの令和2年第3回定例会では、子育て市山県市が目指す保育の在り方について御質問をいたしました。山県市が目指す10年後の保育のあるべき姿に関して、理事兼子育て支援課長からは、保育所の民営化や計画的な統合も視野に入れつつ、延長保育や低年齢児保育を拡充させ、保育士の資質向上や食育、自然体験活動を充実させて、健康な心身や自立心、協調性、感性などを育める保育環境を確保すること、保育園の民営化はあくまでも目的ではなくて手段であるというお答えをいただきました。

令和5年の4月には、統一地方選挙、山県市長選挙を迎えます。今回上程されており

まず議案が可決となれば、市長の今期の任期が終わる寸前に保育園の民営化がスタートを切ることになります。これまでの議会で、山口市ならではの保育や子育て支援について何度も議論を重ねてきました。当然、林市長は、2年後の御自身の進退の御意向にかかわらず、その先の山口市の保育ビジョンをお持ちでの試みだと存じます。

これまで地域や小中学校教育に深く関わりを持ってきた公立保育園、子育て支援日本一を掲げてきた林市長が目指す民営化を導入した後の山口市全体の保育の姿、在り方をお尋ねいたします。市長をお願いいたします。

○副議長（古川雅一君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えします。

私は今年、就任させていただいてちょうど10年目となります。今でも記憶にございますが、平成23年、一番最初の全員協議会のときに、どんなまちづくりをしていくかということで幾つかの方向というか、ビジョンを示させていただきました。

その中の1つに、当初から保育所の民営化をしようと、市民の選択肢は増えて、そして、サービスの枠が広がると、そういう思いで、最初の全員協議会のときにそういった説明をさせていただいた記憶がございます。

そして、平成23年の初めの年に、まず目標年度を設置しようということで、平成27年を目標年度としてスタートする。そして、その間、まず一番最初に、今回もそうすけれども、審議会にお諮りをして進めていくということで、多分、平成23年か平成24年には審議会の答申をいただいておりますし、今回も、今3月ですから1月でしたか、答申をいただきました。またその間、もう一回答申をいただいていたと思います。

ということは、なかなか現状の体制を変えていくということは非常に、職員にとりまして多くのエネルギーといいますか、時間が必要なんだなということを実感として、今までずっと民営化の方向で進めるんだということを言いながら進められてこなかった。そして、今回こういった形で、10年目にして初めて大きな政策目標の1つが達成されたという感がございます。これも議決をいただいていることでもございますけれども、そういったことを踏まえながら、答弁とさせていただきます。

保育所は、子供が生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす重要な場所です。また、保育園児の保護者の方々の就労形態が多様化している今日、多様な要望に応じていく必要もあります。

他方、山口市においては、他自治体と同様、保育士等の確保をはじめ、極めて困難な状況下にもあります。そのため、保育士不足が過度な保育執務を招き、また反対に、過度な保育執務が保育士不足を招くという悪循環の状態にもありました。

そこで、本年度においては、過度な保育執務の軽減等を目指し、保育運営ICTシステムを全保育園に導入しました。その上で、来年度からは、コロナ禍での教訓も生かし、各種行事等の見直しも予定しているところでございます。

しかしながら、保育園入園のしおり等に掲げています理念等を具現化していくためには、行政の力だけでは限界があります。そうした中で、今般の保育園の民営化の考え方は、行政単独で取り組むことにとどまらず、共通理念の下に、社会全体で連携した行動を目指していこうとしているものでございます。

保育園の民営化後については、かねてから内部検討はしていましたが、今般やっと議会へ上程させていただける段階となりました。民営化後においても、山県市内の保育園等においては、入所する子供の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を目指していくことには変わりはありません。

なお、山県市ならではの保育という御発言がございましたが、その1つとして、恵まれた自然財産を活用していくべきと考えております。そのために、来年度からは、美山地域との特定保育園におきまして、自然体験型保育を推進し、これを山県市のロールモデル園とし、他園にも普及させてまいりたいと考えております。

これまで、ともすれば画一化された保育園に配慮してきた面もございますが、今後は地域の特性等も生かし、それぞれに魅力ある保育園の在り方を目指してまいりたいと考えております。

民間保育園においても、民間ならではの柔軟な取組等が期待できます。そして、保育所が、行政主導の措置制度から利用者が保育所を選択する契約制度へと変更となりました平成9年の児童福祉法の改正等も踏まえ、保護者の方々には多様な選択肢を提供してまいりたいと考えております。

今後も、本市の保育園においては、保護者等の暮らしを大切にしていく姿勢の下で、一律的な保育の在り方等に固執することなく、各保育園の独自性や創意工夫等も生かしながら、園児の最善の利益を最優先とし、よりよい保育環境の確保を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

今後は、民間保育園における柔軟な取組、地域の特性等も生かした魅力のある保育園の在り方を目指す旨をお答えいただきました。

一律的な保育の在り方に固執することなく、各保育園の独自性や創意工夫等も生かす



とのことでしたが、保育業務の改善や民営化の導入に実質的に踏み出した今年度を皮切りに、これまで取り組んできた山口市全体の保育の発展、新たなステージに一步を踏み出されることと期待いたします。

言葉が適切かどうかは分かりませんが、今年度は山口市が保育の改革に踏み出した年とも言えると考えます。御答弁にありましたように、保護者等の暮らしを大切にしていくな姿勢の下、園児の最善の利益を最優先と考えられるのであれば、お答えいただいたような内容がそもそも当事者に十分に伝えられることが一番のスタートではないでしょうか。

子育て支援日本一を目指す林市長の下で進められてきた山口市の保育が今後目指す保育の在り方、民営化を含む市全体の保育が何に取り組んでいくのか、御答弁いただいた内容を、当事者や関係者を含む市民の皆さんに分かりやすくお伝えするツールが必要であると考えます。そして、特色や独自性を持った保育を進めていく上でも、これまで山口市全体で取り組んできたフッ素洗口や英語教室、自然体験型保育や、各機関と連携した障がいのある子供たちの保育など、山口市の揺るがない保育の要素を明確にしていくことが必要です。

先ほどの質問では、教育で掲げられたやまがた教育ビジョン2020について触れましたが、保育に関しても今後のビジョンを示すもの、その作成と丁寧な説明、周知を求めます。市長のお考えをお願いいたします。

○副議長（古川雅一君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

本年度は、新型コロナ対応に明け暮れた年度でもあった気がいたします。そうした中におきましても、特に保育園につきましても、このコロナ禍での対応を今後の保育園の在り方として見詰め直すきっかけともしてまいりました。また、令和5年度からの保育園民営化を目指すに当たっては、今後様々なことをすり合わせていく必要があります。こうしたことは、単に保育園の保護者への情報提供をしていくことにとどめることなく、従来の山口市の保育園の在り方を改めて見直すよい機会にしたいとも考えております。

なお、保育園の在り方というのは、現状の保育園の保護者のみにとどまらず、定住人口や移住、少子化という課題に対しても大きな影響を及ぼすことにつながるものと考えております。

そうしたことから、議員御発言のように、山口市の魅力的な保育ビジョンというものを今後とも市内外に発信してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（古川雅一君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で2時50分から再開いたします。

午後2時35分休憩

午後2時50分再開

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位8番 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長から御指名いただきましたので、最後の登壇で質問をさせていただきます。

まず第1問目、山州市の急傾斜地危険区域の現状と災害対策について、建設課長にお伺いをいたします。

21年度の国家予算案を見ると、菅政権に代わっても、成長戦略の名目で大規模開発に多額の予算をつぎ込むやり方は変わっていません。近年、防災対策のための公共事業費は、本予算でなく、補正予算に追加計上するというやり方で来ました。しかし、このところ相次ぐ大規模災害に手を打たざるを得なくなっているというのが実情であります。そして、災害対策では、20年度第3次補正予算と合わせると3割以上増額されています。流域全体で水害対策を行う流域治水関係予算は1兆238億円が計上されました。

国は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に続き、気候変動による災害の激甚化、頻発化や高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化することから、昨年10月、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を閣議決定しました。

また、全国に109ある一級河川の大規模洪水に対応した河川整備計画等の見直しをはじめとした流域治水プロジェクトを立ち上げるとしています。未改修区間の新規採択を要望している鳥羽川改修に期待をしたいところです。

一方、平成11年に起きた広島のリッドゾーンの土砂崩れで24名の死者を出した大災害を機に、全国で地区を指定し、土砂災害対策を進めています。

以前、防災講座で、山州市では急傾斜地の土砂崩れ崩壊危険箇所が、伊自良62か所、美山241か所、高富172か所あると報告がありました。

私も昨年4月、佐賀の地域の住民の方から、裏山の崖崩れ対策をしてほしいと訴えを受けて、昨年の7月には岐阜県との交渉なども取り組んできました。山州市の担当課に尋ねると、この要望は自治会を通じて5年間も毎年要望として出されていることが分か

りました。しかし、毎年、県からの回答は予算がないというもので、それを自治会に伝えるだけで終わっていました。

そこで、建設課長にお尋ねをいたします。

1点目、急傾斜地の危険区域が把握されている中、これらの対策はどのように山県市として計画をされているのか。

2点目、県との定期的な協議など、予算確保等の具体的な取組はどのようになされているか、2点お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、急傾斜地の危険区域が把握されている中、これらの対策はどのように山県市として計画されているかについてですが、岐阜県県土整備部砂防課により、危険地域については、土砂災害、浸水の危険箇所について、土砂警戒情報について、砂防指定地等の指定箇所についてをホームページに掲載し、注意の呼びかけがなされているところでございます。

岐阜県砂防課からのお知らせでは、崖崩れは、大雨や地震などにより急な斜面が崩れ、一瞬のうちに起こることが多いため、逃げ遅れて被害に遭う可能性があります。地滑りは比較的緩い斜面が地下水などの影響で広い範囲にわたって動きますと掲載されており、また、岐阜県は県土の約8割を山地が占め、山県市も面積の84%が森林となっており、この地形からも、台風や大雨、地震などの地形的、気象的な条件によって土砂災害が発生しやすい環境にあるため、岐阜県は土砂災害による被害を防ぐ砂防堰堤などの施設整備や警戒態勢の整備などの対策を実施していますが、これらと併せて、皆様一人一人が土砂災害に対し日頃から備えておくことも重要であると伝えております。

土砂災害が生じるおそれのある場所は、土砂災害警戒区域として指定されていますので、ふだんから自分の家やよく行くところについて、土砂災害警戒区域にあるかどうかをぎふ山の危険箇所マップなどで確認しておくとともに、いざというときにすぐ避難行動を取ることができるよう、避難場所や避難路について、市の作成ハザードマップでよく確認することも重要であり、雨が降り出したら土砂警戒情報にも十分注意することや雨がやんでもしばらくの間は裏山等の周辺状況に注意することも大切であり、大雨により住んでいる地域に土砂警戒情報が発表されたら、早めに近くの避難場所など安全な場所に避難することが必要であると情報発信がされております。

このことから、地域の状況把握はもちろん、急傾斜地等に対する情報は皆さんが共有できる環境にあると考え、大雨等の危険が迫った際には情報を役立てて、ちゅうちょ

することなく避難することが重要と考えます。

議員御存じのように、毎年自治会からの要望を取りまとめ、岐阜県に提出し回答をいただいております。佐賀地域の要望に対する回答は、急傾斜地崩壊対策整備に当たっては、避難所や災害時要配慮者利用施設等がある地域及び保全対象人家が多い地区を優先に整備しているため、当該地区の早期着手は困難ですと回答されております。

山縣市として、急傾斜地崩壊対策事業を優先的に実施する計画はございませんが、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域を計画区域と位置づけております。優先的に整備する箇所の考え方といたしましては、危険区域に指定されている受益者皆様の要望を自治会要望として提出していただいているため、現地に出向き、確認調査をしております。この要望を市の優先的に整備する計画として、漏れることなく岐阜県に要望活動を行っているところでございます。

御質問の2点目、県との定期的な協議など、予算の確保等の具体的な取組はどのようにされているかについてですが、予算確保に向けた要望であり、これを毎年、要望箇所提出時に岐阜県と協議しております。しかし、岐阜県も現地を確認し、優先順位も考慮しながら事業実施を決定しており、要望どおり採択されるとは限らないのが現状です。

建設課としましても、砂防等の事業実施が決定された地域については、当初から詳細な協議を行い、事業説明会の地元日程調整や数回に及ぶ説明会の準備及び地権者に関する事業の必要性等を岐阜県と共に説明しており、その際には詳細な事業説明を行っております。また、施設を所管する関係機関との連絡調整や協議も行っております。

今後も実施に向け積極的に要望を行うとともに、事業が採択されれば、用地承諾や地域への説明等について、岐阜県と協力しながら事業の推進に向けて努力してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、具体的に県のホームページに基づいてという説明もいただきました。

それで、実は去年12月の議会で、議会全員一致で、防災・減災・国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書ということで、意見書を提出いたしました。十分な予算を安定的に継続的に確保することが必要だということで、これは議会としてもそのとおりだということで、きちっと国に対して要望を出そうということで議決された中身です。

私は、やっぱりこういう国に対するきちっとした整備要請をしていくということと併せて、県との関係を先ほど言われたんですけども、最初に私が述べたように、すごい箇所があるんですね、指摘されている箇所。やっぱりその中で、本当に山奥の中で直

接的に、例えば人災にはつながらないとか、いろんな判断があると思うんですけども、少なくとも、要するに具体的な山縣市としての優先順位、プライオリティーをつけて、県との関係でどういう段階でどこをやっていくのかと、少なくとも予算をつけるのであればここからというようなことも含めた、そういうきちとした計画をつくる必要があるんじゃないかと。

実は、この問題を言われて、私、いろいろ調べさせていただいたんですけども、毎年同じ回答がずっと来ているんですよ。自治会の要望も一生懸命出されているんです。毎年出されていてちょっと驚いたんですけども、現地も確認されているんですね。この前、県から来ていただいて、私は7月の交渉の中で、現地を具体的に見て対応していただきたいということで、県と山縣市の建設課の方と一緒にお話を聞きました。そうしたら、崖には自然の崖と人工の崖がある、ここは人工の崖なので対象外ですって言われたんです。そんなことは分からないのに、自治会はずっと毎年毎年要望を出して、県からは、ここに書いてあるように、当該地域の対策工事については予算がないから駄目ですということを、要するに5年間ももらっているわけです。

私、すごく大事だと思うのは、できることとできないことは確かにあるし、予算の枠というものもあるんですけども、それぞれの自治会から出てきたことについて、やっぱりきちっと一定の見通しなり結論なりを出す必要があると。県から来たやつを右から左へ渡すだけが仕事じゃないと思うんですよ。県の方も、こういう回答の仕方については申し訳なかったと、改めてきちっと山縣市さんのほうには、毎年同じ答えではなくてきちっとした回答を出したいというふうに言われたんですけど、私、結構、今それぞれの自治会でいろんな要望を出していると思うんですよ。そういう一つ一つの要望について、やっぱりどこまできちっと詰めていくかということが非常に大事じゃないかなというふうに思っていて、そういう意味でいうと、この佐賀の実例というのは、崖崩れの問題だけなんですけれども、あの地域で具体的に県が工事をやった資料も実はいただいたんですよ。その資料を見ると、この資料なんですけど、昭和53年の12月19日、これ、51年の水害があって崩れたんですよ、あそこ。そこを直すということで、53年にそういう台帳が作られて、54年、55年で直しているんです。それから平成8年にも直しています。

先ほど私、言いましたように、自然の崖は直すけれども、人工の崖は直さないというふうに言われていたんですけど、一部人工の崖も直しているんですよ。これはやっぱりケース・バイ・ケース、いろいろな方法があるのではないかと。当然そうだと思います。しゃくし定規にはやっていないというふうに思うんですけども、こういうそれぞ

れの自治会から出てきた要望について、具体的に詰めていく。先ほども言いましたけど、これ、全部やると400ぐらいですか。400をやりようがない、はっきり言って。私も建設課が大変だと思いますよ、人員も含めてやり切れない。

そういうときに、やっぱりプライオリティーをつけて、少なくともこの5年なら5年の中でどこまでやってもらうかという、山口市としての計画が必要じゃないかというのを最初にお伺いしたんです。やっぱりそういうことをきちっとやりながら、我々もそういう意味で言えば、例えば国会にこういう意見書を出したんですけど、みんなで陳情したっていいと思うんです。こういう事情を抱えていて、ぜひやってほしいと。そのときに地域の人は、今、今年やってくれなきゃ駄目だなんていうことは思っていないと思うんですよ。例えば、3年たったらできるとか5年たったらできるとか、その次だとか、やっぱりそういうことの先の見通しみたいな部分を私は求めていると思うし、行政としてはそういう対応が必要じゃないかと思うんですが、その点で建設課長に、こういう山口市の中でのプライオリティーを持った計画みたいなものを出して、それに基づいて、具体的に県とのやり取りをするというような方向について、具体的に検討される立場はあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

優先順位の話でございますが、山口市といたしましても、まず、急傾斜地崩壊対策事業は、まず受益者の方々が見えて、受益者負担がございます、負担金として。それとよくあるのが、その受益の方と急傾斜、崖所有している方の土地が違うということで、なかなかお話が進んでいかないこともございます。例でいいますと、仮設道路を造りたかったので地権者に御相談に行ったら、駄目だということで、仮設道路ができずに事業が途中で終わった工事もございます。

そのようなこともありますので、やはり地域の皆さん、自治会要望というのは、皆様がそこら用地の関係、地権者、受益者の方のやる気、受益者負担を出すという、そこら辺のことをまとめていただいたことが、よく議員さんの中でも、自治会要望に対して、何か同意書ももらっていかうかという方もみえます。そのようなところがあって、同意書を頂いてスムーズに進むところに関しては順次やっていけると思いますが、なかなかそういう諸事情もございまして、計画をつくっても頓挫することがございますので、皆さんのお力をお借りして事業は進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今具体的に、優先順位をつけるというふうにしても、受益者負担の原則があると。工事費の1割ですね。それを当事者たちと、それから行政が半分ずつ、5%ずつ持つという規定のことだと思うんですけども、それから、やっぱり地権者との関係がある。それも私、そうだと思うんですね。地権者がオーケーと言わなければ進まない。それは実際にやられていく場面で、そういう場面が出てくるのは十分あり得る話だし、私も承知はしています。そういうことはあるので、進まない工事もあると思うんですよね。でも、全部が全部そういうわけでは、私はないと思うんですよ。だから、5年ぐらいのスパンの中で、本当に山口市の中で重点的に場所を決めて、それで、自治会の中での調整ももちろんそうだと思うんですけども、具体的な計画が進んでいくような計画が必要じゃないかなというふうに思っているんですが。

それで、副市長に久しぶりにお尋ねをしたいと思うんですけども、これ、やっぱり山口市としての防災計画に基づいて、こういうプライオリティーをつけた計画を持つと。確かに400か所はできないけれども、例えば5年ぐらいのスパンの中で何箇所やるというような計画をつくって、それに基づいて、市の中でも具体化を進めるし、県との関係でも交渉をする必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点についての副市長の考え方をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 福井議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども課長のほうから申し上げましたとおり、いろんな条件があるということで、もし我々が計画的にやるということで計画をつくったとしても、やはりできるものできないものがある以上、市民の方々には計画を素直に発表して聞いていただける余地は非常に少ないんじゃないかなと思っております。それで、今までのように、やはりそれぞれの自治会さんが協力していただける、そういう中で、県が判定した順位でやらざるを得ないんじゃないかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 私、市民に公開しなくても、公表しなくてもいいと思います。いわゆる市としてきちっとした計画をつくって進めていくと。その中で個別に答弁、回答してもらえばいいというふうに思います。

2問目へ行きたいと思います。

国道256号の高富バイパスの道路事業について、理事兼地方創生監にお尋ねをいたします。

私はこの間、山県インター以北の国道256号高富バイパスの整備問題を取り上げてきました。昨年8月25日の住民説明会に続いて、9月24日、山県市都市計画審議会が開催されました。審議会答申を受けて、10月30日に山県市は都市計画道路の変更原案に参考資料を添付して、古田県知事宛てに提出をしました。手続上は都市計画道路の変更案の縦覧に付して意見聴取を行うという今段階です。

情報開示された資料には、9月24日の都市計画審議会でも、郷議員の完成2車線化に反対する意見が表明されて、再三にわたりその根拠についても発言された様子が議事録に記載されています。そこでは、審議会の会長が、郷委員の反対意見も併せて、市長にも県にも提出をするというふうに発言されています。

情報公開で取り出した資料の中で、各委員と一覽にされた資料がありました。私はこの時点で、その資料を見て、反対意見に対しては一覽の中にあるではないかというようなことを思いました。そうしたら、資料の中には、反対と賛成の発言のされた意見も入っていましたので、ここのところはちょっと訂正をしたいというふうに思いますが、そうした一連の経過の中で、私は、道路事業の要望については、県土木として検討し、できれば2案ぐらいつくって、その結果については地元で説明して意見を聞くというふうに表明されてきました。

そこで、今2車線か4車線かという議論を離れて、都市計画国道256号バイパスの説明会で懸案になっている3つの点、1つは、災害対策として、全区間における盛土から高架構造への検討をする、それから、2つ目は、西深瀬から出されている信号2か所設置の検討、そして、3つ目は、伊佐美現交差点を改良して活用する要望についての検討、この3つについて項目ごとに県が検討を始めているという、市と協議も進めているというふうに思うんですけども、今の現状と今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

2点目は、地元で説明して意見を聞くというふうにした道路事業に関する地元説明会ですので、いつ頃どのような規模で市民への案内をどのように進めていくのか。

この2点についてお尋ねをします。

○議長（武藤孝成君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、3点の項目に対して、県の検討状況及び市との協議状況についてですが、項目1点目、高架構造への検討、3点目、伊佐美現交差点についての検討については、3月23日に桜尾・大桑地区事業計画説明会を実施する予定です。その後、方針が決まるまで各区間で数回説明会等を開催し、全ての方針が決まりましたら、全体の説明会を開催する予定であると岐阜県からは聞いております。なお、構造等については、市と



の協議は現在までに実施されておられません。

項目2点目、信号2か所設置の検討については、岐阜県において、令和2年12月10日に西深瀬地区事業計画説明会を実施し、説明会で掲示した事業計画について、3月17日に自治会から御意見を伺う打合せを実施する予定です。

御質問の2点目、地元の説明し意見を聞くとした道路事業に関する地元説明会は、いつ頃どのような規模で、市民への案内はどのように準備するのかについてですが、3月17日に開催予定の打合せについては、十王、中組、尾ヶ洞、尾ヶ洞南自治会の各自治会より代表者数名の出席にて開催する予定で、4自治会長に出席依頼の文書を送付してお願いしております。

3月23日に開催予定の桜尾・大桑地区事業計画説明会については、関係する椎倉、伊佐美、伊佐美台、赤尾、市場、栢野、市洞、雉洞、斧田自治会の地元住民を対象に開催する予定で、9自治会長に出席依頼の文書を送付して、地元住民に周知してもらう予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 今、3月23日に桜尾、大桑、伊佐美関係を含めて説明会をすると、その後に県としては全体の説明会をするという説明だったかというふうに思います。

実はこれ、市から県に具体的な素案が提案されて、そこに附属資料がつけられているんですが、それが県から国に、中部地方整備局にも上げられている中に、伊佐美の交差点の利用ですね。これは、高富都市計画道路変更案の下協議からの変更についてということで、場所が、100メートル西につけるという案があったんですが、これについてこう書いてあるんですね。特に、現伊佐美交差点は変則交差であることから、正十字交差とすべく、現交差点位置から西側へ約100メートル移設する計画であるが、下協議後の地元説明会で、現伊佐美交差点の位置で残してほしいとの意見があり、地元の意向を踏まえ、今後、事業者において位置、形状などを検討することとなったということで、ここに具体的なそういう図面もあるんですけども、実はこの変更案というようなことで書かれているやつをよく見てみると、これ、伊佐美の交差点については、あそこを利用するとか、100メートル西にということも含めて3案の検討がされていたんですね。情報公開の中でその資料があって、私はこの間、議会でも言ってきたんですけども、これを読むと、当初のC案なんです。当初のC案が一番お金がかからない。A案というのは真っすぐに十字にという案だったんですけども、それは用地買収も含めてお金がかかるということなんですけれども、それはC案になっている。

それから、個人名は差し控えますけど、近くのクリニックのお医者さんもおっしゃっていたんですけども、新しく取り付けようとしている道路のところは、堤防で上へ上がっていくと。そうすると、ちょうど交差するところが高くなって、非常に交通事故を起こしやすい、危ないというようなこともずっとおっしゃっていました。8月25日の説明会のときもそのことをおっしゃっていて、県としては、そういうことも含めて、それは道路事業の今後の具体的な検討の中で、皆さんの要望を聞いてちゃんと話合う場を設けますということを高富中央公民館でおっしゃいました。

先ほど出されていた3月23日には、恐らくそういうのが具体的に出されてくると思うんですが、1つ私がお尋ねしたいのは、実はこれ、皆さん見ていると思うんですけど、3月の広報に高富バイパス事業説明会資料というのが載りました。これ、12月10日に実は開催されていまして、12月の議会中です。私、全然知りませんでした。先ほど十王とかいろいろなところの自治会長を集めて説明をした中身。ところが、これを見ると、岐阜県・山県市と書いて、もう既に決まったかのような感じで書かれているんですよ。私のところに問合せもいっぱいきました。例えば、伊佐美交差点は移設するのですかということについて、交差点として安全性を高めるために100メートル西側へ移設する計画としていますというふうに書いてあるんですけども、正確に言うと、これ、地元の要望もあって、再度これは検討するというふうになっているんですよ。私、こういうことを出すと、もう決まっちゃったんだというふうに思われてしまう。

今日は、23日に説明会をやるということでしたので、この中身について、23日にそうですし、それからもう一つは、これ、交差点だけではなくて盛土の話も出てくるんですね。盛土の話というのは水害の問題だから、西深瀬とか東深瀬も関係あるんですよ、鳥羽川だから。

先ほど冒頭で言いましたように、鳥羽川の改修にどんどん予算をつけて本当にやってほしいというふうに思うんですけども、関係ということでいうと、やっぱり西深瀬、東深瀬、水害がすごかったですよね、51年。ああいうところに全部関係する人たちがいるから、8月25日のときは多くの人に来て、大丈夫かとかといういろんな議論になったんですよ。だから、これはやっぱり説明会をもっときちっと広域の人たちに知らせて、誰もが参加できるような説明会にぜひしてほしいことと、具体的にこの課題について、やっぱり取り上げて議論するということにしてほしいと思うんですが、その点で再度、理事に具体的な進め方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 再質問にお答えします。

先ほど福井議員が言われたんですけれども、この案につきましては、基本的には岐阜県の事業になっております。岐阜県が今どのように計画してというのが、先ほど質問の回答にありましたように、まだ市のほうには何も協議が下りてきていませんし、今どういふふうな形でやろうというのは分からないです。

ただ、岐阜県としましても、説明会等いろいろの中で話しているように、地元の意見も聞きながら今回の事業を進めていくという中で、地元の意見を聞いて、まずは県のほうから大体案が出てくると思うんですけど、その案に対して地元の今の意見、それで、さっきの回答にありましたように、それに対してまた数回の説明会をやって、皆さんの意見が合意に達したら全体説明会をやりますよという中で、今回の3月23日というのは、全体よりもまず一番関係する自治会のところの地元の説明をしたいということになっておりますので、その中で、全体の中での説明がまた必要となれば、だんだん広げていくというような形も、また県のほうにお願いしながらやっていくような形になるのかなと思うんですけど、まずは一番関係するところの自治会に対して、そこの地元に対してどのようなものがあるのか、どういうものを求めているのかというのを県が説明したいということになりますので、その説明会を通して、まずは関係するところの人の意見を聞いて順次上げていくような形で、最終的には全体説明という形になりますので、そういうふうな形で、市としても県の考え方に基づいてやっていきたいというふうに今考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 県が進める事業という、もちろんそのとおりだというふうに思いますし、ただ、実際に山県市の道路なわけですね。それを整備するということなので、きちっと山県市の声を届けると。そういう意味でいうと、先ほど言ったように、水害の問題というのはそこのところだけじゃないですよ。もっとやっぱり関係しているんですよ。ところが、例えば西深瀬とか東深瀬の人たちは分からないですよ、どういう検討がされているかって。そもそも教えてもらっていないので。だから、もう少し広域に広げるべきだというふうに私は思うんですが、この間、この問題についてぜひ各地で説明会をしてほしいという話をしてきました。ただ、住民説明会は123名が集まってということで、住民の人がそれだけ集まって、いろいろな話もして、要望を聞いたからと、1週間で意見を寄せてもらうようにもしたからという話があったんですけれども、私たちは、これを考える会の人と、私は考える会のメンバーではありませんが、考える会の人たちと一緒にこの中身について伝えていきたいと、住民の声があったので、9月

15日には美山中央公民館で夜6時半から市民の人が60名ぐらい集まりました。そこでもいろいろな意見がいっぱい出ました。それから、美山ではやらんのかという話があったので、さらに谷合の公民館まで行って、高齢者の人は夜は来にくいだろうということで、午後2時半から、谷合の公民館で市民座談会をやりました。20名ぐらいの方がみえて、いろいろな意見、これだけではない意見もいただきましたけれども、それで、その後11月24日には桜尾の公民館で夜7時からやりました。このときも市民の人は70名ぐらいお集まりになりました。そういうところでもやっぱり聞いても、いろんな意見がいっぱい出てくるんですよ。

私は、つくるからには本当にその地域のいろんな要望を受けて、きちっとしたものをつくったほうが良いというふうに思いますし、これはもちろん県の事業ですから、国と県の費用でやるわけですけれども、使い勝手等を含めてみると、やっぱり地元の声をしっかり届けるということが本当に必要だと思いますし、そういう意味では、先ほどいろいろ聞きながら最後にまとめてやるって言われたけれども、最後までずっと積み重ねてきたらもう意見を言うところはないですよ、ほぼお決まりで。やっぱりそうではなくて、最初の段階からきちっと丁寧に積み上げていくということが必要だと思いますし、県が主催するというふうにおっしゃいますけれども、これは山口市が関わっている事業ですから、岐阜県・山口市とこういうふうを書くわけですよ。やっぱりそれはそのとおりだと思うので、こういう点について、私はぜひ県との調整をしてほしい。必要なところをもっと広げて、実際にいろんな角度で多分提案が出てくると思うので、皆さんでよく議論をしたほうが良いと思うんですよ。その中の一致点を拾いながら、県はさらにそういう計画を詰めていくということになるだろうというふうに思うんですけれども、この間、私、この問題にずっと関わって、本当に体験をしました。県の方と直接お話をした。お話をして、私はこの耳で聞いたんですけど、議事録からは削除されて、その後、そんなことは言っていない。もう本当に理不尽な感じを私は持っていますけれども、でも、やっぱりこれって、山口市の将来にとってすごく大事なことだというふうに思うので、私はそういう声をきちっと伝えていく、そのための努力をぜひしてほしいと思うんです。

山口市選出の県議が、農地整備課等々ともお話をなさって、水に乗らないようにするにはどうするかとか、いろんな議論をされているけれども、結局根本的な対策を取らないと駄目ですよというようなことの協議の資料も情報公開でいただきました。

そういう意味でいうと、やっぱり山口市全体として、この問題を捉えて議論していくんだと、一地域の自治会だけの話を聞いてということではなくて、もう少しそれを広げてやっていただきたいというふうに思うんですが、それを最後にもう一度お願いして、

県とそういう協議も含めてやっていただきたいというふうに思いますので、理事兼地方創生監に再々質問をしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 浅井理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（浅井 聡君） 再々質問にお答えします。

先ほどお答えした中で、市が別に県との協議をしないとかそういう話ではなくて、近いところから、まずどんどん広げていくという中で、県が出してきた案に対して、もちろん水害等いろいろな問題が、市として大変なものが出てれば、それは市としてまた県にお願いしていく。そのときに関係するところが広がってれば、また関係するところにも説明という形にはなってくるのかなと思っております。

全然市として今のままでしていくというわけではなくて、やっぱり関係するところが広がってれば広がってくるという中で、まずは、初めからいろいろなところに飛び火しちゃって、関係するところの話ではないところから入っていくのではなくて、一番影響が出るところの自治会、小さなところから広げていかないと、事業的にどこの意見が一番重要かというのが大切だと思いますので、そういうふうな考えでやっていきたいというふうに思っております。

その中で、先ほど福井議員さん、いろいろと情報公開とか、そういうので県とか、そういうのにやられているんですけども、もしあれば、福井議員さん、県とのいろいろのパイプもありますので、県のほうに質問された中で、逆に、県に水害対策とかそういうのはどうなっているのか、そういうのを聞いていただいて、その中で、福井議員さんの悪いところとかそういうのがあって、ここ、市はどうなっているんだというのがありましたら、市のほうに逆に県の情報を頂いて、ここの分をもっとやっておかないと危ないぞということを市のほうに情報提供してもらえるとありがたいと思いますので、また御協力のほうをよろしく申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 市会議員ですけど、頑張りたいと思います。ぜひ皆さんの声を届けていただけるようによろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

---

○議長（武藤孝成君） お諮りいたします。

一般質問は本日で全てを終了いたしましたので、16日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。したがって、16日は休会とすることに決定されました。

19日は午前10時より会議を開会いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後 3 時32分散会

令和3年3月19日

# 山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

## 山県市議会定例会会議録

第4号 3月19日（金曜日）

○議事日程 第4号 令和3年3月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準



等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例について

- 議第19号 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について
- 議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例につ  
いて
- 議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山県市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 令和3年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 令和3年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 令和3年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 令和3年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第37号 権利の放棄について
- 議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について
- 議第39号 第8期山県市高齢者福祉計画の策定について
- 議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部

- を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第19号 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について
- 議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山県市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算

- 議第28号 令和3年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計予算
- 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第37号 権利の放棄について
- 議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について
- 議第39号 第8期山口市高齢者福祉計画の策定について
- 議第40号 第4次山口市障がい者計画の策定について

日程第3 討 論

- 議第4号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山口市国民健康保険税条例及び山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山口市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山口市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第14号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山口市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第19号 山口市食育推進会議条例を廃止する条例について
- 議第20号 山口市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山口市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山口市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第24号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山口市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 令和3年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計予算
- 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第37号 権利の放棄について
- 議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について
- 議第39号 第8期山口市高齢者福祉計画の策定について

|          |  |
|----------|--|
| 議第40号    | 第4次山県市障がい者計画の策定について  |
| 日程第4 採 決 |  |
| 議第4号     | 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について  |
| 議第5号     | 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第6号     | 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  |
| 議第7号     | 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  |
| 議第8号     | 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について  |
| 議第9号     | 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第10号    | 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 議第11号    | 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第12号    | 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第13号    | 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第14号    | 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 議第15号    | 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第16号    | 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について  |
| 議第17号    | 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 議第18号    | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について                 |
| 議第19号    | 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について   |
| 議第20号    | 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について  |

- 議第21号 山口市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山口市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第24号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山口市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 令和3年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計予算
- 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第37号 権利の放棄について
- 議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について
- 議第39号 第8期山口市高齢者福祉計画の策定について
- 議第40号 第4次山口市障がい者計画の策定について
- 日程第5 特別委員会の中間報告について  
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会  
議会改革特別委員会
- 

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第4号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第19号 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について
- 議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山県市一般会計予算

- 議第27号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 令和3年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 令和3年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 令和3年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 令和3年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第37号 権利の放棄について
- 議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について
- 議第39号 第8期山県市高齢者福祉計画の策定について
- 議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正



- する条例について
- 議第14号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山口市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第19号 山口市食育推進会議条例を廃止する条例について
- 議第20号 山口市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山口市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山口市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第24号 令和2年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山口市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 令和3年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計予算
- 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第37号 権利の放棄について
- 議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について

|          |  |
|----------|--|
| 議第39号    | 第8期山県市高齢者福祉計画の策定について   |
| 議第40号    | 第4次山県市障がい者計画の策定について  |
| 日程第3 討 論 |  |
| 議第4号     | 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について  |
| 議第5号     | 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第6号     | 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について  |
| 議第7号     | 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  |
| 議第8号     | 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について  |
| 議第9号     | 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第10号    | 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 議第11号    | 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第12号    | 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第13号    | 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第14号    | 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 議第15号    | 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 議第16号    | 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について  |
| 議第17号    | 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 議第18号    | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について                 |
| 議第19号    | 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について   |

- 議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山県市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 令和3年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第31号 令和3年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第32号 令和3年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第33号 令和3年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第34号 令和3年度山県市水道事業会計予算
- 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第37号 権利の放棄について
- 議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について
- 議第39号 第8期山県市高齢者福祉計画の策定について
- 議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定について
- 日程第4 採 決
- 議第4号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ

- いて
- 議第10号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第19号 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について
- 議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について
- 議第21号 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について
- 議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について
- 議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第25号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第26号 令和3年度山県市一般会計予算
- 議第27号 令和3年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第28号 令和3年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第29号 令和3年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第30号 令和3年度山県市簡易水道事業特別会計予算

- 議第31号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算  
 議第32号 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算  
 議第33号 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算  
 議第34号 令和3年度山口市水道事業会計予算  
 議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について  
 議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について  
 議第37号 権利の放棄について  
 議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について  
 議第39号 第8期山口市高齢者福祉計画の策定について  
 議第40号 第4次山口市障がい者計画の策定について

- 日程第5 特別委員会の中間報告について  
 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会  
 議会改革特別委員会

---

○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 田中辰典君 | 2番  | 奥田真也君 |
| 3番  | 寺町祥江君 | 4番  | 加藤裕章君 |
| 5番  | 古川雅一君 | 6番  | 加藤義信君 |
| 7番  | 郷明夫君  | 8番  | 操知子君  |
| 9番  | 福井一徳君 | 10番 | 山崎通君  |
| 11番 | 吉田茂広君 | 12番 | 石神真君  |
| 13番 | 武藤孝成君 |     |       |

---

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名

- |              |       |               |       |
|--------------|-------|---------------|-------|
| 市長           | 林宏優君  | 副市長           | 宇野邦朗君 |
| 教育長          | 服部和也君 | 理事兼<br>総務課長   | 此島祐司君 |
| 理事兼<br>地方創生監 | 浅井聡君  | 理事兼<br>企画財政課長 | 奥田英彦君 |
| 税務課長         | 山田正広君 | 市民環境<br>課長    | 谷村政彦君 |

|                  |        |        |       |
|------------------|--------|--------|-------|
| 福祉課長             | 江尾浩行君  | 健康介護課長 | 藤田弘子君 |
| 理事兼<br>子育て支援課長   | 久保田裕司君 | 農林畜産課長 | 浅野晃秀君 |
| 水道課長             | 高瀬正人君  | 建設課長   | 大西一也君 |
| まちづくり・<br>企業支援課長 | 長野健一君  | 会計管理者  | 安川英明君 |
| 学校教育課長           | 日置智夫君  | 生涯学習課長 | 土井義弘君 |

---

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 棚橋輝英君  | 書記 | 水谷勝彦君 |
| 書記   | 長谷部尊徳君 |    |       |

---

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（武藤孝成君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 石神 真君。

○総務産業建設常任委員会委員長（石神 真君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月10日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第4号、議第5号、議第20号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第33号及び議第38号の所管に属する条例案件5件、補正予算案件1件、予算案件2件、その他案件1件の9議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第20号 山口市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について、第15条のただし書にある市の責任による損害とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。議第26号 令和3年度山口市一般会計予算では、文書広報費、市広報発行（印刷）経費について、前年度と比べて大幅に予算が減額となっているが、その理由はどのようなものか。情報管理費、行政デジタル化事業のLINEを活用したオンライン申請等について、例えば不法投棄や動物の死骸等の情報など、どのような範囲まで市民からの要望を受け入れる可能性があるのか。また、市民への情報発信については、どのような情報の発信が可能なのか。情報管理費、サーバー等機器更新費2,400万円について、その内訳と毎年のランニングコストはどのようなものか。企画費、空家利活用促進補助金の世帯区分、新婚または子育て世帯について、新婚とは何年までを指すのか。また、子育ての子とは何歳までを想定しているのか。農地費、農地中間管理事業283万6,000円について、前年度に比べて60%弱減少しているが、その理由はどのようなものか。商工振興費、企業立地支援の補償補填及び賠償金2億3,510万円はどこの場所を対象としているものなのか。観光振興費、香り会館管理費について、前年度と比べて減額となっているが、その内訳と減額の理由はどのようなものか。土木総務費、地籍調査について18万1,000円と非常に予算額が少ないが、その理由はどのようなものか。河川維持費、河川除草委託料について、前年度と比べて増えている。運搬処理に費用がかかり、除草した

堤防で焼却すれば費用が抑えられるはずだが、その点について研究をされたのか。また予算が増えた理由はどのようなものか。都市計画総務費、山県ターミナル整備事業のオープニングイベント委託料が150万円計上されているが、どのようなことを計画されているのか。公園費、各種公園施設工事について、遊具施設全体を検査した結果、腐食している器具など緊急対応が必要になった場合、追加予算対応になると思うが、対象の箇所が多い中、計上した予算で足りるものなのかどうか。非常備消防費、消防団の被服費376万2,000円について、新基準活動服はどのような理由で導入し、何人分を計上しているのかなどの質疑がありました。

反対討論及び賛成討論はなく、採決の結果、付託されました議第4号、議第5号、議第20号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第33号及び議第38号の9議案は全会一致で、原案のとおり可決されるものと決定いたしました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦勞さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 寺町祥江君。

○厚生文教常任委員会委員長（寺町祥江君） 厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月11日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第6号から議第19号、議第22号から議第32号、議第34号から議第37号及び議第39号から議第40号までの、31議案の所管に属する条例案件16件、補正予算案件2件、予算案件8件、その他案件5件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第9号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、冷暖房費を1時間当たり2,200円とした根拠及び減免規定について。議第11号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、葛原体育館を廃止する提案となっているが、条例改正後には指定管理料の見直し等を行うのか。議第12号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、条例改正に関わって、山県市内の病院の申請状況について。議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、今後の保護者への説明のスケジュールはどうなっているか。また、高富・富岡地区以外の保護者も対象となるのか。民営化後に入園する子供は、その地域に住んでいる子が優先となるのか、それとも広く市内全域を対象とするのか。保育園が民営化されることによって、障がいを持っている子供が不利益を被ることはないか。議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）（厚生文教関係）では、民生費においては、伊自良老人福祉センターが伊自良支所などと統合された場合、入浴サービスは実施されるのか。富岡保



育園駐車場用地購入費の509万9,000円が減額となった理由は何か。衛生費においては、クリーンセンター管理委託料において、2,670万5,000円の減額となっている要因について。議第26号 令和3年度山口市一般会計予算（厚生文教関係）では、歳入においては、市税の減少要因は何か。総務費においては、令和2年度のマイナンバーカードの発行実績と普及率はどのくらいか。また、令和3年度はマイナンバーカードの発行枚数と普及率について、どのような計画を立てているのか。民生費においては、新型コロナウイルス感染症などの感染症が流行した場合における安定的な放課後児童クラブの運営について検討されているか。避難行動要支援者台帳整備事業において、具体的な内容と作成した後の活用方法について。衛生費においては、保健衛生業務の委託料で計上されている健康管理システム開発業務の内容は何か。また、従来の健康管理システムとの開発要件の違いは何か。骨粗鬆症検診委託料において、令和2年度の実績と令和3年度の目標受診率について。教育費においては、川の体験学習業務委託料により、2泊3日の自然体験学習を行うとあるが、学校職員はどのように関わるのか。地区公民館管理費について、特定建築物定期調査委託料の具体的な内容は。花咲きホール運営事業について、まだコロナの終息の見込みは立っていないが、令和3年度はどのような運営方針を考えているのか。議第27号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計予算では、保険給付費と国民健康保険事業費納付金が減額となっているが、具体的な内容について。議第28号 令和3年度山口市介護保険特別会計予算では、介護給付費準備基金繰入金が大幅に減となっている理由について。議第30号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計予算では、公営企業法適用化業務委託料1,119万9,000円の内容は何か。また、工事請負費の施設改修工事1,260万円の内容は何か。議第39号 第8期山口市高齢者福祉計画の策定についてでは、減免対象者の各段階別の人数と全体に占める比率、また改正後の介護保険料の県内他市の状況はどうかなどの質疑がございました。

討論においては、議第39号 第8期山口市高齢者福祉計画の策定について、賛成討論がありました。議第12号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、議第14号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議第26号 令和3年度山口市一般会計予算（厚生文教関係）、議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について、議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付についてに対する反対討論がありました。

採決の結果、議第12号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議第14号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議第26号 令和3年度山口市一般会計予算（厚生文教関係）、議第35号 市有

財産の無償譲渡及び無償貸付について、議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。また、議第6号から議第11号、議第13号、議第15号から議第19号、議第22号から議第25号、議第27号から議第32号、議第34号、議第37号及び議第39号から議第40号については全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

---

#### 日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### 日程第3 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第3、討論。

これより議第4号から議第40号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

寺町祥江君。

○3番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、討論をさせていただきます。

議第14号、議第35号、議第36号について、賛成の立場で討論を行います。

この3件の議案は、高富保育園、富岡保育園を令和5年4月より民営化しようとする

ため上程され、所管の厚生文教委員会にて審査を行いました。委員会審査では、移管先法人の審査に係る資料提供、各委員に多角的な視点で多くの質疑を行っていただきました。地域を限定せずに園児の受入れを行うこと、障がいのある子供たちの保育を含む現状の山口市立保育園の運営と同等、現状以上の条件を出された項目、各法人の提案による保育サービスの拡大についてなど、担当課長より御答弁をいただき、審議を深めました。全7園が山口市立となる現状に保育の多様な選択肢を増やすため、未来を担う子供たちや保護者にとって、よりよい保育の提供を進める上での民営化であると期待します。

とはいえ、対象となった2園の在園時の保護者をはじめとする当事者、保育士などの関係者への実質的な説明、周知は議案の可決後スタートとなります。委員会では、民営化のスタートの予定となる令和5年4月までの2年間、丁寧な説明と理解を得て、当事者の意見を十分に聴取して移管を進められること、そして、今後も議会への説明と報告を行っていく旨をお答えいただきました。

審査を付託された委員会の委員長として、今回の2法人による2園の民営化が山口市全体の魅力ある保育を築く新たなステージへの風となるよう、力を尽くす覚悟を持って賛成討論とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論。

福井一徳君。

○9番（福井一徳君） 議長から指名をいただきましたので、反対討論をしたいと思います。

関連議案がありますのでそこはまとめてということと、それから賛成討論も一緒にやってよろしいですか。

議第12号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、この条例改正は、マイナンバーカードを健康保険証として使用できるようにするための趣旨説明がありました。実際の運用には、病院や薬局等に顔認証付きカードリーダーの設置が必要で、国がその予算108億円を今国会に計上しています。厚生労働省は、全国の申込施設は2020年12月時点で4万4,466施設、対象施設の19.5%にとどまっていると発表しています。

委員会質疑では、現状山口市の病院などの申請状況は把握できる立場にないとのことでした。個人情報の漏えいがだだ漏れ状態で、西欧と比べても個人情報保護規定も整備されていません。個人のあらゆる情報を国がひもづけ管理し、行く行くは経済成長戦略に企業の利用にも道を開くおそれのあるマイナンバーカードを保険証として使うこの条例の制定には反対をします。

続いて、議第14号及び議第35号、議第36号、山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、山口市の児童福祉審議会は保育園の運営の在り方を諮問され、現在の保育水準を維持し続けることは困難である、保護者に保育の選択肢がないとして、子供の将来のためにと銘を打って保育の民営化を答申し、この答申に基づいて条例改正が提案をされました。

市長は、保育園の民営化を公約に掲げてきて、やっとここまでこぎ着けてきたと答弁されました。しかし、なぜ公立だと保育水準が維持できないのかは明確ではありません。子供の将来のためにと言いながら、正規保育士の確保は困難であるとしてきました。これ自身が怠慢と言わざるを得ません。

一方で、公共施設等管理計画の施設面積2割削減計画に、保育施設も対象に考えられています。児童福祉法24条1項には、自治体の保育ニーズに応える義務を規定しています。保育の質の維持は、取りも直さず保育職員の専門性の維持と向上にかかっています。この間の保育士の就労実態を見ると、例えば、名古屋市保育施策のあり方指針平成19年10月にも、明確に公立と私立の保育士の勤続年数や平均年齢において差が表れている実態が記されています。東京では現在、株式会社の運営が増えており、運営費の人件費率は50%程度まで抑え込まれています。保育の質の維持は、公立保育園の運営で、正規保育士の人員確保、当面現状の比率40%を60%まで戻し、専門性の高い保育士を確保するための施策を行うことです。

今回の民営化後も直接契約はしないとの答弁もありましたが、一度民営化をすれば、二度と引き返すことはできません。したがって、今回の山口市の保育園の民営化を進める関係条例には反対をします。

議第26号 令和3年度山口市一般会計予算について、令和3年度の一般会計には、私が議員になる前から8年間取り組んできた高齢者の足を守るデマンドバスの実現、神崎を除く美山地域での運行の予算が計上されています。また、ハーバスが運行されない地域をカバーする巡回線、岐阜大学附属病院までの直行便がバスターミナル完成により運行されます。地元の地域特性に合わせて、公共交通の維持、強化が今後とも求められます。

今、経済や社会のデジタル化の進展は、人々に快適で便利な暮らしをもたらす一方、あらゆる個人情報や国や企業が掌握し、国民が常時監視され、誘導されるという超監視社会を招くおそれがあります。菅政権が目玉政策に掲げるデジタル化戦略を推進するのが、行政手続のデジタル化やデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの推進です。そうしたその推進が行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及などで、

国の予算を計上し、山口市も漏れなく推進しようとしています。

しかし、情報システムの共同化、集約の推進は、個別自治体の国保料の減免や子ども医療費の無料化など自治体独自の施策がシステムにより抑制される可能性も出てきています。また、日本では、個人情報保護の仕組みの法制度が不備な中で、個人情報の漏えいが後を絶ちません。こうした対策も不十分な状況に市民は不安を覚えて、カードの普及も進みません。マイナンバーカードの過剰作成と、入札の不透明問題もそのうちに明るみに出てきます。

デジタル化の中で注目されているのが、AIによる様々なデータからその人の信用度を分析して点数をつける信用スコアです。学歴、職業、年収、預金等の資産や消費を含めた様々な行動履歴がスコアに反映されます。しかし、信用スコアは、貧困と格差を固定化します。こうした社会につながるマイナンバーカードの普及などの予算が計上されています。

山口市でも大々的な宣伝を経て、ロビーでの受付をしても普及率は21%という報告がありました。今、日本に求められているのは、個人情報とプライバシーを厳格に保護しながら、先端技術を国民生活の向上のためにどう生かすのかの議論ではないでしょうか。

このような立場から、冒頭に述べましたデマンドバスの予算計上を歓迎しつつも、監視社会の危険性をはらむマイナンバーカード推進等を含む一連の事業が計上された令和3年度山口市一般会計予算については反対をします。

続いて、議第17号及び議第39号、山口市介護保険条例の一部を改正する条例についてと第8期山口市高齢者福祉計画の策定について、賛成討論をします。

国会で介護保険法が可決されたのは1997年でした。当時、世論調査では、国民の8割が介護保険制度の導入を支持しました。介護地獄と呼ばれた家族の介護負担、妻、嫁、娘など、専ら女性が家族の介護を担わされる苦しみと理不尽を介護の社会化によって解消するという理念に多くの国民が期待を寄せてきたと言えます。

介護保険制度をスタートさせた当初は、50%が公的負担、50%が保険料として負担をしてきました。20年を過ぎた今日、介護保険制度が当初から持っていた保険料の負担増と給付の削減というジレンマは、介護保険制度の根幹を揺るがす大問題となっています。

介護保険制度には費用を抑制する仕組みが3つあり、1つ、要介護認定、2つ、区分支給限度額、3つ、ケアマネジメントです。要介護度は7段階でサービス料を判定します。区分支給限度額は各介護度に応じて月に使える費用の上限を決めています。それ以上の費用は全額自己負担になります。そして、給付を管理し、利用者本人の希望を聞きながら、過不足ないサービス利用になるようにするのがケアマネジメントです。このよ

うな仕組みの中で、介護保険料の引下げには、当面公費負担の60%への引上げが求められます。

一方で、国は介護認定のサービスを引き下げ、介護保険サービスからメニューを切り離してきました。介護給付の人材不足という問題の根本的な解決の道は、ケア労働への適正な報酬引上げです。負担ありの給付なしと言われる国の制度改悪を根本から改める必要があります。

そのような中であって、山口市は、健康寿命の延伸など、地域における介護を支える施策を推進すべく、市民アンケートなどによる細やかな施策を目指しています。委員会での審議に際して、保険料の区分と減免の対象者数と人員構成の資料を請求しました。

山口市の今回の提案は、2025年団塊の世代が後期高齢者を迎える中で、第8期の高齢者福祉計画では保険料の増大を抑えるために、基金からの繰入れを3年間で2億円実施し、保険料区分を10段階に拡大し、低所得者の負担軽減を図る計画です。今回の提案では、保険料の減免対象者は約9,400人前後の45%に及ぶことも確認をしました。

こうした状況も踏まえて、国の制度改悪には反対しつつ、今回の第8期山口市高齢者福祉計画の策定及び山口市介護保険条例の一部を改正する条例については賛成を表明するものです。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第4 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第4、採決。

これより採決を行います。

議第4号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第5号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第6号 山県市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第7号 山県市国民健康保険税条例及び山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第8号 山県市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第9号 山縣市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第10号 山縣市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第11号 山縣市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第12号 山縣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



議第13号 山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第14号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第15号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第16号 山県市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第18号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第19号 山県市食育推進会議条例を廃止する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 山県市バスターミナルの設置及び管理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 山県市準用河川流水占用料等徴収条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 山県市クラフトビレッジ住宅条例を廃止する条例について、お諮りいたし

ます。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第23号 公共施設の位置の錯誤に伴う関係条例の整理に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 令和2年度山県市一般会計補正予算（第9号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第25号 令和2年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第26号 令和3年度山県市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第27号 令和3年度山口市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 令和3年度山口市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第29号 令和3年度山口市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 令和3年度山口市簡易水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 令和3年度山口市農業集落排水事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第32号 令和3年度山口市公共下水道事業特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第33号 令和3年度山口市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第34号 令和3年度山口市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第35号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第36号 市有財産の無償譲渡及び無償貸付について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第37号 権利の放棄について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第38号 柿野辺地総合整備計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第39号 第8期山県市高齢者福祉計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第40号 第4次山県市障がい者計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時に再開します。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第5 特別委員会の中間報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第5、特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長及び議会改革特別委員会委員長からの中間報告をしたいと申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、特別委員会委員長からの申出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの特別委員会から中間報告を受けることに決定されました。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 古川雅一君。

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長（古川雅一君） 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告をいたします。

昨年1月に国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、国内で多くの方々がこの未知のウイルスに感染し、本市でも昨年4月に最初の感染者が確認され、いつ感染拡大してもおかしくない状況にありました。

そのような中、昨年4月、緊急事態宣言が発令され、同年5月には解除されましたが、自粛要請等により市民生活と地域経済に深刻な影響をもたらされたことや、今後の感染拡大の懸念もあり、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済への影響が最小となるように、情報の収集及び調査研究を行うため、本特別委員会が令和2年第2回定例会最終日に設置され、6名の委員で取り組んでおります。

第1回を、令和2年6月23日に開催し、本特別委員会委員が選任され、正副委員長の互選を行いました。

第2回は、令和2年7月20日に開催。本委員会の調査研究項目と進め方を協議し、まずは本市のコロナ対策の現状等の説明を受け、具体の調査研究項目を協議していくことと決定しました。

第3回は、令和2年8月5日に開催し、本市のコロナ対策の取組等進捗状況を関係課長から順に説明を受け、各課の取組について質疑を行いました。

第4回は、令和2年9月1日に開催し、本委員会の研究テーマを新型コロナウイルス

との共存と決め、このテーマをベースに具体の調査研究項目について意見交換した結果、まずはコロナ・ハラスメント対策について協議を深めていくことになりました。

第5回は、令和2年9月18日に開催。コロナ・ハラスメント対策については、偏見や差別的な言動に同調せず、確かな情報に基づき人権に配慮した適切な行動を取るよう、市民に対し今以上の周知徹底を図るなど、市独自のハラスメント対策に取り組むよう、本特別委員会の提言、要望書を作成し、議長を通じて市長へ提出することと決定しました。

第6回は、令和2年10月6日に開催。その要望書案について協議いたしました。1、感染者やその関係者等への人権擁護の徹底と差別や誹謗中傷を許さない社会の実現、2、デマに惑わされたり、差別につながるような拡散を行わない意識の啓発、3、医療従事者等エッセンシャルワーカーに対して感謝の気持ちの醸成を図るの大きく3点の取組を実施するよう要望する内容と決定しました。

なお、この要望書を委員長から議長へ提出した後、10月26日付で、議長から市長へ1回目のコロナ・ハラスメント対策における取組への要望書が提出されており、昨年12月定例会においては、山県市感染症の患者等の人権の擁護に関する条例が提案され、全会一致で可決されております。

第7回は、令和2年11月17日に開催。次なる調査研究項目として取り組むべき事項について協議を行い、各委員により出された提案確認事項については、関係課へ照会し、次回の委員会での説明をお願いすることになりました。

第8回は、令和2年12月15日に開催。第7回の委員会に出された提案確認事項について、子育て支援課長、健康介護課長、学校教育課長からそれぞれ説明を受け、質疑を行いました。また、意見交換の中で、愛媛県発祥の市民運動シトラスリボンプロジェクトについて、本市でも取り組んではとの委員提案が出されました。

なお、このプロジェクトは、コロナ禍においても、ただいま、おかえりと言ひ合える、思いやりがあり暮らしやすい社会づくりを目指す運動で、このプロジェクトへの賛同と推進を本特別委員会の提言として、委員長から議長へ提出し、1月7日付で議長から市長へ2回目の要望書として提出しております。

第9回は、本年3月2日に開催し、本市のシトラスリボンプロジェクトへの取組のほか、直近の県内感染状況、ワクチン接種等に関する最新情報について、健康介護課長より説明を受け、質疑を行いました。また、本年度の中間報告について協議をいたしました。

なお、先ほど健康介護課長からお話がありましたように、皆様の机上にはシトラスリ



ボンプロジェクトのシールを配付させていただいておりますので、ぜひ皆様もマスク等に貼って啓発に御協力をいただきたいと思います。

最後に、日本でも医療従事関係者を皮切りに始まったワクチン接種により、明るい兆しが見えてきたと思う反面、当初見込みより接種時期の遅れや緊急事態宣言が解除された今、春の行楽シーズンや諸行事を控え、気の緩みや慣れからくる再拡大、第4波の懸念など、まだまだ予断を許すことができない状況にあると言えます。ウィズコロナ、アフターコロナも見据えた対策も含め、引き続き調査研究を進めていきたいと考えています。

以上、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告といたします。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

続きまして、議会改革特別委員会委員長 吉田茂広君。

○議会改革特別委員会委員長（吉田茂広） 議長から御指名をいただきましたので、中間報告をさせていただきます。

議会改革特別委員会中間報告。

本特別委員会は、令和2年第2回定例会において設置され、6名の委員で取り組んでおります。

本特別委員会は、昨年度に検証を行いました議会基本条例の精査と効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、危機管理体制の強化など、さらなる議会改革により市民に信頼され機能する議会となるため、その一つの手段として議会におけるICT技術の活用を調査研究項目とし、これまで7回の委員会を開催し協議を行ってまいりました。

また、協議の迅速化という観点から、本特別委員会の委員を議会基本条例の精査に係る分科会と、ICT技術活用に係る分科会の2つの分科会に分け、それぞれ協議を行い、特別委員会にて分科会の協議結果を報告、さらにその報告を基本として協議を行うというスタイルで進めてまいりました。

第1回、令和2年6月23日開催。本特別委員会委員が選任され、正副委員長の互選を行いました。

第2回、令和2年7月20日開催。本特別委員会の年間計画、調査研究項目を協議し、議会基本条例の精査に係る分科会とICT技術活用に係る分科会の2つの分科会に委員が分かれ、それぞれの調査研究項目等を協議していくことと決定いたしました。

第3回、令和2年8月20日開催。8月18日に2つの分科会が開催され、分科会でまとめられた意見等を報告、それらについて質疑、協議を行いました。

議会基本条例の精査に係る分科会では、1、精査方法の確認、精査する条項について、

2、年間スケジュールについての報告がされ、ICT技術活用に係る分科会では、1、調査、研究の進め方、2、年間スケジュールについての報告がされました。

第4回、令和2年9月28日開催。9月23日に2つの分科会が開催され、分科会でまとめられた意見等を報告、それらについて質疑、協議を行いました。

議会基本条例の精査に係る分科会では、1、議会基本条例第15条における議決事項とすべき市の重要な計画の確認、2、議員間の自由闊達な討議方法についての報告がされ、ICT技術活用に係る分科会では、先進地視察研修の視察先（案）についての報告がされました。これを受けて、先進地視察先の選定、日程について協議を行いました。

第5回、令和2年10月16日先進地視察研修開催。令和元年9月より議会タブレット端末を導入している瑞穂市議会事務局へ視察研修に伺いました。視察研修では、タブレット端末導入のきっかけやペーパーレス化のスケジュール、タブレット端末導入における規定整備及び導入費用などの説明を受け、質疑応答していただき、また実際に瑞穂市議会で使用しているタブレット端末の操作体験もさせていただきました。

第6回、令和3年2月9日開催。令和2年12月9日に2つの分科会が開催され、分科会でまとめられた意見等を報告、それらについて質疑、協議を行いました。

議会基本条例の精査に係る分科会では、1、議会基本条例第15条における議決事項とすべき各計画の選定、2、議員間の自由闊達な討議の具体的な進め方などの報告がされ、ICT技術活用に係る分科会では、1、瑞穂市への視察研修の振り返り、まとめについて、2、タブレット端末導入における今後の検討課題についての報告がされました。また、市議会議員全員で行うペーパーレス会議システムのデモ体験の日程、内容について協議を行いました。

第7回、令和3年3月3日開催。2月24日に開催したペーパーレス会議システムデモ体験の振り返り及び意見交換、また、今議会に報告する中間報告（案）について協議いたしました。

議会基本条例の精査につきましては、透明性の高い市行政を推進し、市政に民意を反映させることを目的として、第15条における議決事項の見直し、第5条、第7条における自由闊達な討議を充実させるための検討、協議を行い、議会におけるICT技術の活用については、立案機能の一層の強化を図るため、タブレット端末を導入する方針とし、早期の導入に向けて今後も引き続き調査、研究を深めていきたいと考えます。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。ありがとうございました。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

○議長（武藤孝成君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和3年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期にわたり大変御苦勞さまでございました。

午前11時13分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長      武   藤   孝   成

山 県 市 議 会 副 議 長      古   川   雅   一

10 番 議 員      山   崎              通

11 番 議 員      吉   田   茂   広